

# 第9期 平戸市高齢者福祉計画・ 平戸市介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



■令和5年度ポスター公募優秀賞作品  
左上:小学生低学年の部  
左下:小学生高学年の部  
右 :中学生の部

令和6年3月  
平戸市



## はじめに 市長挨拶(案)

---

わが国において、令和7(2025)年は、いわゆる団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、およそ5.7人に1人が75歳以上という超高齢社会の到来が予測されている年です。また、今後、総人口の減少とともに、現役世代(15～64歳)の割合が低下することから、令和7(2025)年には、総人口が約1億2,326万人で、2.0人の現役世代が1人の高齢世代を支えるかたちになり、令和22(2040)年には、総人口が約1億1,284万人で、1.6人の現役世代が1人の高齢世代を支えるかたちになると予測されています。

国においては、この予測への対策として、中長期的な視点に立ち、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えた介護サービス基盤を確保していく必要があるとしております。

本市は、既に超高齢社会を迎えており、高齢化率は令和6年3月には42.15%に達し、若年層の市外流出や少子化の進行に伴い、今後も高齢化率は上昇していく見込みとなっております。その中で、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が大変重要になってきます。

このような状況を踏まえ、「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を發揮しながら、生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を未来像として、令和6年度からの3年間を計画期間とする「第9期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画」を策定いたしました。本計画では、認知症施策、医療・介護等の連携、健康づくり及び生活支援サービス等のほか、介護人材の確保や災害や新興感染症対策に係る体制整備を盛り込む等、地域共生社会の実現に向けて、更なる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ってまいります。

この計画に基づき、今後も関係機関、関係団体、地域の皆様方と連携しながら、高齢者福祉・介護保険事業の円滑な運営に取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました平戸市介護保険事業計画策定委員会委員の皆様、貴重なご意見・ご提言をいただきました市民や関係者の皆様にご心から厚く感謝申し上げます。

令和6年3月

平戸市長 黒田 成彦



---

# 目次

---

## 総論

### I 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的 .....	3
2 計画策定の視点 .....	5
3 計画の根拠と位置付け .....	6
4 計画の期間 .....	8
5 計画策定の体制 .....	8
6 日常生活圏域の設定 .....	9
7 SDGsの視点を踏まえた計画の推進 .....	10

### II 高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢者等の現状 .....	13
2 アンケート調査等の結果概要 .....	18

### III 計画の基本的な考え方

1 平戸市が目指す高齢社会像 .....	55
2 基本方針 .....	56
3 施策体系 .....	57
4 平戸市の地域包括ケアシステムイメージ .....	58

## 各論

### IV 高齢者福祉施策の充実

高齢者福祉施策の視点 .....	60
1 健康づくりの推進 .....	61
2 生涯学習・スポーツの推進 .....	65
3 社会参加の推進 .....	66
4 生活支援サービスの充実 .....	68
5 安全・安心のまちづくり .....	71
6 介護事業者及び介護者への支援 .....	73

### V 地域支援事業の充実

地域支援事業推進の視点 .....	76
1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 .....	77

2 包括的支援事業.....	82
3 任意事業.....	87
<b>VI 地域包括ケアシステムの深化・推進</b>	
地域包括ケアシステム構築の視点.....	92
1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用.....	93
2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性.....	94
<b>VII 第9期介護保険事業の推進</b>	
介護保険事業推進の視点.....	108
1 第9期計画期間における高齢者等の推計.....	109
2 個別サービスに関する実績と今後の見込み.....	111
3 介護保険事業費用の見込み.....	122
4 介護保険料の算定.....	127
<b>VIII 計画の推進に向けて</b>	
1 令和12（2030）年・令和22（2040）年の予測.....	134
2 その他の将来予測.....	136
3 関係機関との連携.....	138
4 計画の進行管理と評価・点検.....	139
<b>資料編</b>	
1 平戸市介護保険事業計画等策定委員会条例.....	142
2 平戸市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	144
3 計画策定の経緯.....	145

# 総論

## I

### 計画策定にあたって

- 1 計画の背景と目的
- 2 計画策定の視点
- 3 計画の根拠と位置付け
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の体制
- 6 日常生活圏域の設定
- 7 SDGs（持続可能な開発目標）  
の視点を踏まえた計画の推進

高齢者福祉や介護保険制度をめぐり、我が国では近年どのような課題が注目されているのでしょうか。

総論の I では、計画の策定にあたり、これまでの国・社会の動向や、計画の位置付けなど基本的な事項を整理します。





# 1 計画の背景と目的

## (1) 計画策定の背景

介護保険法が平成9(1997)年12月に制定され、平成12(2000)年度に創設された介護保険制度により、高齢者又は病気により日常生活を送れない人に対して、できるだけ自立した生活が送れるよう社会全体で支援する仕組みがつくられました。開始から23年を経過した介護保険制度は、これまで高齢者人口や要介護高齢者、介護保険サービスの利用、高齢者の生活等に関わる各種動向の推移に合わせて様々な対応が行われています。

日本の人口は平成20(2008)年をピークに、以降は減少が続いています。年齢層で最も多い、いわゆる「団塊の世代」は、令和7(2025)年に75歳以上の後期高齢者となり、認知症をはじめ介護を必要とする人の増加が予測されています。さらに、令和22(2040)年には「団塊の世代の子ども(団塊の世代ジュニア)」が65歳以上となり、国民の35.4%が高齢者になることから、現役世代(20～64歳)の1.5人が1人の高齢者を支える時代が訪れるとも予測されています。

第8期までの高齢者福祉・介護保険事業計画では、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築が進められてきたほか、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、地域を暮らしやすくする「地域共生社会の実現」に向けた取組などが進められてきました。

第9期は、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年度を計画期間に含むことから、これまで目標としてきたサービス基盤や人的基盤の整備を充実することが求められます。

さらに、その先の「生産年齢人口の急激な減少」や「介護人材の不足」、「社会保障費の増大」が懸念される令和22(2040)年を見据え、中期的な視点で「地域包括ケアシステムの深化・推進」に取り組んでいくことが必要となります。

## (2) 計画策定の目的

---

平戸市では、これまで「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を“平戸市が目指す高齢社会像”とし、全ての高齢者が、可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようまちづくりを進めてきました。高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、第6期から「地域包括ケア計画」と位置付けられていることから、令和7(2025)年に向けてその構築を進めるよう数々の取組を行ってきたところです。

高齢化率が、全国平均や長崎県平均よりも高い水準で推移してきた平戸市では、高齢者人口は国が注視する令和7(2025)年よりも早くピークを迎え、令和3(2021)年の12,285人をピークに減少に転じており、今後も減少していくことが予想されています。

要介護・要支援認定者(介護が必要な高齢者)数や認定率は、平成28(2016)年をピークに減少傾向にあり、継続的に認定率の上昇している全国の状況とは異なる状況となっています。

また、高齢者一人暮らしの世帯数が増加していること、第1号被保険者のうち後期高齢者の占める割合が国や県よりも高いことなど、地域の特性に合わせた対応が必要となる「地域包括ケアシステム」の構築では、平戸市独自の状況を十分に考慮した施策の検討が必要になります。

今回の「第9期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画(以下「本計画」といいます。)」は、高齢者人口の移り変わりや、市民アンケート調査などにより把握した、高齢者を取り巻く状況、第8期計画の実績を踏まえ、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、引き続き「地域包括ケアシステムを深化・推進」し、平戸市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立を目指して策定します。

## 2 計画策定の視点

### (1) 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、福祉・保健・まちづくりなど、平戸市の高齢者施策全般に関わる計画です。

高齢者の健康づくり、生きがい、社会参加をはじめ、高齢者を中心とした市民生活の質に深く関わり、市の高齢者がいつまでもいきいきと、自分らしく暮らせるまちづくりを進めるものです。その実現のためには、介護保険事業計画によるサービスと一体的に展開・実施し、平戸市ならではの地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが必要です。

### (2) 介護保険事業計画

介護保険事業計画について、国は「基本方針」、都道府県は「介護保険事業支援計画」、市町村は「介護保険事業計画」を定めます。国の基本指針による第9期介護保険事業計画策定における主なポイントは、以下のとおりです。

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
  - ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
  - ②在宅サービスの充実
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
  - ①地域共生社会の実現
  - ②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
  - ③保険者機能の強化
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

資料：社会保障審議会介護保険部会(第106回:令和5年2月27日)資料1-1等より

### 3 計画の根拠と位置付け

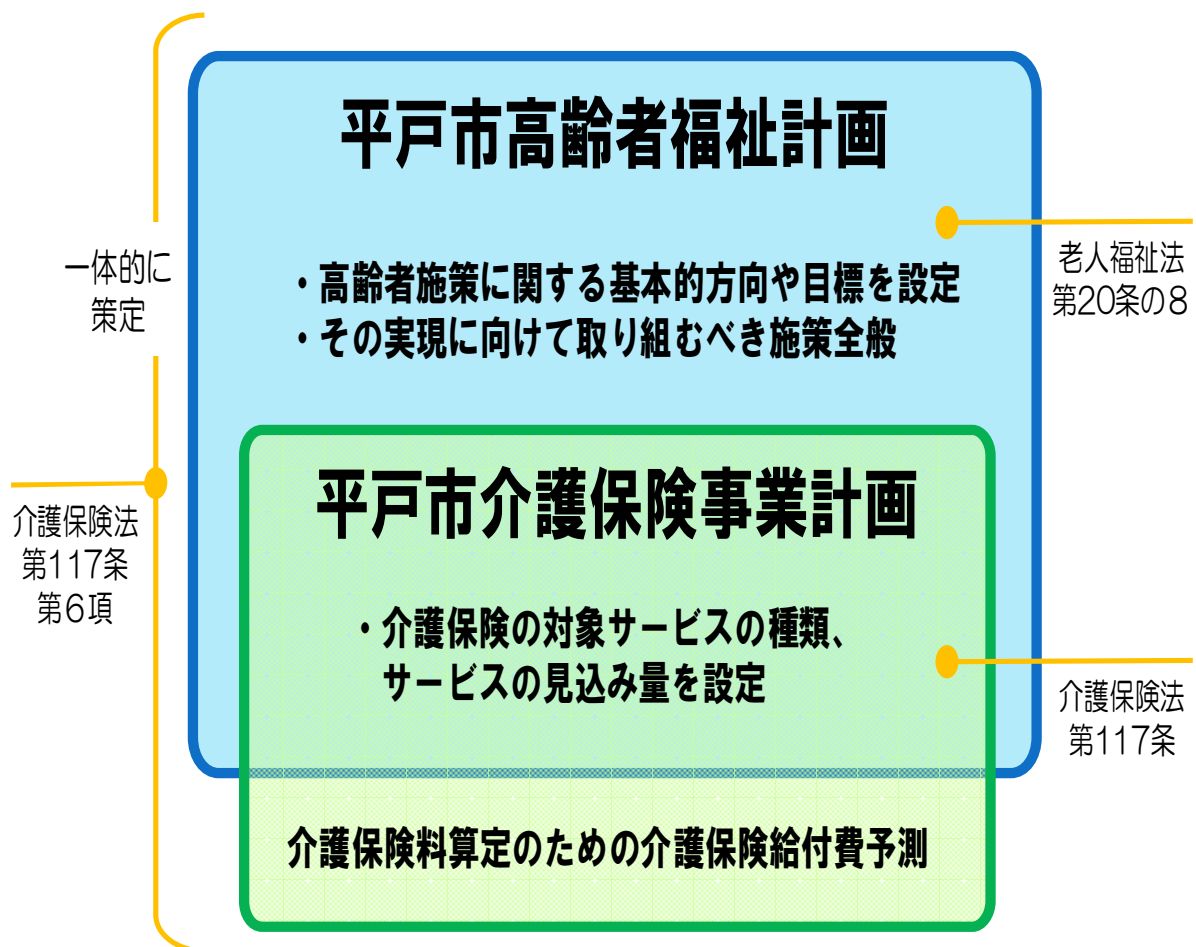
#### (1) 「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的策定

本計画は、平戸市における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

老人福祉計画にあたる「平戸市高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。

介護保険事業計画にあたる「平戸市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

▼ 「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の一体的な策定



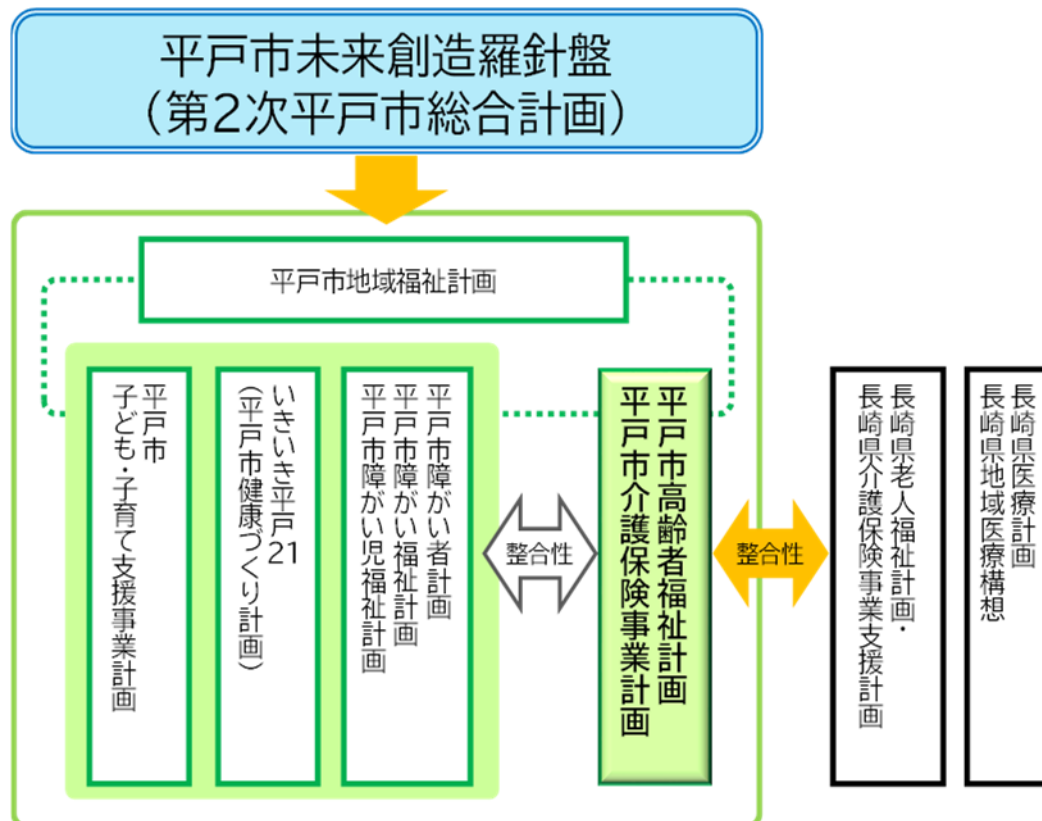
## (2) 各関連計画との整合

平戸市でこれまで体制整備を進めてきた地域包括ケアシステムは、今後も引き続き深化・推進を求められることとなります。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアがまず念頭に置かれているものではありませんが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用できるなど、福祉施策全体に関連性の深い概念です。

このような、地域共生社会の実現に向けた取組を内包する計画であることから、本計画は、市の最上位の計画である「平戸市未来創造羅針盤(第2次平戸市総合計画・後期基本計画)」の理念を踏まえた、高齢者保健福祉分野の個別計画と位置付けるとともに、「平戸市地域福祉計画」等の各種福祉関連計画等との整合を図りながら策定します。また、長崎県が策定する「長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画」、「長崎県医療計画」とも整合を図り策定するものです。

### ▼ 各種関連計画との整合



## 4 計画の期間

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。令和7(2025)年に向けて、引き続き市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進させるための計画と位置付け、最終年度にあたる令和8年度には、本計画を見直して第10期計画の策定を行います。

### ▼ 計画の期間

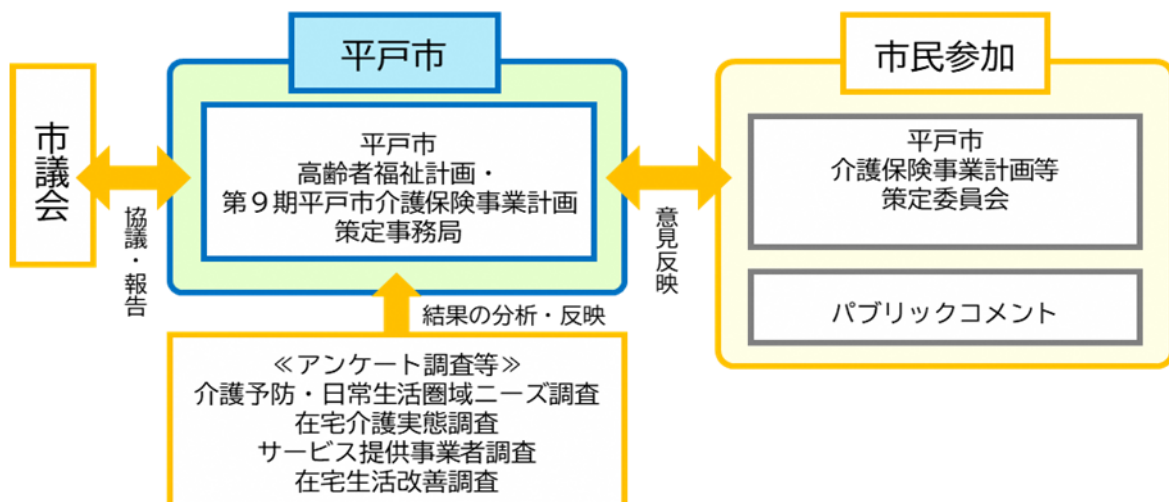


## 5 計画策定の体制

本計画の策定にあたり、生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い、介護予防の推進の観点から、高齢者の状況やニーズを把握するための「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、及び要介護者の在宅生活の継続や介護者の支援に有効なサービスを検討するための「在宅介護実態調査」という、2つの市民アンケートを実施しました。また、市内における介護保険サービス提供の現状や課題を把握するための「サービス提供事業者調査」、在宅のサービス利用状況と生活の維持の状況を把握するための「在宅生活改善調査」を実施しています。

本計画は、これらの調査結果を踏まえ、介護保険事業計画等策定委員会の中で協議を行い、市民の意見を求めるパブリックコメントを経て策定しています。

### ▼ 計画策定の体制



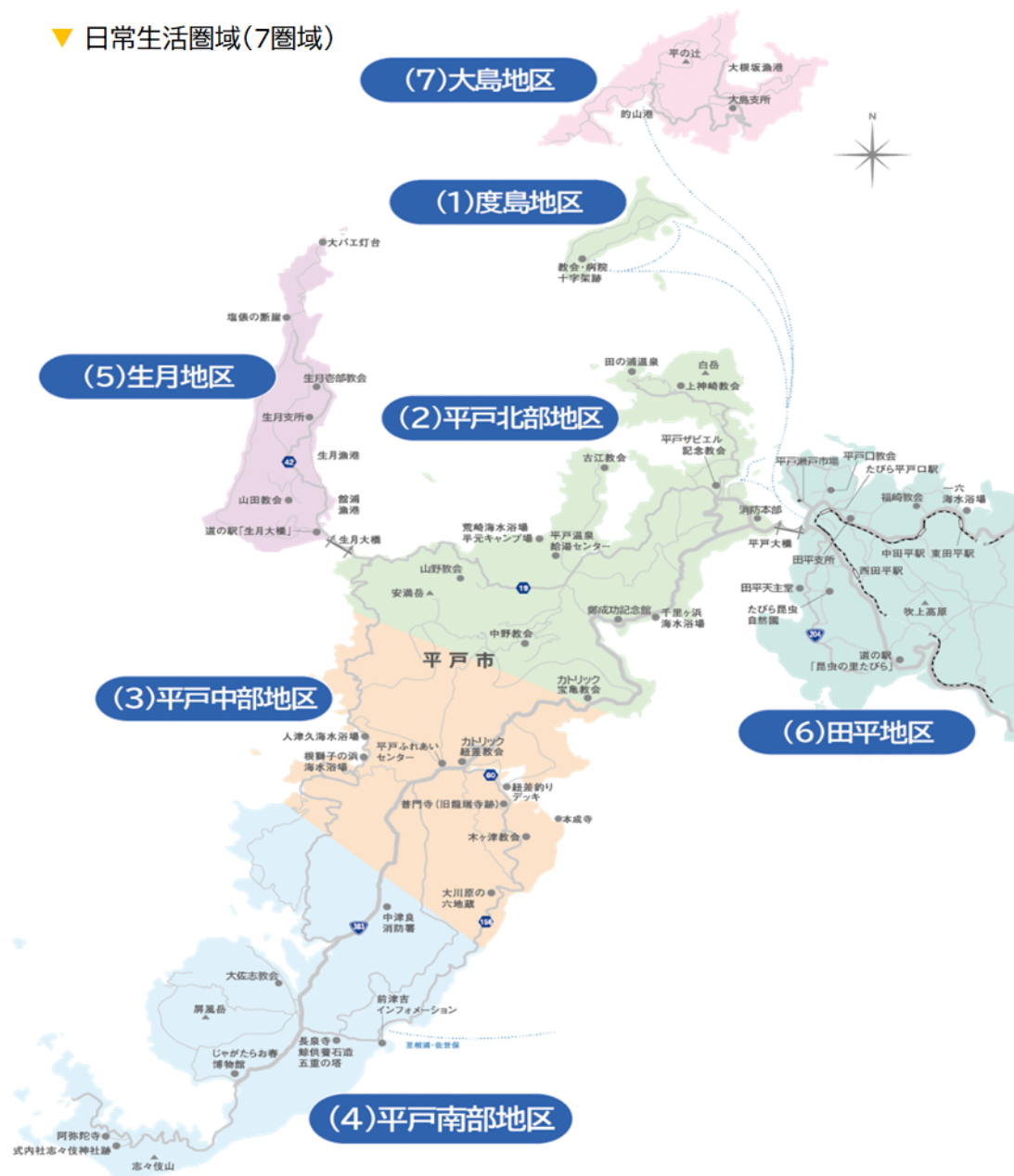
## 6 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口・交通その他の社会的条件、介護サービス提供施設の整備などを総合的に勘案して定める区域のことです。

平戸市では、第6期から「平戸市総合計画」と同様の、市内7圏域の設定に基づき、地域包括ケアシステムを推進してきました。

本計画においても、第8期を踏襲し、7つの日常生活圏域設定により、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

### ▼ 日常生活圏域(7圏域)



※本計画での7圏域表記順は、「見える化」システムに登録されている日常生活圏域の番号順に倣っています。

## 7 SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意し、採択されました。

令和12(2030)年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。「第2次平戸市総合計画(後期基本計画2023～2027)」では、基本方針ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsという世界共通のものさしを用いることにより、多様な地域や関係団体との目標の共有と連携の強化を図り、取組をより一層進めることで、持続可能なまちの実現を目指します。



○本計画に関連する「第2次平戸市総合計画(後期基本計画2023～2027)」の基本方針目標:「高齢者が住みやすい環境を構築する」

<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p><b>【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p><b>【持続可能な都市】</b> 包摂的で安全かつ強靱で、持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>

本計画につきましても、SDGsを意識して取り組み、地域や関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、高齢者の最善の利益が実現される社会を目指します。



## Ⅱ

# 高齢者を取り巻く現状と課題

- 1 高齢者等の現状
- 2 アンケート調査等の結果概要

平戸市の高齢者等を取り巻く環境はどのように移り変わり、現在どのような状況にあるのでしょうか。

Ⅱでは、人口、高齢化率の推移などについて確認し、計画策定にあたり実施したアンケートなど各調査の結果をまとめます。



# 1 高齢者等の現状

## (1) 人口構造

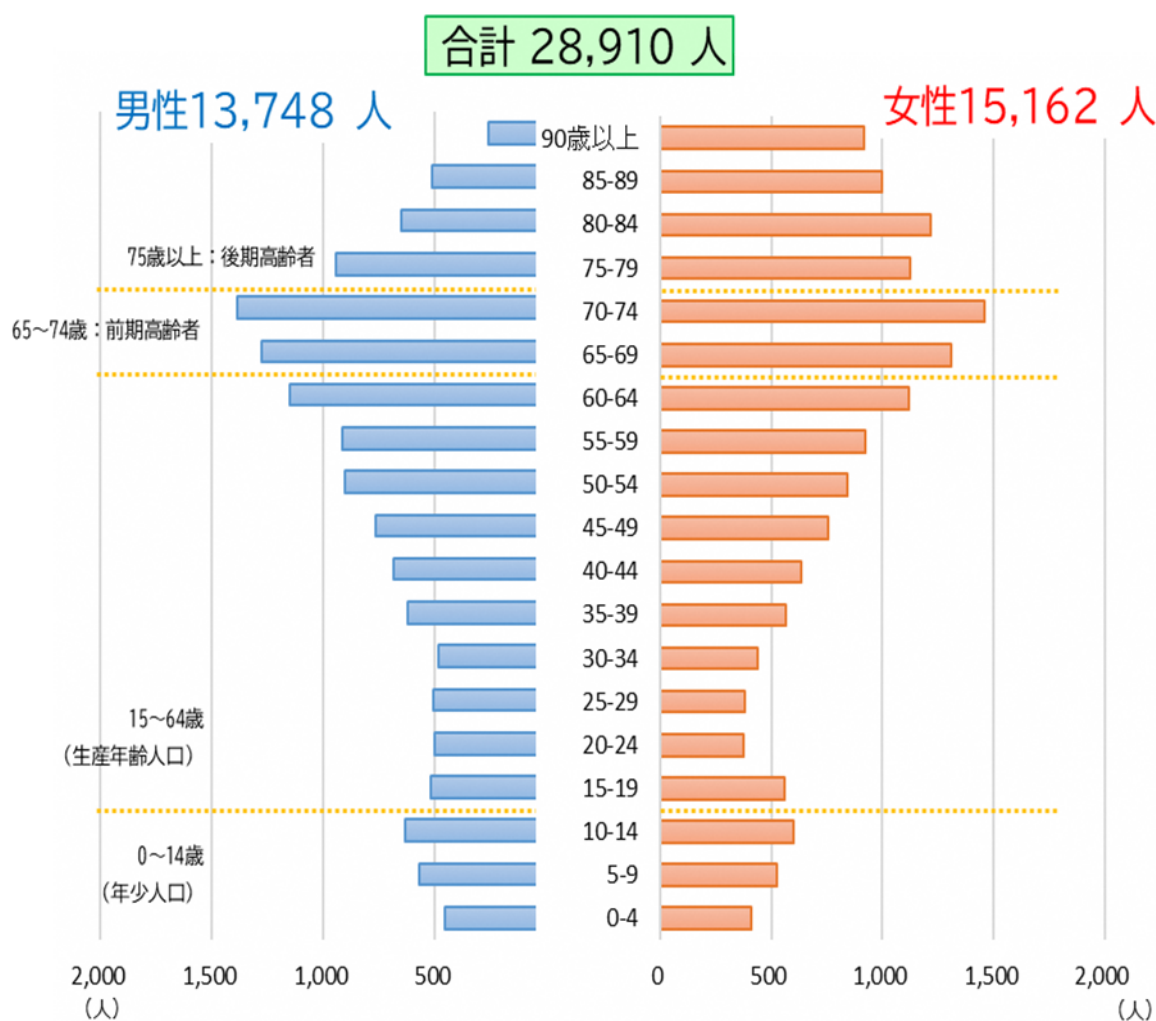
令和5(2023)年3月31日現在の人口構造を見ると、いわゆる「団塊の世代」を含む70～74歳が最大ですが、65～69歳がそれに続く人口のボリュームゾーンとなっています。この層が、第9期計画期間中に後期高齢者へと移行していきます。

また、生産年齢人口の中で見ると、令和22(2040)年には後期高齢者となる55歳～64歳の人口が多い状況となっています。

高齢者に比べると、生産年齢人口の各層の人口が少ないことから、当面の間はより少ない人数で高齢者を支えていく傾向が続くことになると考えられます。

性別では、男性が13,748人、女性が15,162人で、女性が男性より1,414人多くなっています。

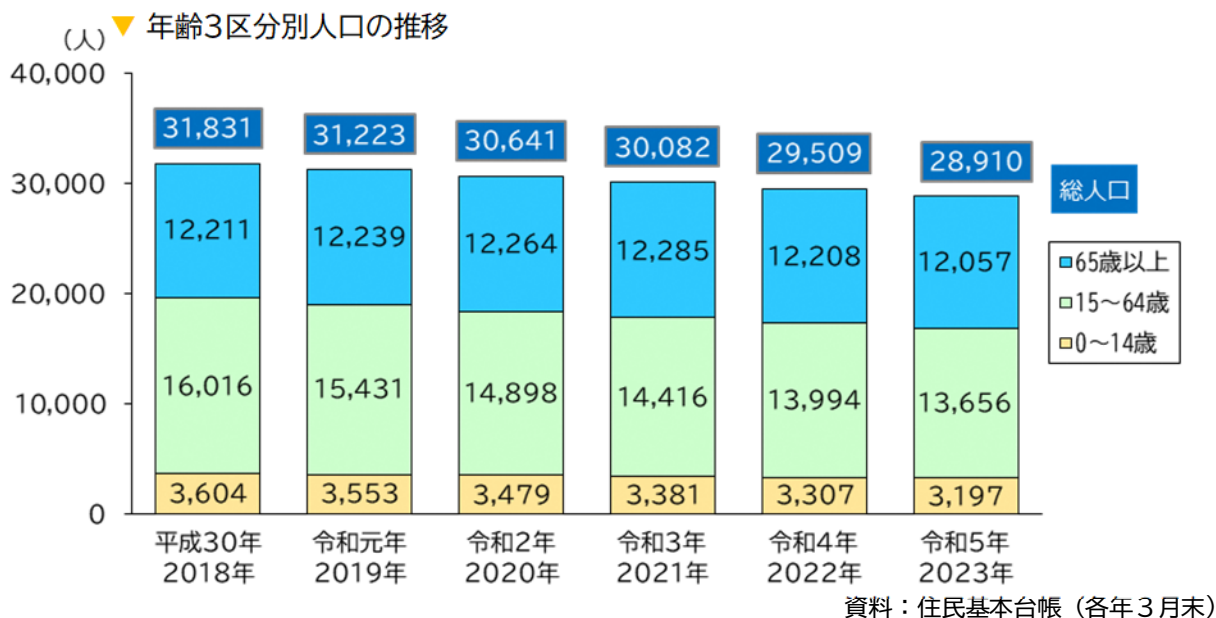
### ▼ 平戸市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和5年3月末）

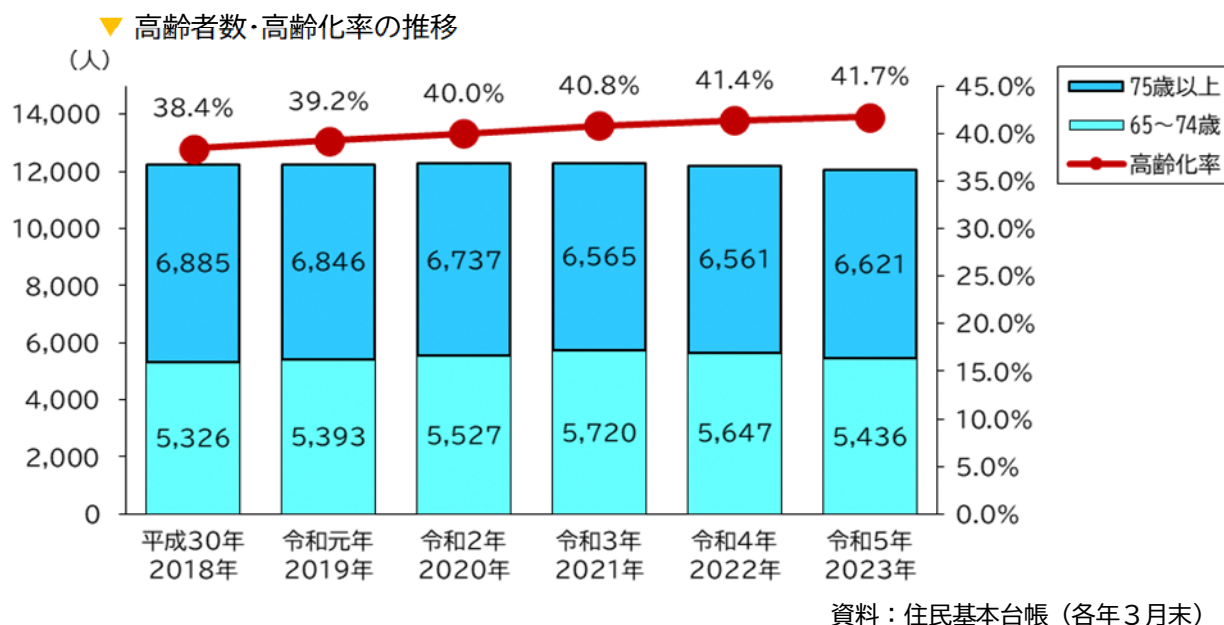
## (2) 年齢3区分別人口の推移

総人口は減少傾向で推移しており、年齢区分別に見ると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は継続的に増加となっていました。令和4(2022)年から高齢者人口の減少が始まっています。



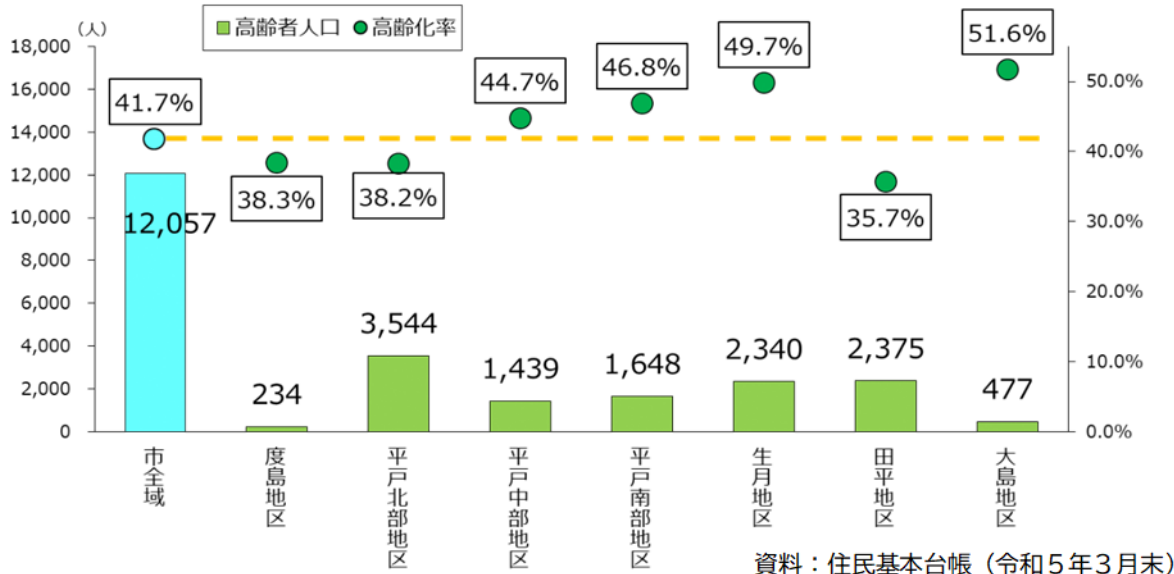
## (3) 高齢者数・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、令和5(2023)年3月31日現在で41.7%となっています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。



日常生活圏域別の高齢化率を見ると、大島地区(51.6%)、生月地区(49.7%)、平戸南部地区(46.8%)、平戸中部地区(44.7%)が、市全域の高齢化率(41.7%)を上回る状況となっています。

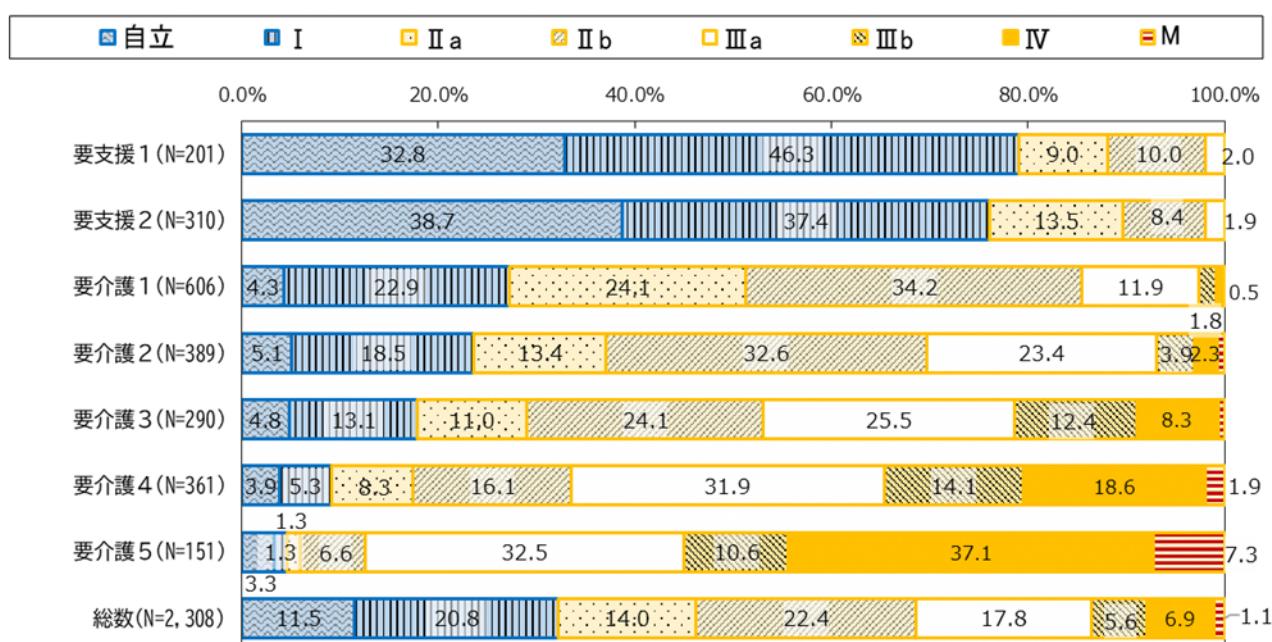
▼ 日常生活圏域別高齢者人口・高齢化率



(4) 認知症高齢者の状況

要介護認定を受けた高齢者のうち、日常生活で何らかの支援が必要とされる認知症日常生活自立度Ⅱ(Ⅱa及びⅡb)以上の人は、要介護1以上で介護度が上がるにつれて増えています。

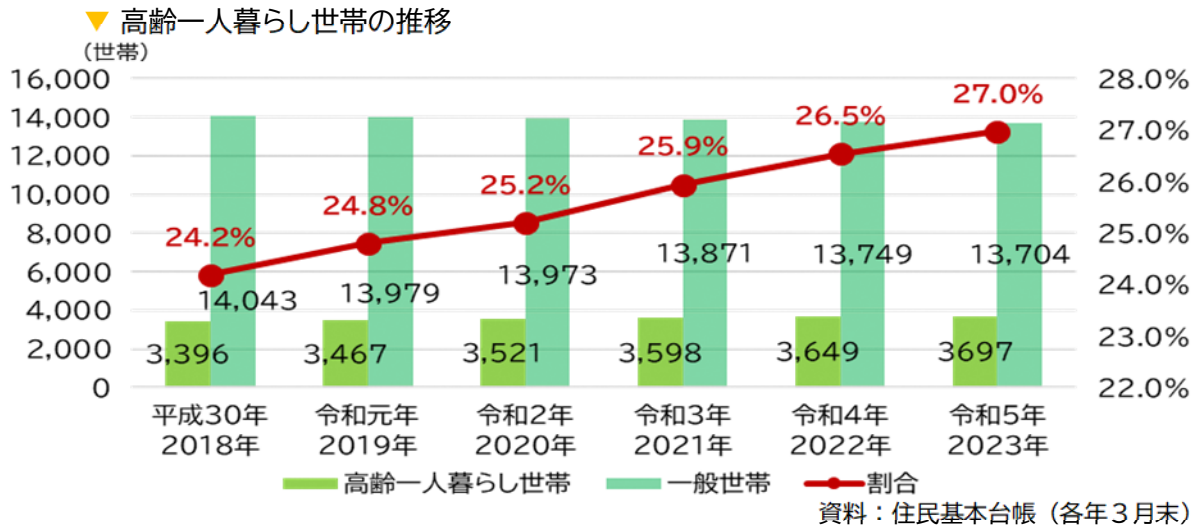
▼ 認知症高齢者の状況(要介護認定別・自立度)



資料：市データ（令和5年3月末）

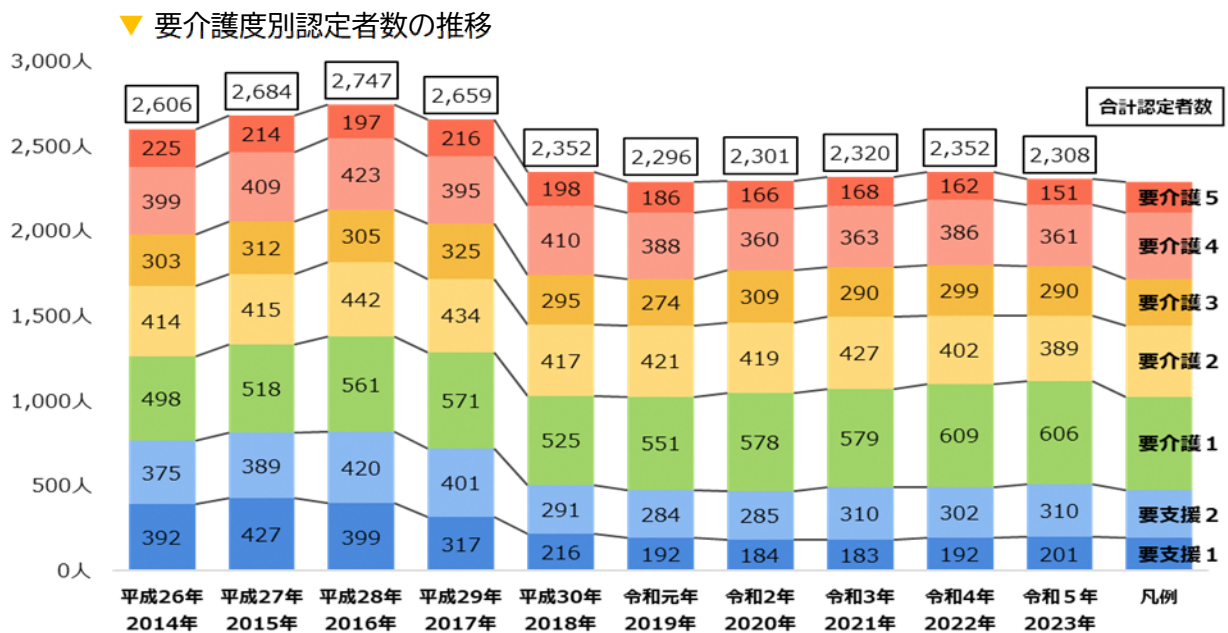
## (5) 高齢一人暮らし世帯の推移

一般世帯数の減少傾向に対し、高齢一人暮らし世帯の数は増加傾向にあるため、一般世帯に対する高齢一人暮らし世帯の割合は上昇を続けており、令和5(2023)年では27.0%と、一般世帯の約4分の1を占めています。



## (6) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の合計は、令和元(2019)年から増加傾向で推移してきましたが、令和4(2022)年の2,352人をピークに令和5(2023)年は減少に転じています。要介護度別に見ると、要介護1が多くなっています。

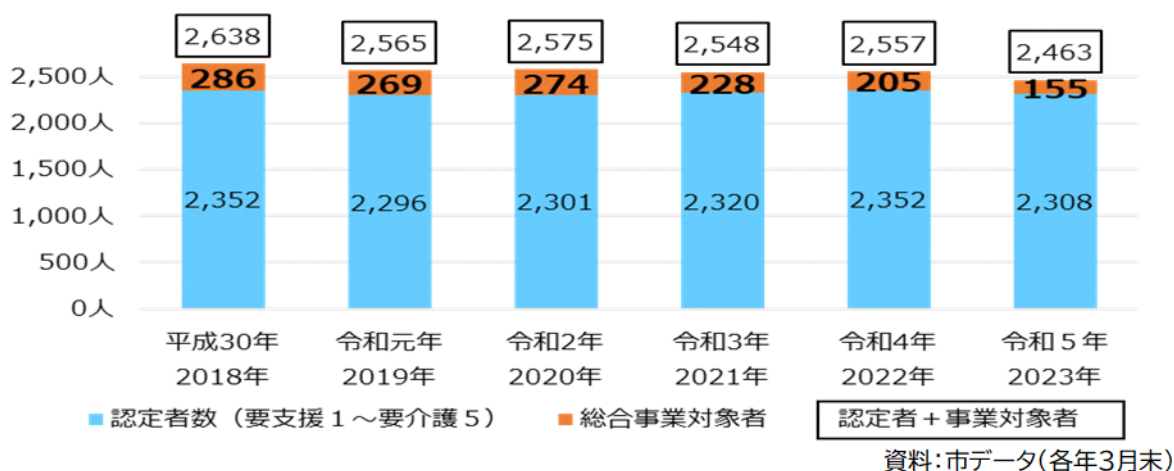


資料：「介護保険事業状況報告」年報(令和4年は月報)・「見える化」システムより（各年3月末）  
(平成31年は令和元年と表記、以下同)

## (7) 総合事業対象者（基本チェックリスト対象者）数の推移

平戸市では、平成29(2017)年4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を開始しており、チェックリストによる総合事業対象者は、平成29年度から要介護認定者数とは別に集計されています。令和5(2023)年の総合事業対象者数は、155人と減少傾向にあります。

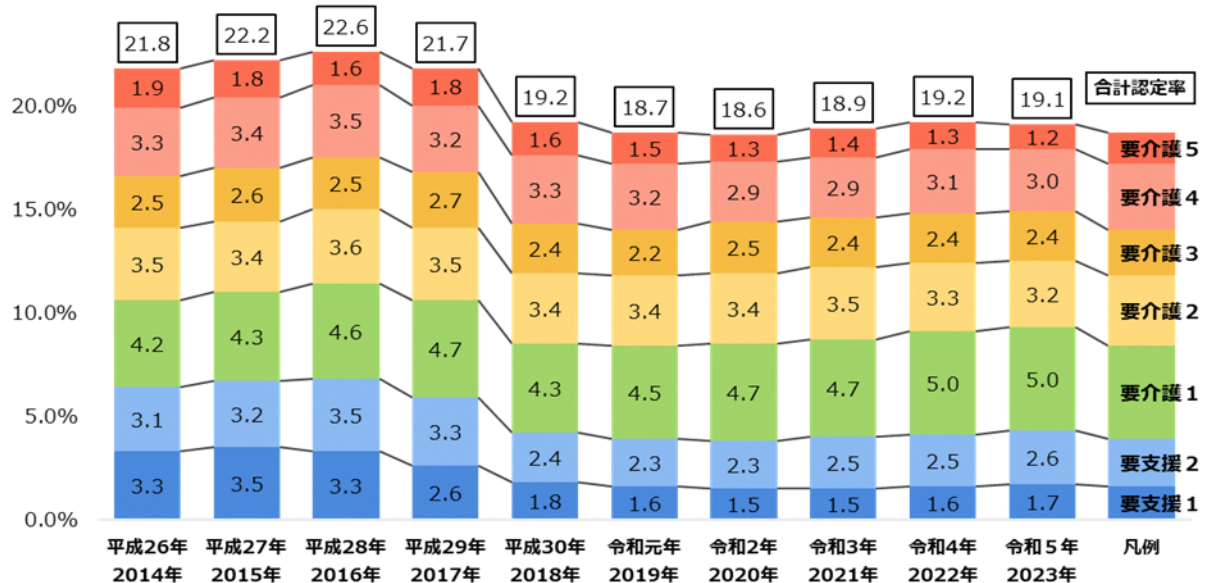
### ▼ 要介護認定者数と総合事業対象者数の推移



## (8) 要介護認定率の推移

合計認定率は、令和2(2020)年から増加傾向で推移してきましたが、令和4(2022)年の19.2%をピークに令和5(2023)年は減少に転じています。認定区分別で直近3年の傾向を見ると、要介護1が増加傾向となっています。

### ▼ 要介護度別認定率の推移



## 2 アンケート調査等の結果概要

### (1) 市民アンケート実施概要

#### ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

- 調査対象者：市内在住の65歳以上の方(令和4年11月10日現在)1,000人
- 調査方法：地区民生委員・職員による配付回収
- 調査期間：令和4年10月7日～令和4年11月21日

#### ②在宅介護実態調査

- 調査対象者：市内在住の要介護認定申請(更新、区分変更)者とその家族
- 調査方法：認定調査員による調査、回収
- 調査期間：令和4年4月～令和5年1月

#### ○配付・回収状況

	調査名	配付数	有効回収数	有効回収率
①	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,000票	922票	92.2%
②	在宅介護実態調査	304票	301票	99.0%

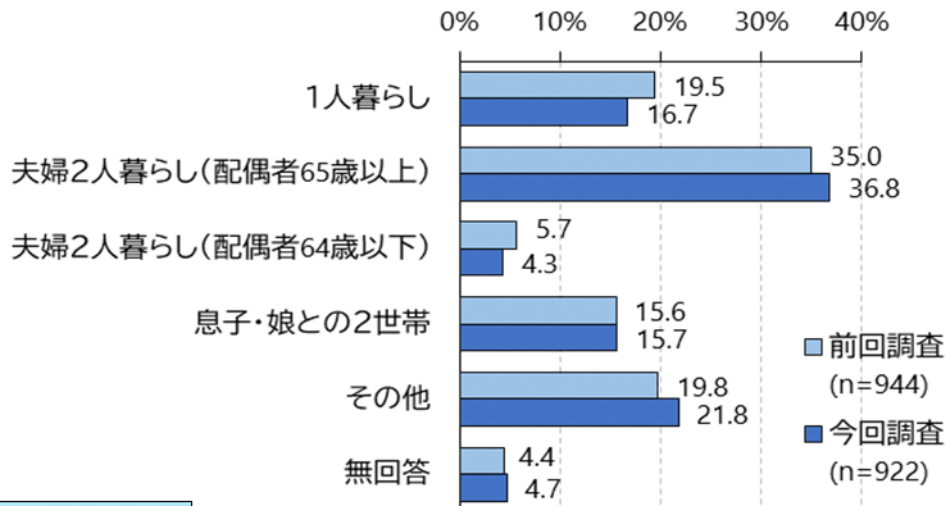


## (2) 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の主な調査結果

本ページ以降の図中の「n」は、「総数」を表しています。

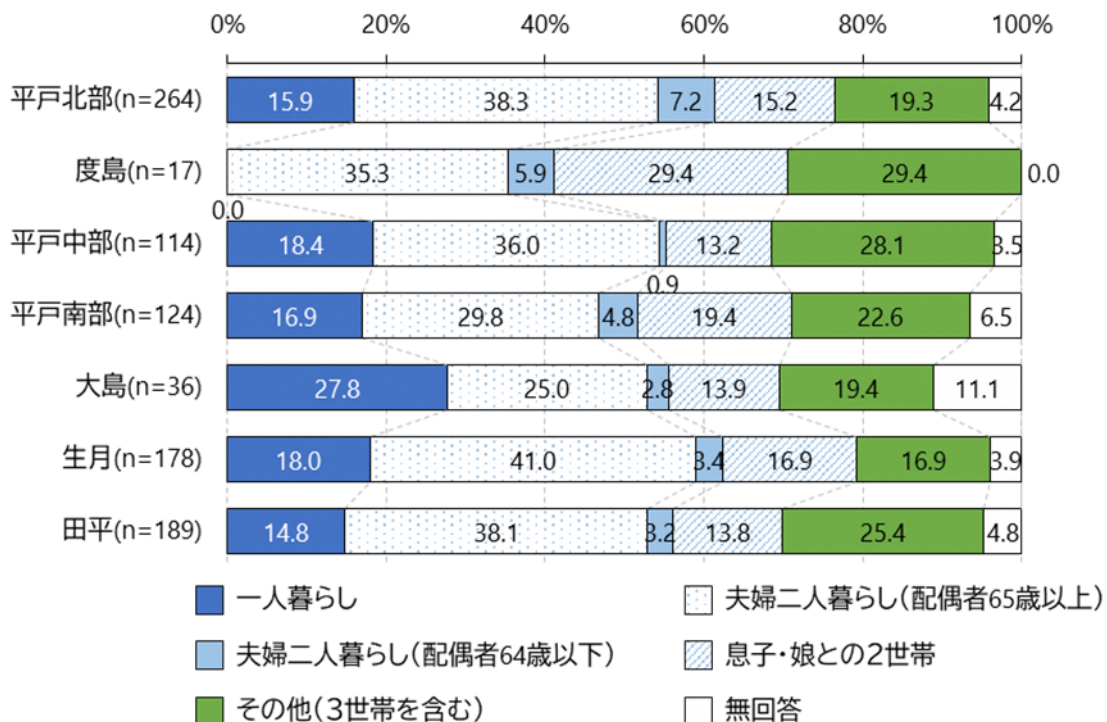
### 家族構成

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が36.8%と最も多く、「1人暮らし」が16.7%、「息子・娘との2世帯」が15.7%となっています。



### 家族構成×日常生活圏域

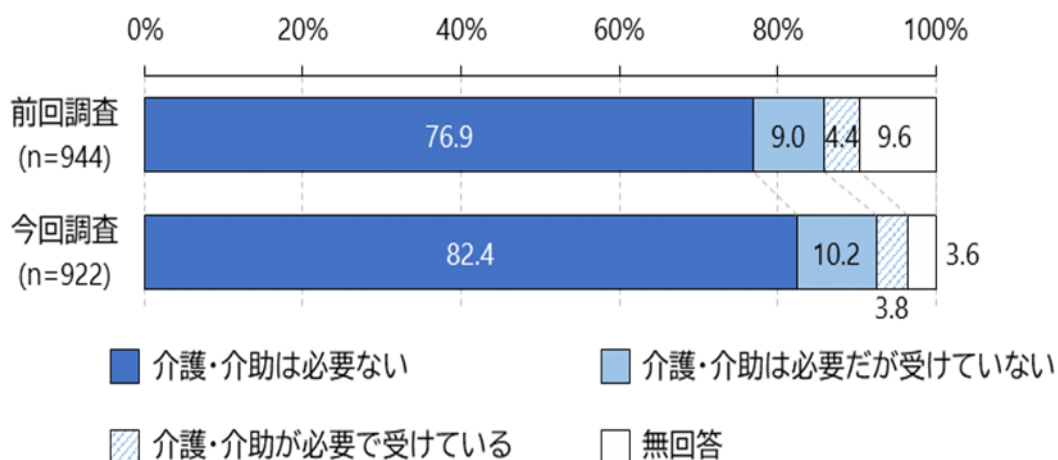
「1人暮らし」の割合が20%を超えるのは「大島地区」で27.8%、「息子・娘との2世帯」の割合が最も高いのは「度島地区」で29.4%となっています。



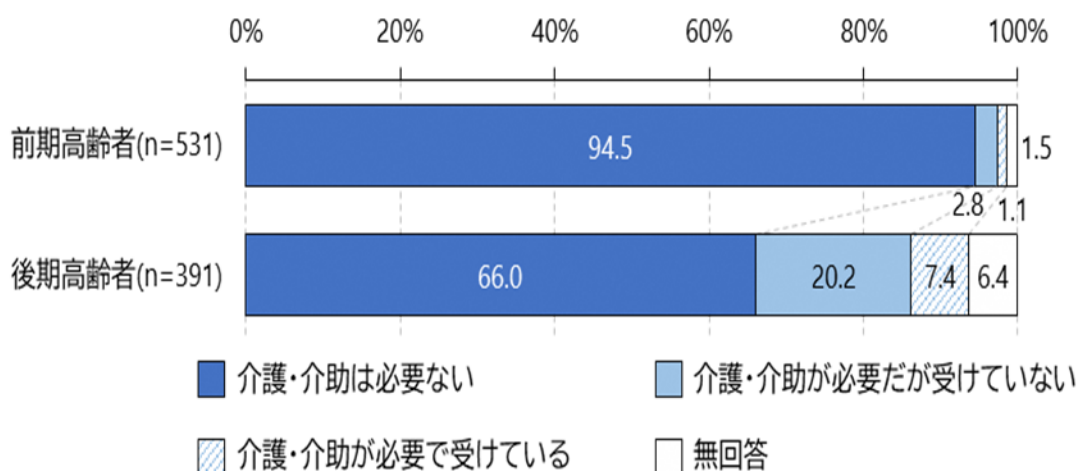
※「一人暮らし」「二人暮らし」は、アンケート内では国の調査票設定に合わせて「1人暮らし」「2人暮らし」と表記しています。(以下同)

介護・介助の必要性

「介護・介助は必要ない」が82.4%と最も多く、「介護・介助は必要だが受けていない」が10.2%、「介護・介助が必要で受けている」が3.8%となっています。



年齢区分別にみると、「介護・介助は必要ない」は、前期高齢者では94.5%ですが、後期高齢者では66.0%となっています。「介護・介助が必要で受けている」は、前期高齢者では1.1%ですが、後期高齢者では7.4%と増加しています。

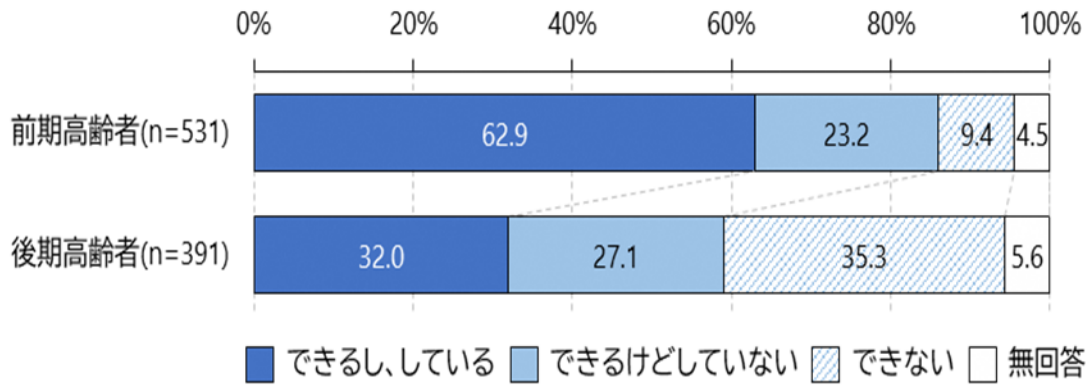


「介護・介助を必要としない人」が82.4%と多数であり、また増加傾向にあります。しかし、介護・介助が必要になった場合、36.8%（夫婦2人暮らしで配偶者65歳以上）の人は、いわゆる「老老介護」の状況になる可能性が高いと考えられます。

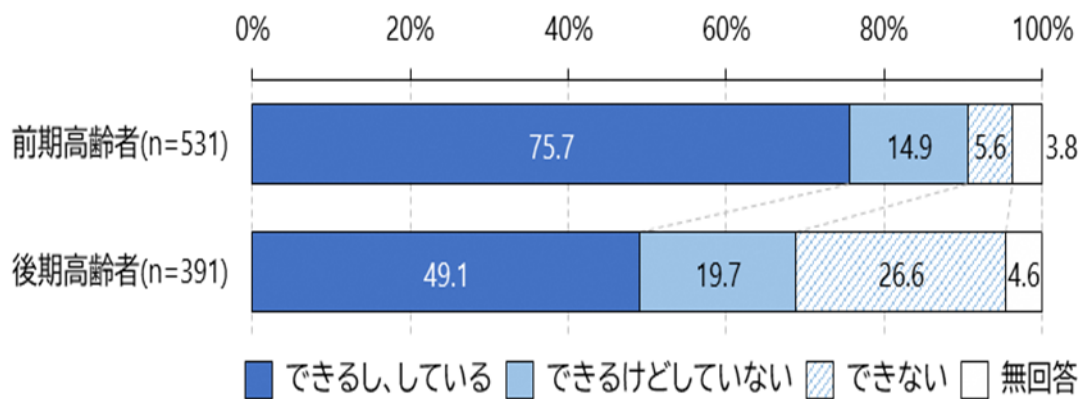
また、16.7%（大島地区では20.7%）の「1人暮らし」の人についても、状況を継続的に見ていく必要があります。

## 階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか

運動器機能の低下に関する代表的な設問である、「階段を昇る状況」と「いすから立ち上がる状況」を年齢区分別にみると、後期高齢者では「できるし、している」が少なくなり、「できない」が多くなっています。

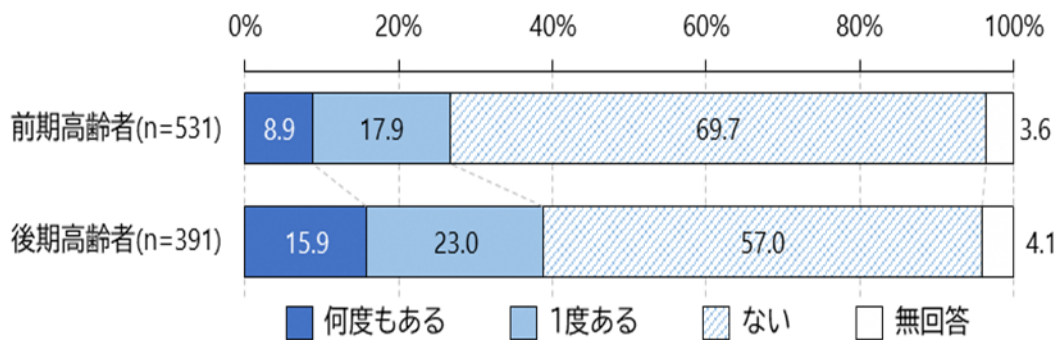


## いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか

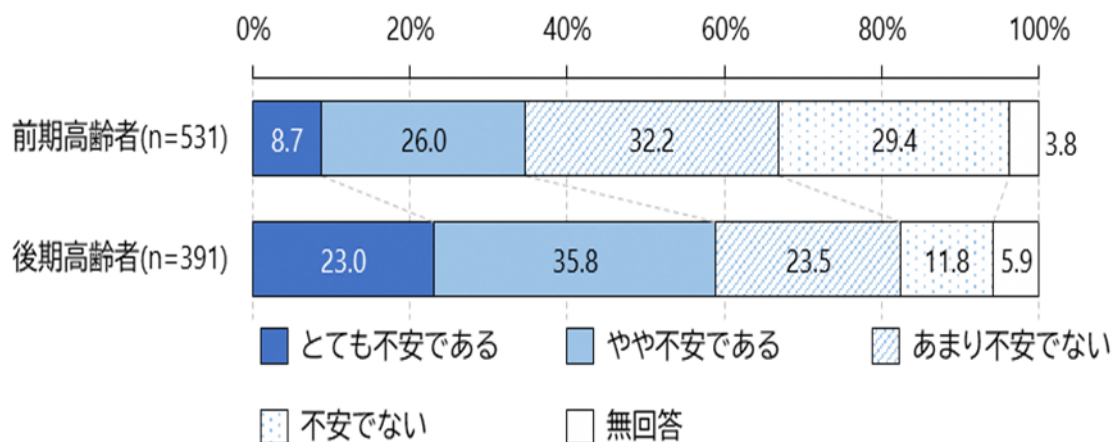


過去1年間に転んだ経験

転倒リスクを問う設問である「過去1年間に転んだ経験」と、「転倒に対する不安」を年齢区分別にみると、後期高齢者の方が、転んだ経験で「何度もある」「1度ある」の合計の割合が高くなり、転倒の不安で「とても不安である」「やや不安である」の合計の割合が高くなっています。転倒の経験、転倒に対する不安感ともに、年齢が高くなるにつれて増していくことがわかります。



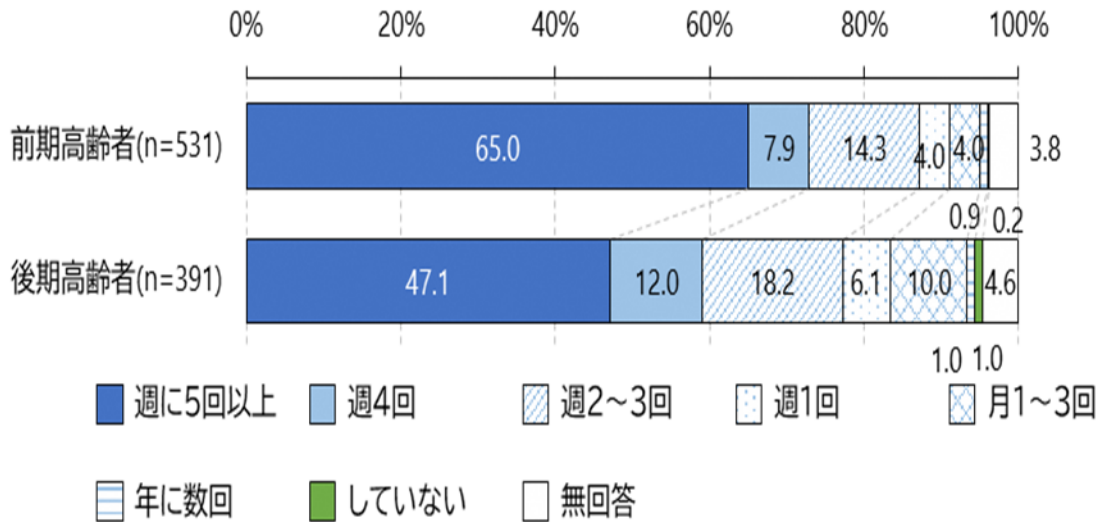
転倒に対する不安



運動機能・転倒のリスクは「年齢による違いがある」ことがはっきりとわかる結果となっています。  
後期高齢者では、リスクや不安の大きさが増しているため、一層のケアが必要であること、そうならないためにも、「介護予防」を早いうちから実施していくことが重要です。

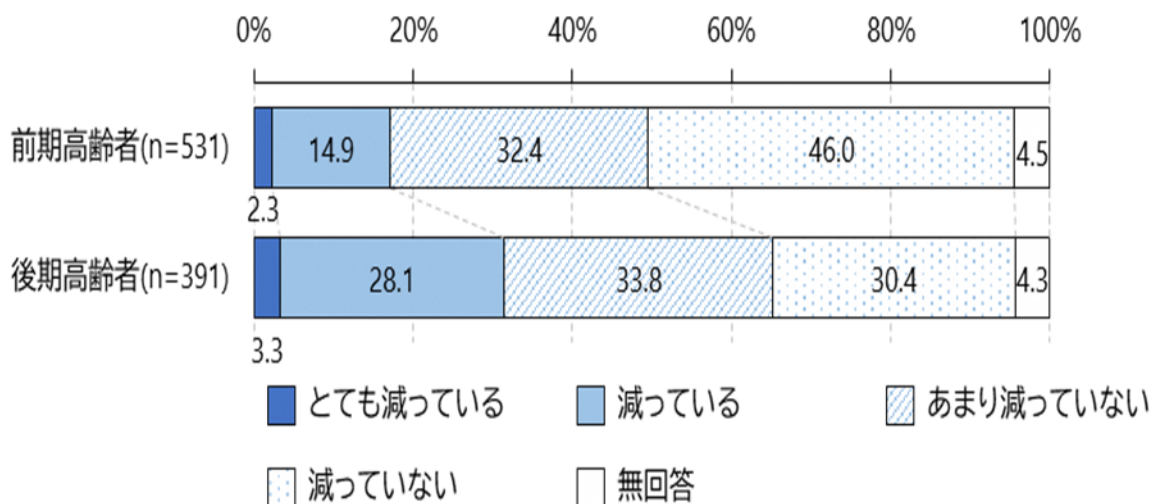
### 外出の頻度

閉じこもり傾向を問う設問である「外出の頻度」を、年齢区分別にみると、「していない」は後期高齢者で増加し、「週に5回以上」は後期高齢者で減少しています。後期高齢者になると外出の頻度が減ることがわかります。



### 昨年と比べた外出の回数

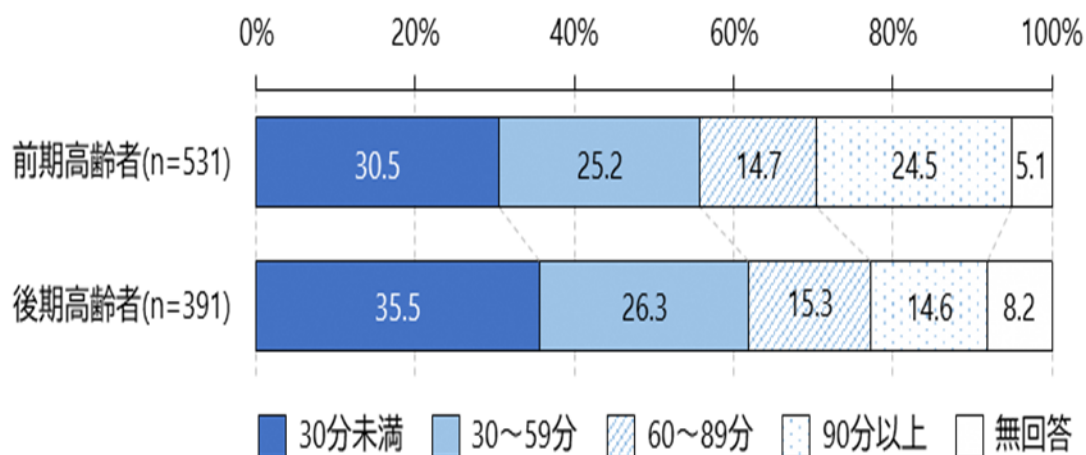
外出の減り方を、年齢区分別にみると、前期高齢者では「とても減っている(2.3%)」「減っている(14.9%)」の合計は、17.2%で、後期高齢者では31.4%となっており、年齢が高くなるにつれて外出回数の減り方が大きくなっていることがわかります。



外出は、運動機能の維持や、他者との交流にもつながる機会となります。その頻度が減る要因や背景をみていくことは重要です。

平均歩行時間

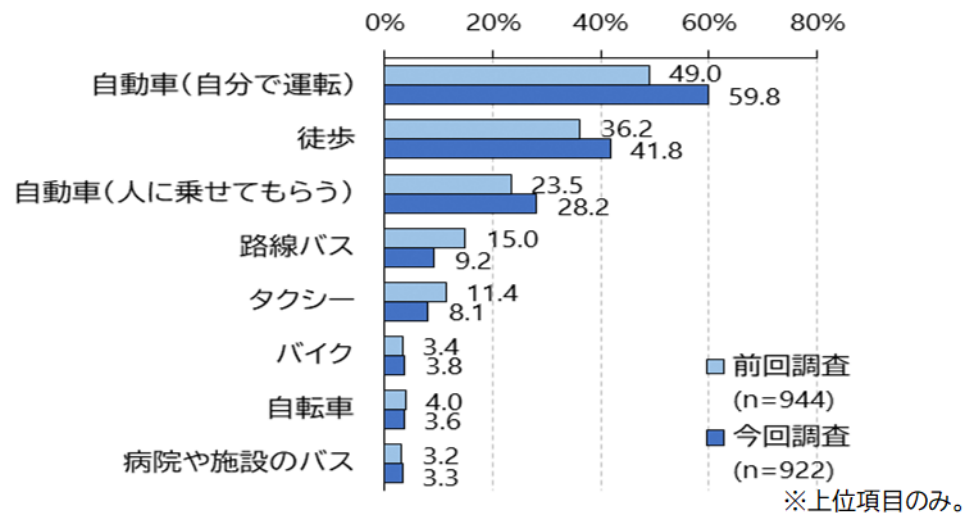
平均歩行時間を、年齢区分別にみると、「30分未満」は後期高齢者の方が多く、「90分以上」は前期高齢者の方が多くなっており、年齢が高くなるにつれて歩行時間が少なくなる傾向にあることがわかります。



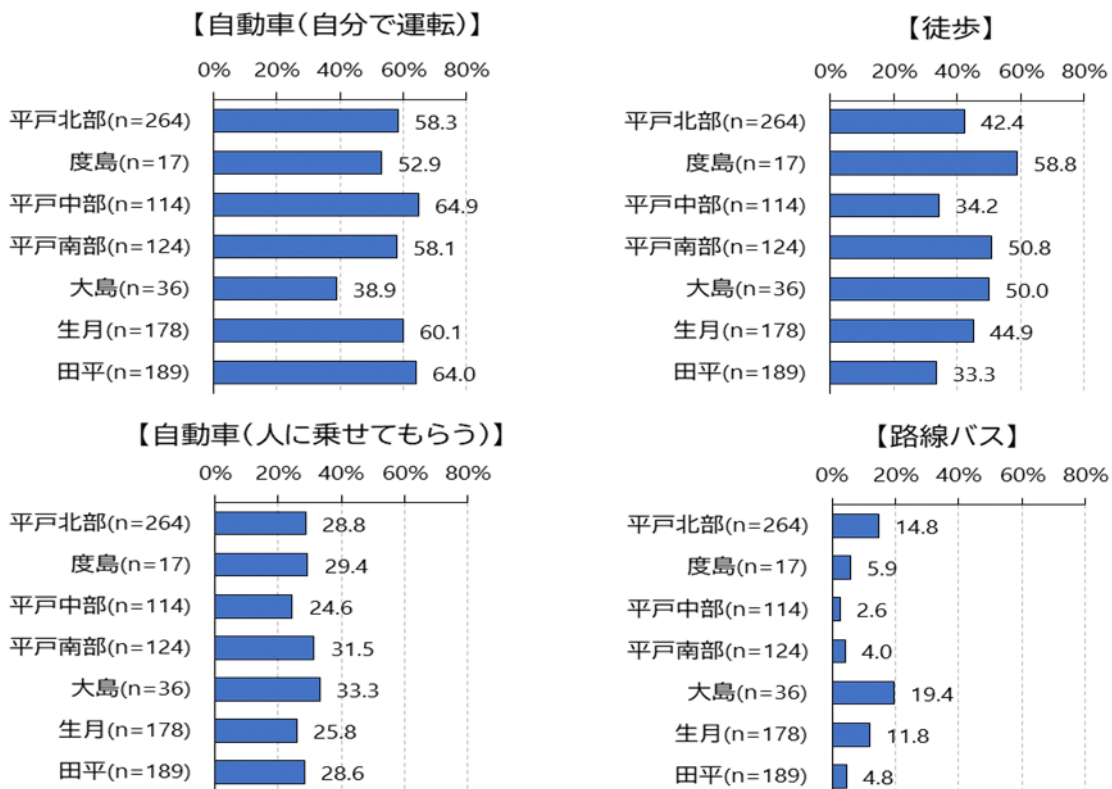
外出は、運動機能の維持や、他者との交流にもつながる機会となります。その頻度が減る要因については、加齢による歩行時間の関わりがあることがわかります。

### 外出する際の移動手段(複数回答)

「自動車(自分で運転)」が59.8%と最も多く、次いで「徒歩」が41.8%、「自動車(人に乗せてもらう)」が28.2%、「路線バス」が9.2%、「タクシー」が8.1%となっています。



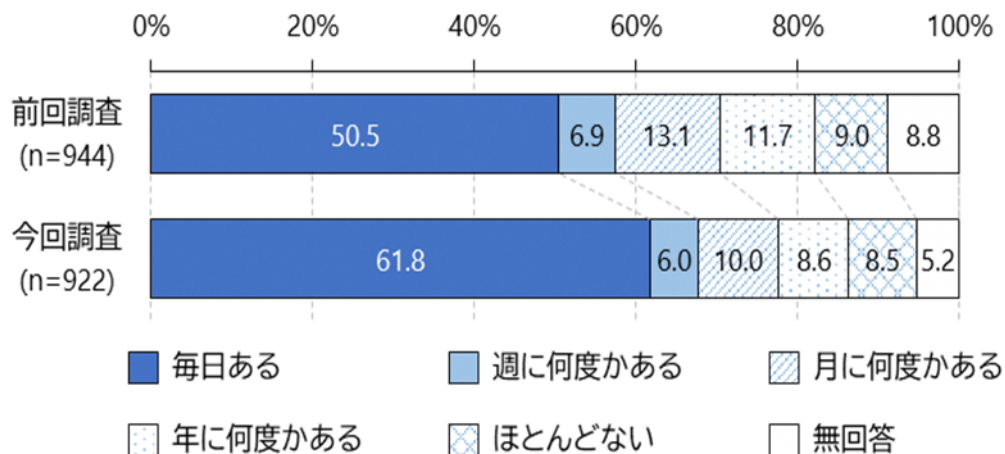
外出する際の移動手段(上位4項目)を日常生活圏域別にみると、「自動車(自分で運転)」は、平戸中部地区、田平地区、生月地区で6割以上、大島地区でやや低くなっています。「徒歩」は、度島地区、平戸南部地区、大島地区で5割台、平戸中部地区、田平地区でやや低くなっています。



移動手段で車を運転する人は多く、高齢化に伴って運転が難しくなった場合に、外出機会が減少してしまうことが懸念されます。移動手段においては、市内でも地域差があり、平戸中部地区では車の運転が多く、徒歩が少ない。大島地区では人に乗せてもらったり、徒歩での移動が多かったりなど、それぞれの地域に即した対策を実施し、高齢者が外に出やすくなる移動支援を引き続き行うことが重要と考えられます。

どなたかと食事をともしる機会

どなたかと食事をともしる機会では、「毎日ある」が最も多くなっています。また、「ほとんどない」が8.5%みられます。前回と比べると「毎日ある」は増加しています。



食事そのものへの支援は、ヘルパーによる家事支援、配食サービスなどによる対応も考えられますが、孤食の状況については、特に1人暮らしの高齢者に対してまた別の支援の方策を検討する必要性が考えられます。

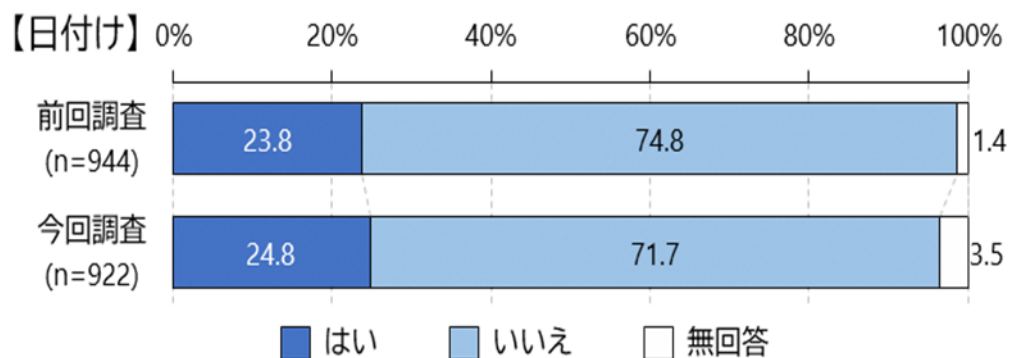
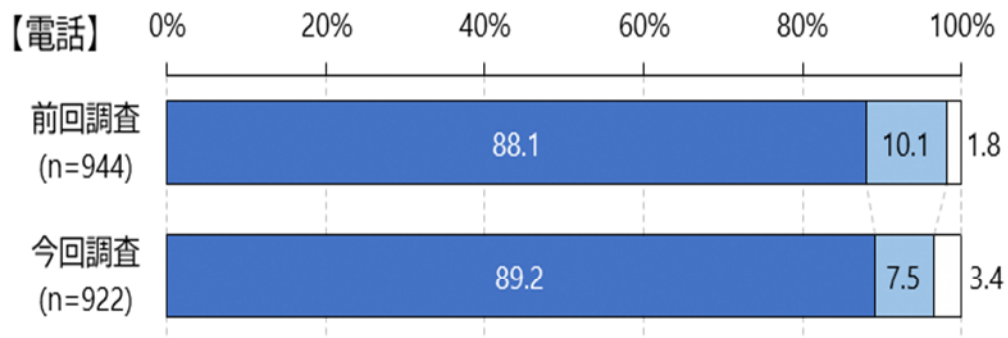
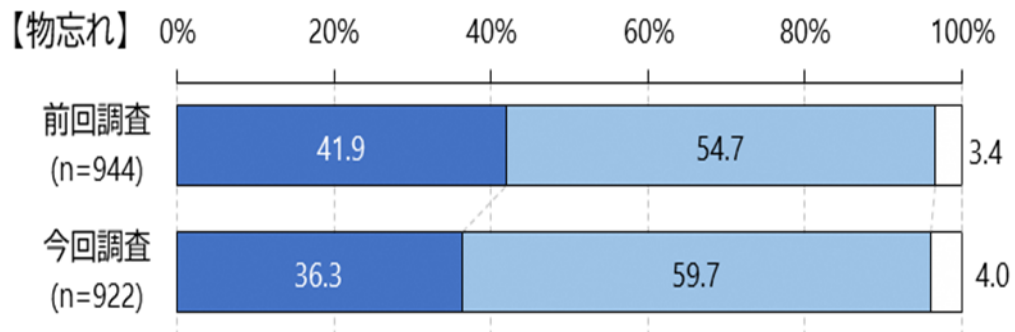
家族との同居状態や、新型コロナウイルス感染症の終息などが影響して、状況は好転する結果となっています。今後も引き続き、誰かと食事をともしる機会や場を設けることが重要となっています。



## 物忘れが多いと感じるか／自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしているか

## 今日が何月何日かわからないときがあるか

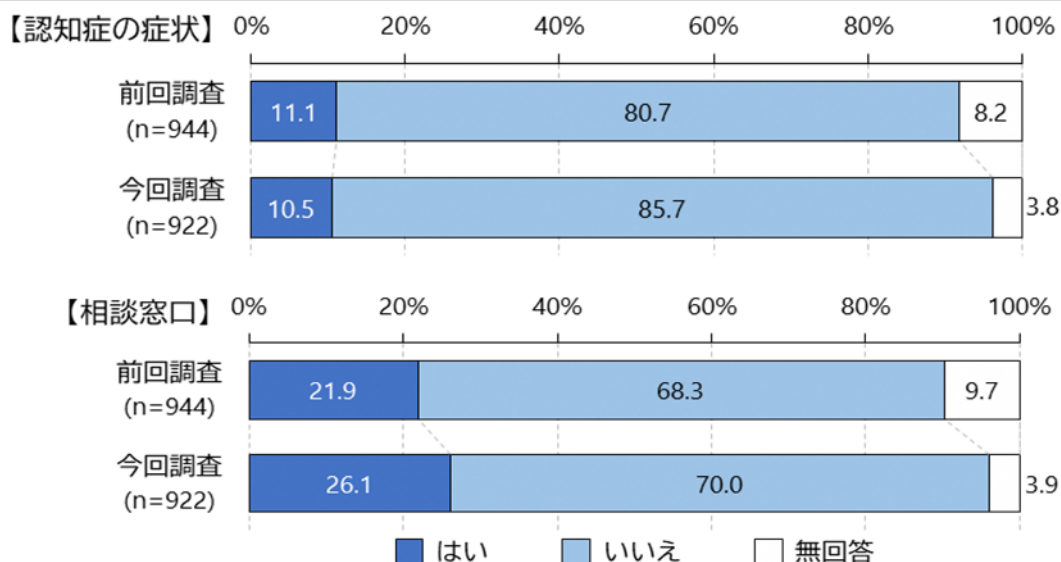
認知機能に関する設問では、「物忘れが多いと感じる人」は、「はい」が36.3%となっていますが、約9割は「自分で電話番号を調べて、電話をかける」ことをしており、「今日が何月何日かわからない」ときがある人は、約2割となっています。前回調査と比べると、物忘れが多いと感じる人は減少していますが、ほかでは大きな変化はありませんでした。



認知症の症状がある又は家族に認知症の症状がある人がいるか

認知症に関する相談窓口を知っているか

「認知症の症状がある」、あるいは「家族に認知症の症状がある人がいるか」では、「はい」が10.5%にとどまり、認知症に関する相談窓口の認知度は、知っている人が2割台となっています。

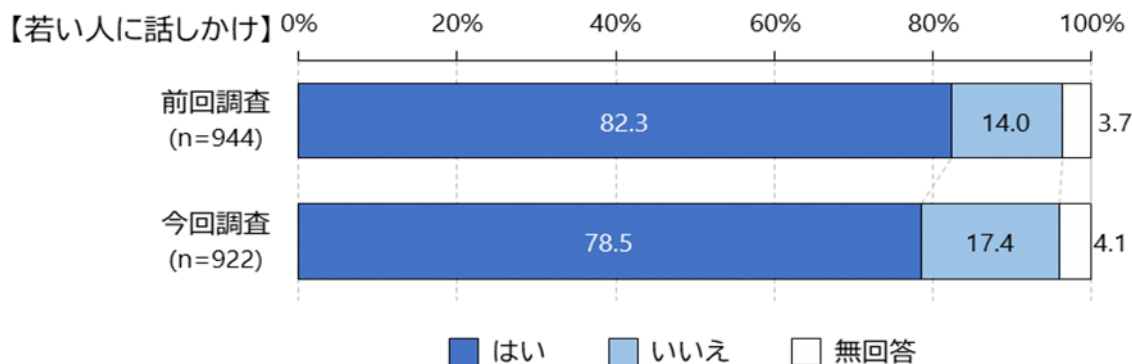


自身や家族の認知症の症状を感じている人は少なく、そのせいもあってか相談窓口の認知度もあまり高くはありませんが、増加傾向にあります。

国では、認知症高齢者の数が今後増加すると見込んでいることから、相談窓口についての理解・普及は、引き続き必要と考えられます。

若い人に自分から話しかけることがあるか

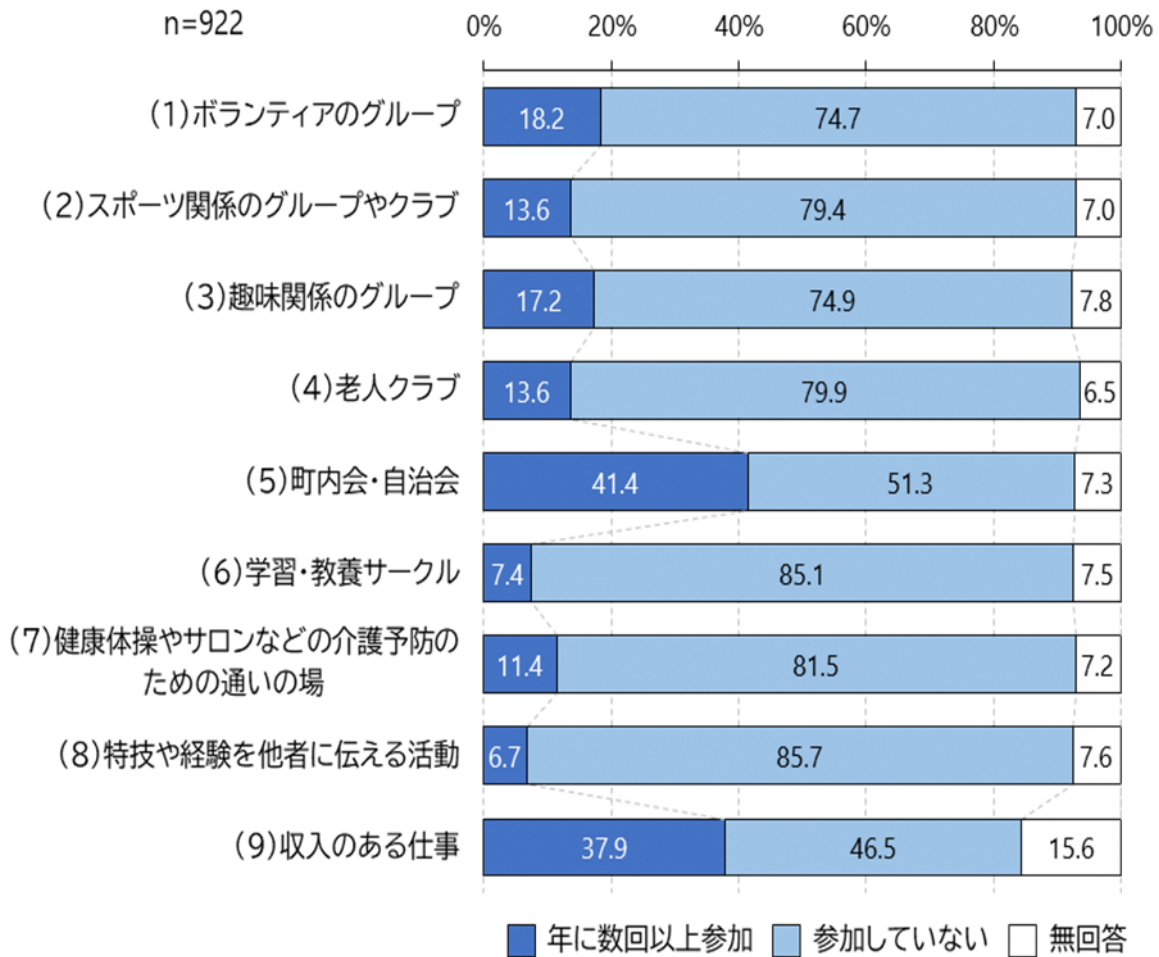
前回の調査と比べると、若い人に自分から話しかけることは、減少しています。



新型コロナウイルス感染症対策として、外出の自粛や密接した会話・発声を避けることが要請された時期の影響が、反映された結果と考えられます。

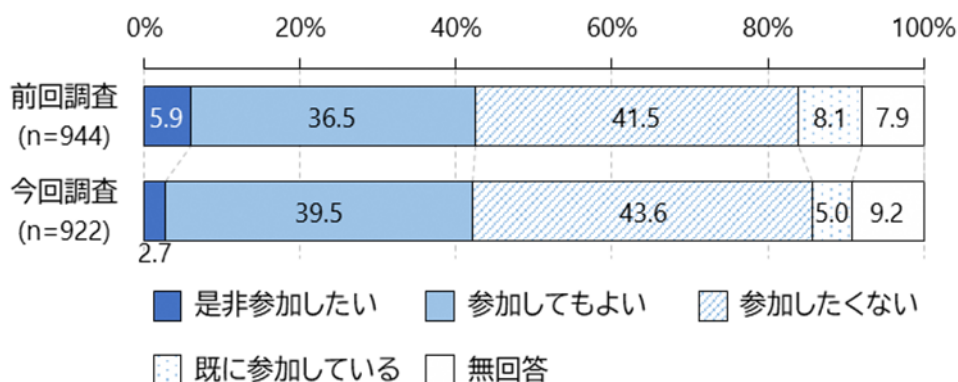
### 会・グループ等への参加

会・グループ等への参加頻度については、全ての会・グループ等で「参加していない」との回答が最も多くなっています。「年に数回以上参加」は(5)町内会・自治会、(9)収入のある仕事で多くなっています。

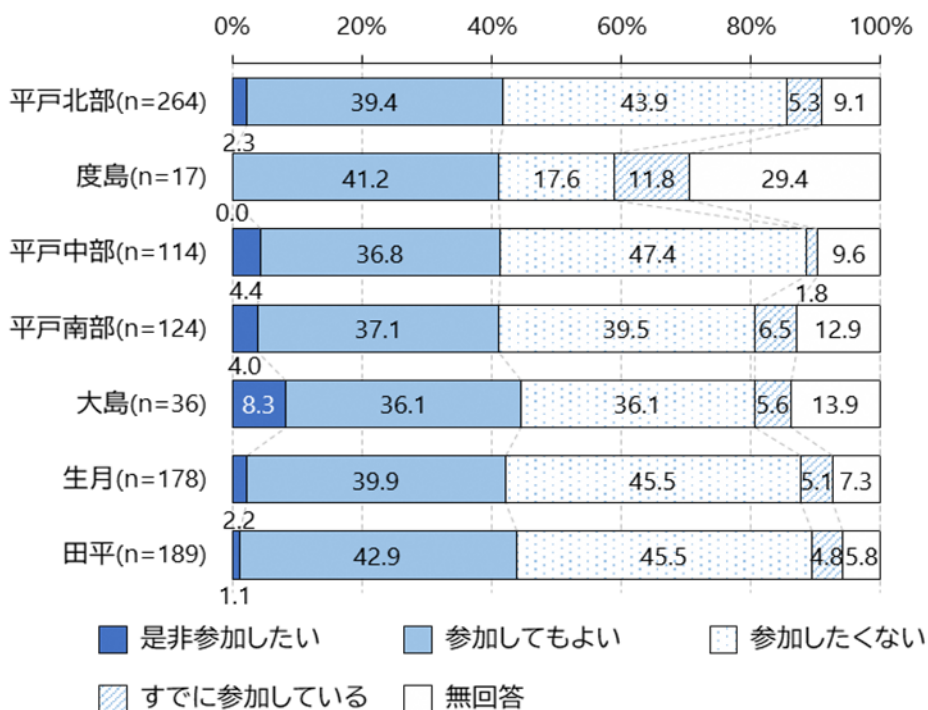


地域住民主体のグループ活動への、参加者としての参加意向

「参加したくない」が43.6%と最も多く、「参加してもよい」が39.5%となっています。「是非参加したい」は2.7%となっており、前回調査と比べると減少しています。



日常生活圏域別にみると、「是非参加したい」という積極的な参加意向は大島地区(8.3%)が最も多く、次いで平戸中部地区(4.4%)、平戸南部地区(4.0%)となっています。「すでに参加している」は度島地区(11.8%)で多くなっています。

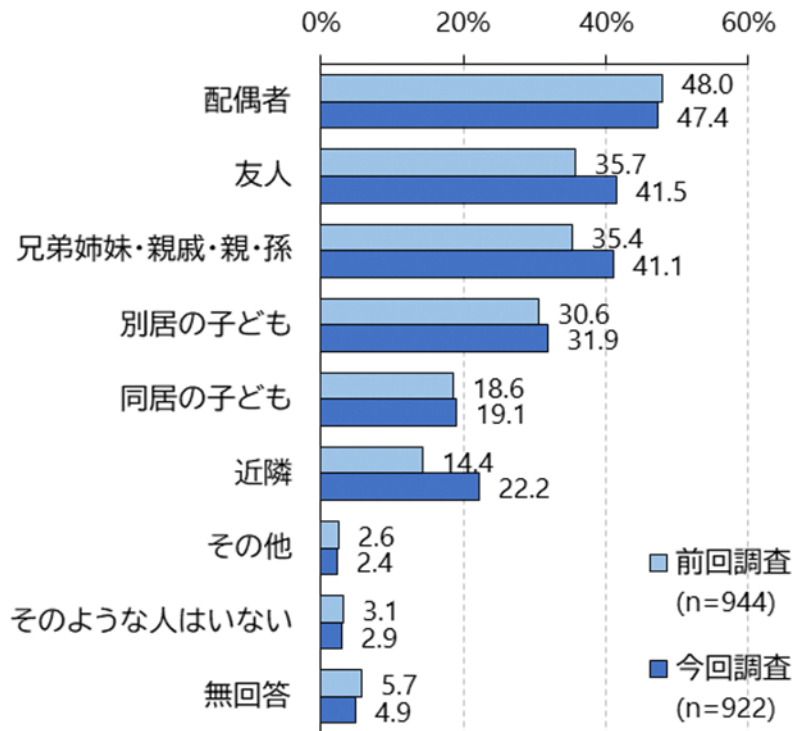


「会、グループ等への参加」については、もともと参加している割合は高くありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、参加状況は少なくなったと考えられます。感染症は終息傾向にありますが、影響は残っています。その中でも町内会・自治会や収入のある仕事は、頻度が低いながらも活動に参加している状況です。

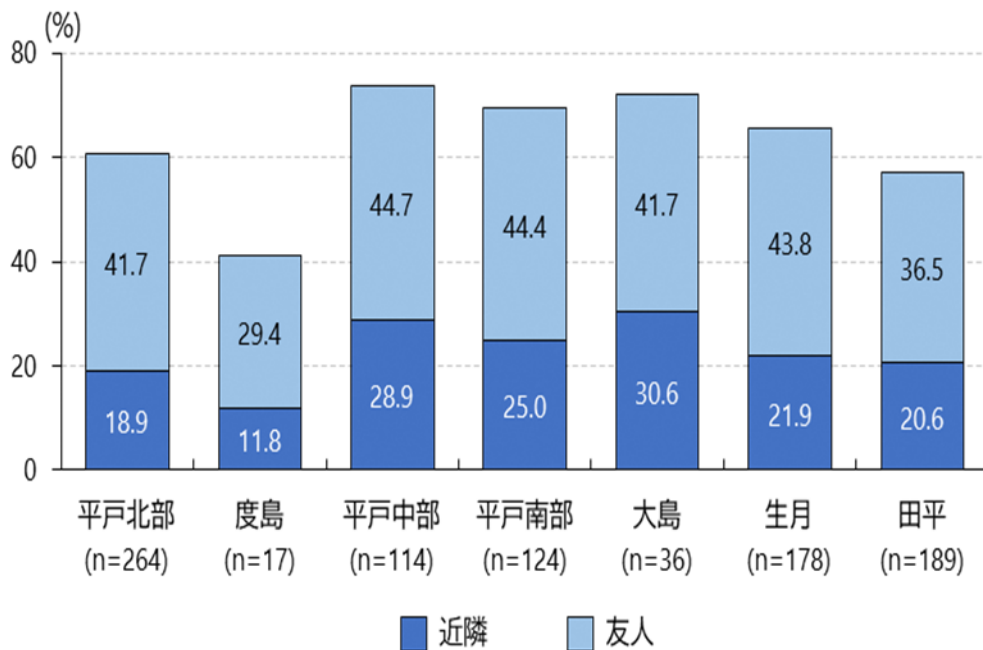
一方で、参加者としての今後の参加意向は、若干低くなっています。日常生活圏域別にみると「是非参加したい」は、度島地区、田平地区で低くなっています。グループ活動に参加するきっかけとしては、知人・友人からの口コミや勧めが大きな力を持っていることから、地域ごとのコミュニティの活性化が重要と思われます。

心配事や愚痴を聞いてくれる人(複数回答)

「配偶者」が47.4%と最も多く、次いで「友人」が41.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が41.1%、「別居の子ども」が31.9%となっています。

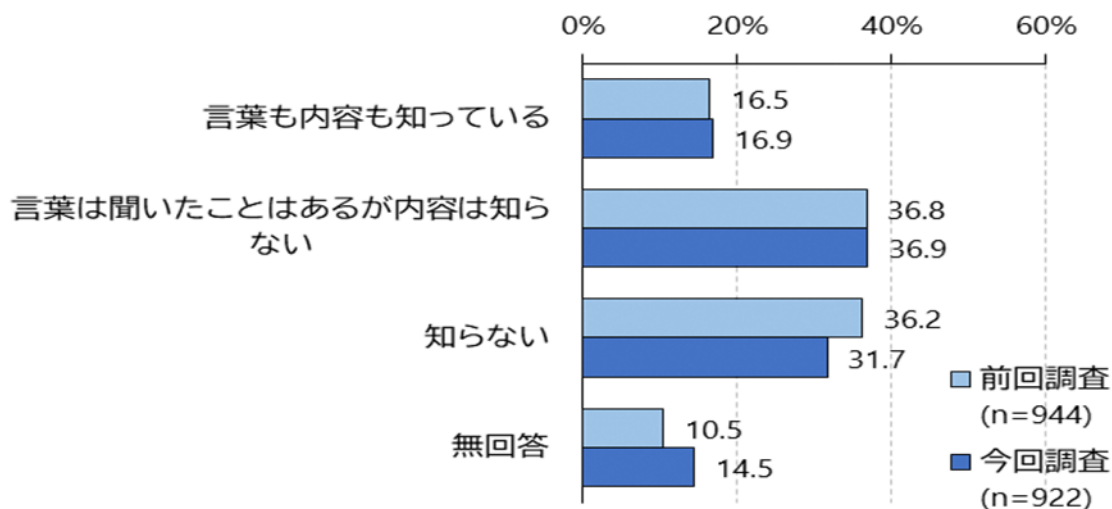


心配事や愚痴を聞いてくれる人について、「近隣」「友人」の割合に着目して、日常生活圏域別に整理したものです。



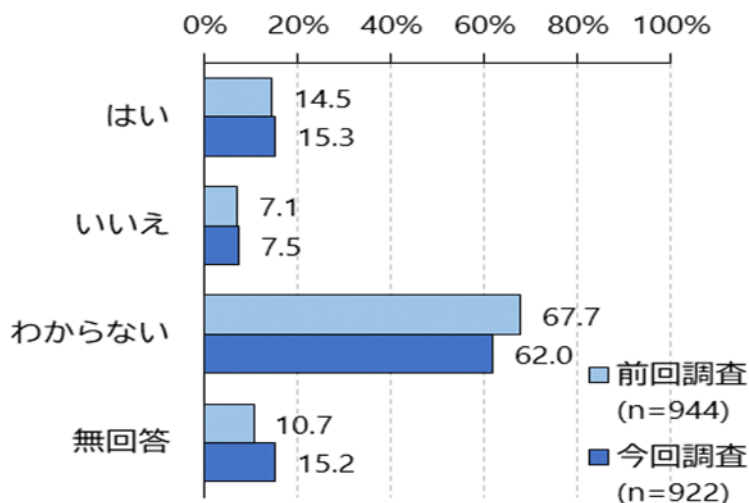
### 地域包括ケアシステムを知っているか

「言葉は聞いたことはあるが内容は知らない」が36.9%と最も多く、次いで「知らない」が31.7%、「言葉も内容も知っている」が16.9%となっています。



### お住まいの地域で地域包括ケアシステムができていると思うか

「はい」が15.3%、「いいえ」が7.5%となっています。また、「わからない」との回答が62.0%と最も多くなっています。

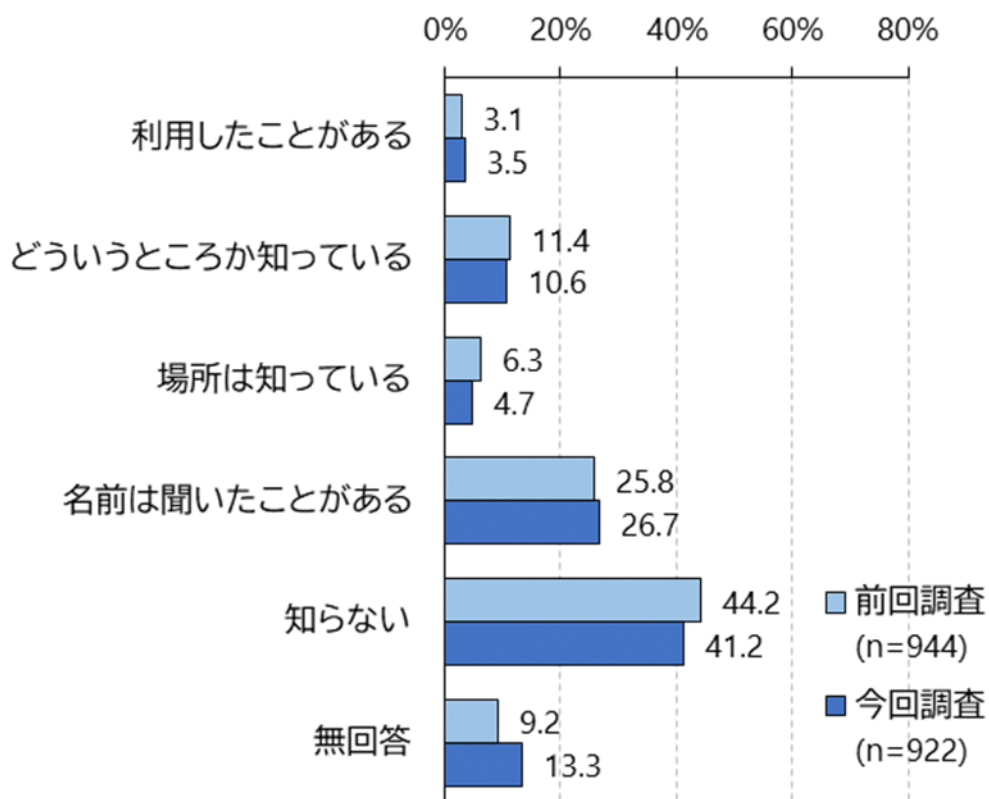


「地域包括ケアシステム」という言葉は、第6期の介護保険事業計画から登場しています。その主旨が、一気に浸透しづらい状況にあることがうかがえますが、前回調査よりもやや浸透しつつある状況です。

「地域包括ケアシステム」は、国や市のみが作り・提供するシステムではなく、自助や互助など市民参加型の支援体制を含む概念であることなど、少しずつでも理解を広めていく努力が引き続き必要と考えられます。

### 「地域包括支援センター」を知っているか

「知らない」が41.2%と最も多く、「名前は聞いたことがある」が26.7%、「どういうところか知っている」が10.6%、「場所は知っている」が4.7%となっています。



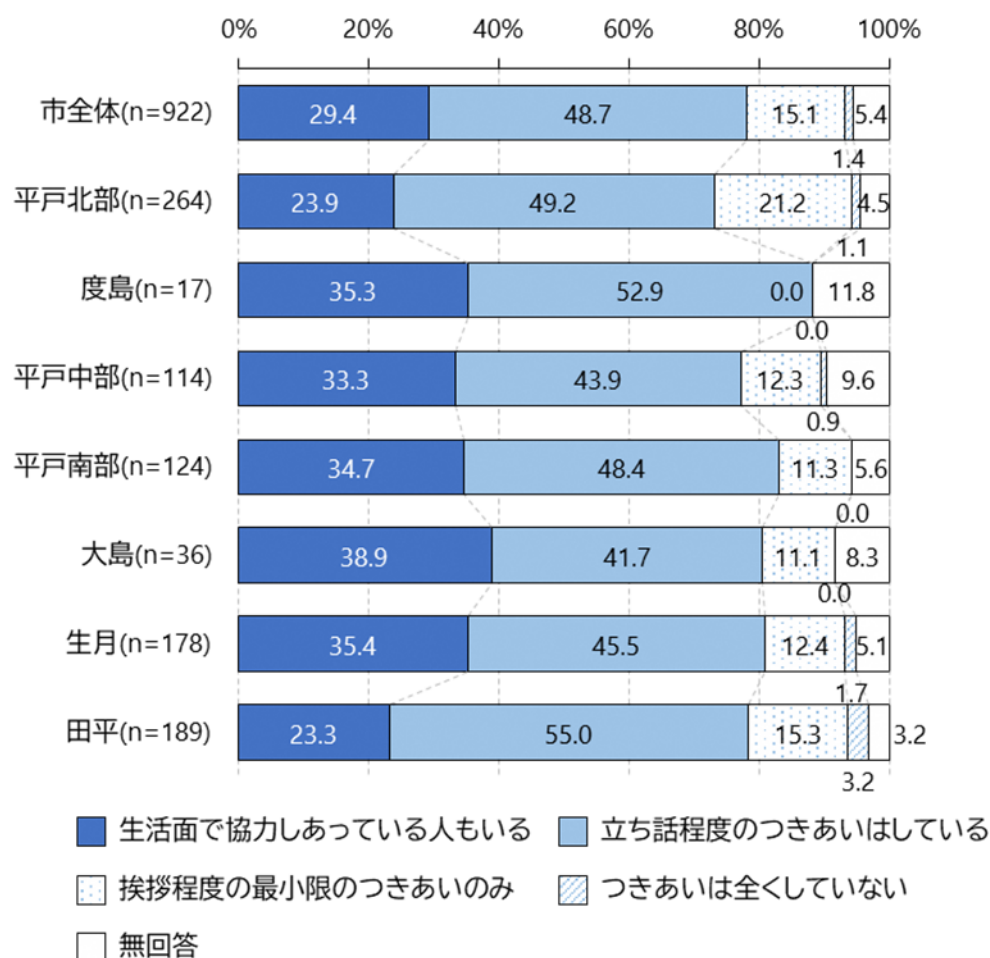
「地域包括支援センター」の認知度は、地域により状況が異なると思われるものの、少しずつ認知度が上がってきています。

「地域包括支援センター」が、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であること、65歳以上の高齢者であれば「介護が必要な状態になる前」から、様々な相談を受け付ける窓口であることなどの周知が、引き続き必要と考えられます。

地域内のご近所の方とどのようなおつきあいをしているか

全体では「立ち話程度のつきあいはしている」が48.7%と最も多く、次いで「生活面で協力しあっている人もいる」が29.4%、「挨拶程度の最小限のつきあいのみ」が15.1%となっています。

日常生活圏域別にみると、「挨拶程度の最小限のつきあいのみ」は平戸北部地区で多く、「生活面で協力しあっている人もいる」は、大島地区、生月地区、度島地区で多くなっています。



心配事や愚痴といった日常的な相談相手は「配偶者」や「親族」、「友人」が多くなっています。

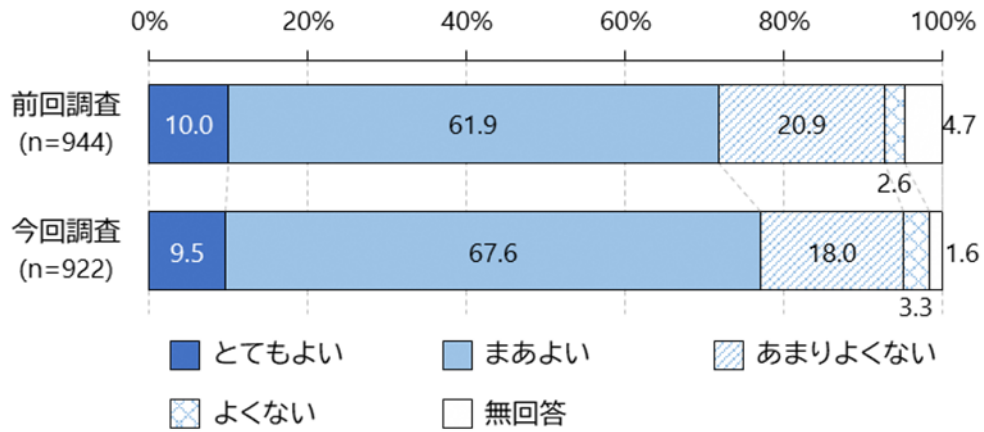
日常生活圏域でみると、相談相手が「近隣」や「友人」という割合は、平戸中部地区、平戸南部地区、大島地区で多く、近所づきあいは、大島地区、生月地区、度島地区で多くなっています。

防災や防犯の観点からも、地域ごとの助け合いの関係性が、今後も重要となってくることから、地域ごとの結びつきを強くする環境の整備が引き続き必要です。

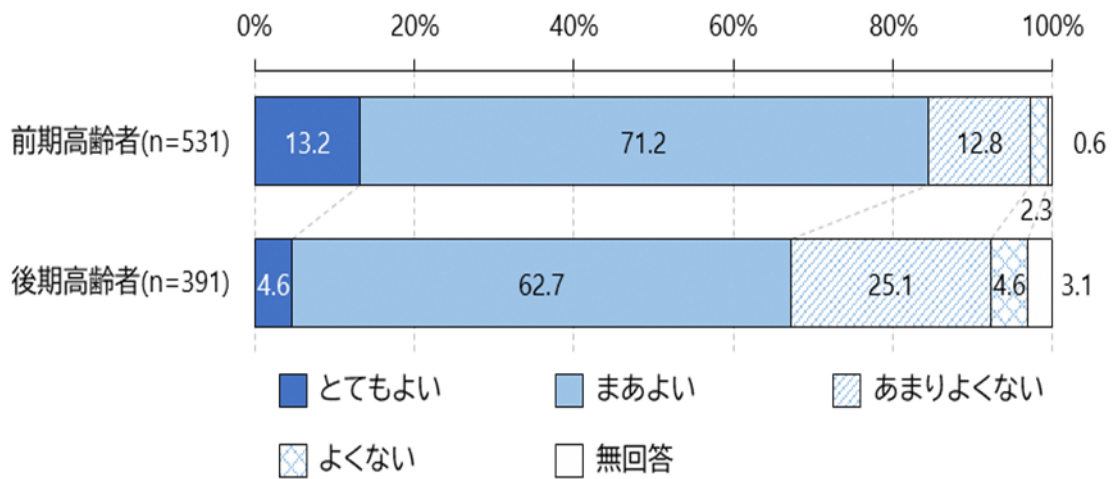


## 健康状態

「とてもよい(9.5%)」、「まあよい(67.6%)」を合わせると、77.1%が『よい』と回答しています。前回調査と比べると、『よい』という回答は増加しています。

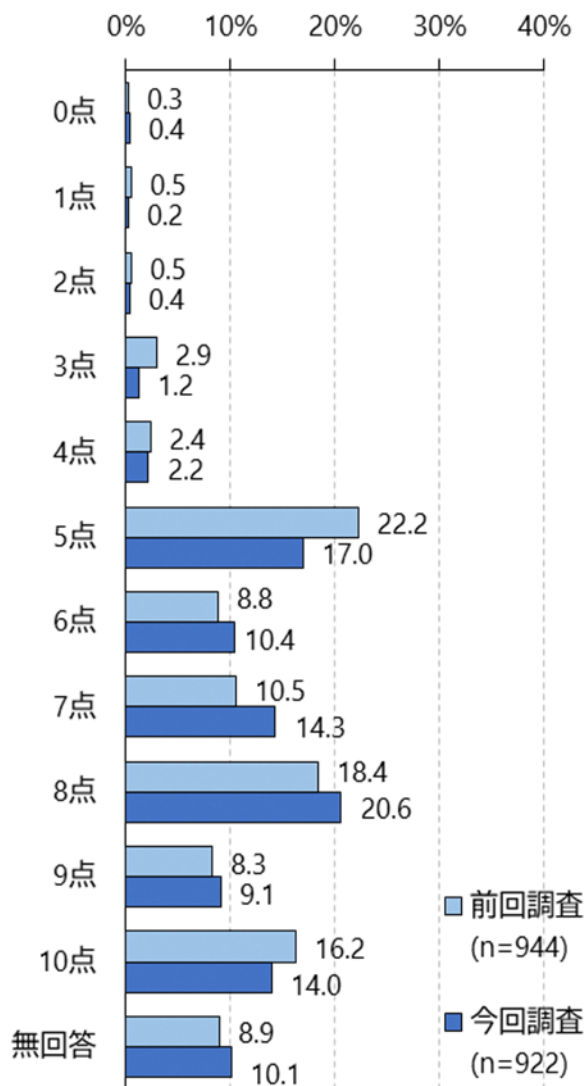


年齢区分別にみると、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『よい』は、前期高齢者で84.4%、後期高齢者で67.3%と、前期高齢者の方が多くなっています。



現在の幸福度

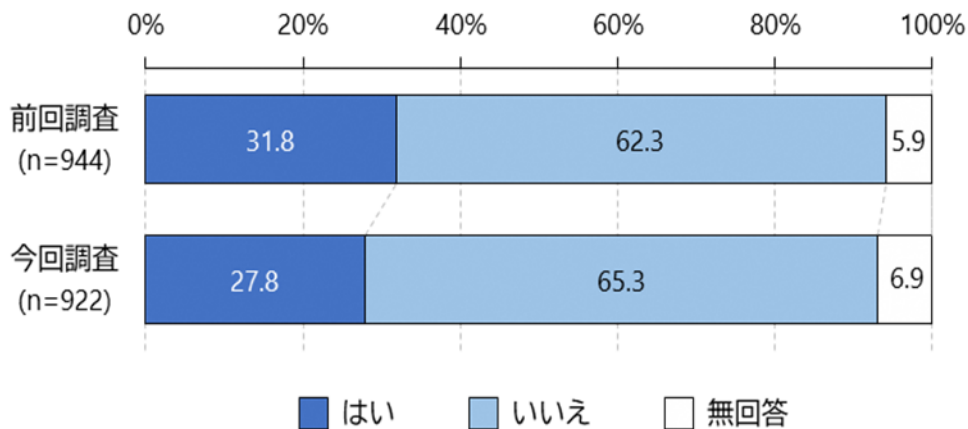
「8点」が20.6%と最も多く、次いで「5点」が17.0%、「10点」が14.0%となっています。また、平均値は7.2点となっています。前回調査と比べると、「7点」、「8点」、「9点」が増加しており、幸福度は増加している傾向にあります。



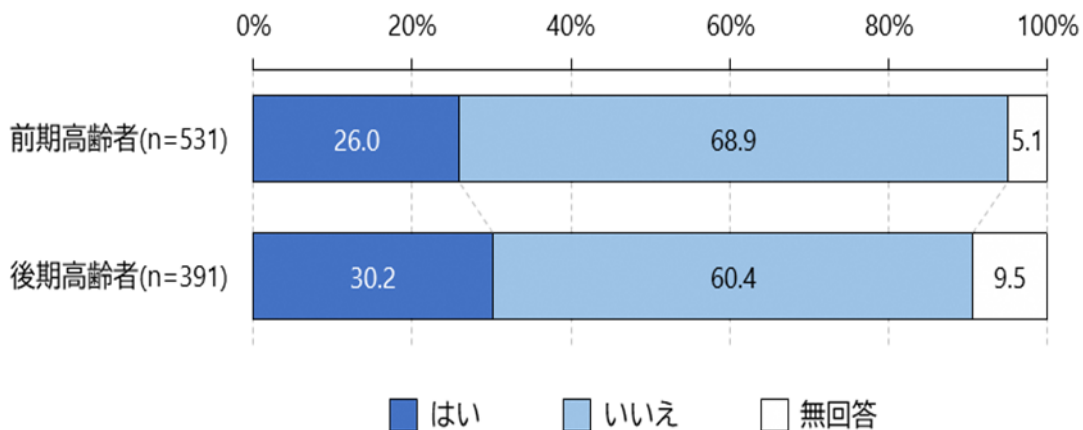
※点数が多いほど幸福度が高いことを表します。

## この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがあったか

「はい」が27.8%、「いいえ」が65.3%となっており、前回調査と比べると、「はい」は減少しています。



年齢区分別にみると、「はい」は前期高齢者で26.0%、後期高齢者で30.2%と後期高齢者の方が多くなっています。



全体の8割近くが「健康状態はよい」と感じており、幸福度においても、平均すると10点満点中7.2点と高い点数となっています。

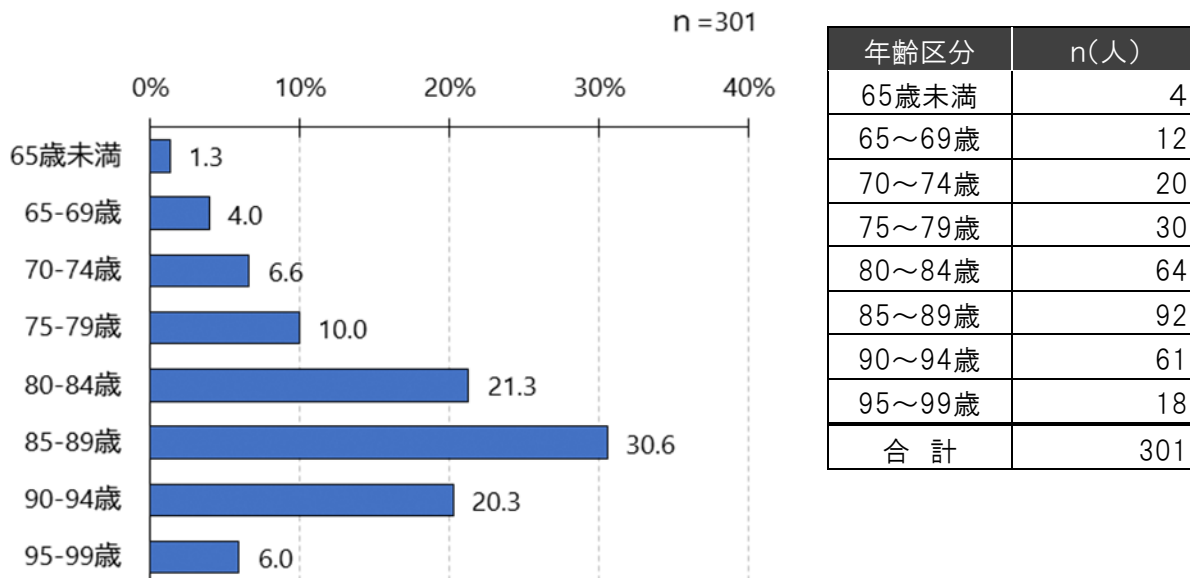
心も体も健康的な高齢者が多数を占めていますが、後期高齢者になると、いずれの数値も減少傾向にあります。

心身ともに健康状態が保てるよう、健康寿命の延伸事業に力を入れるとともに交流の場を設け、心の健康を維持する施策の継続も重要です。

### (3) 「在宅介護実態調査」の主な調査結果

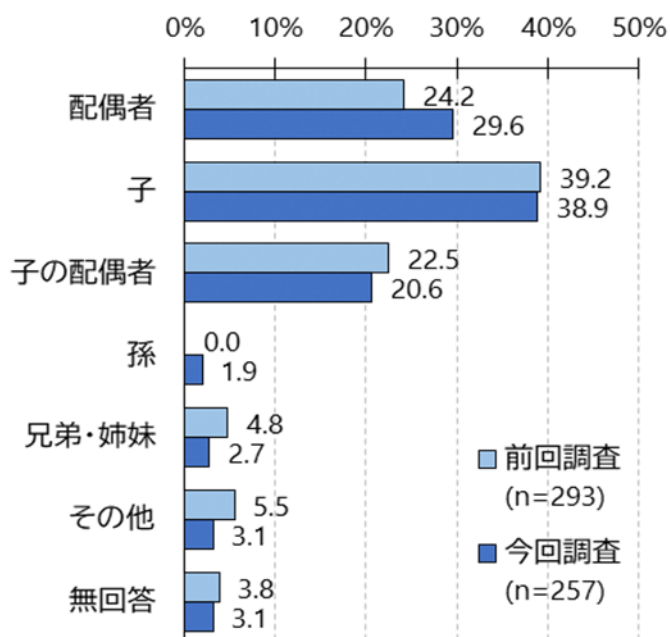
#### 在宅で介護を受けている人の年齢

「85～89歳」が30.6%で最も多く、次いで「80～84歳」「90～94歳」となっています。



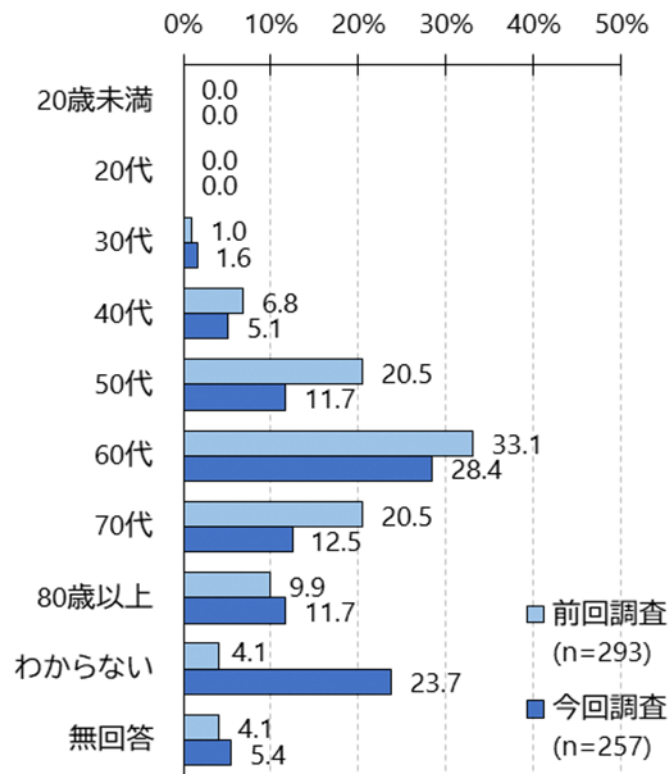
#### 主な介護者の、本人との続柄

「子」が38.9%と最も多く、次いで「配偶者」が29.6%、「子の配偶者」が20.6%となっています。前回調査と比べると、「配偶者」が増加、「子」、「子の配偶者」が減少しています。



### 主な介護者の年齢

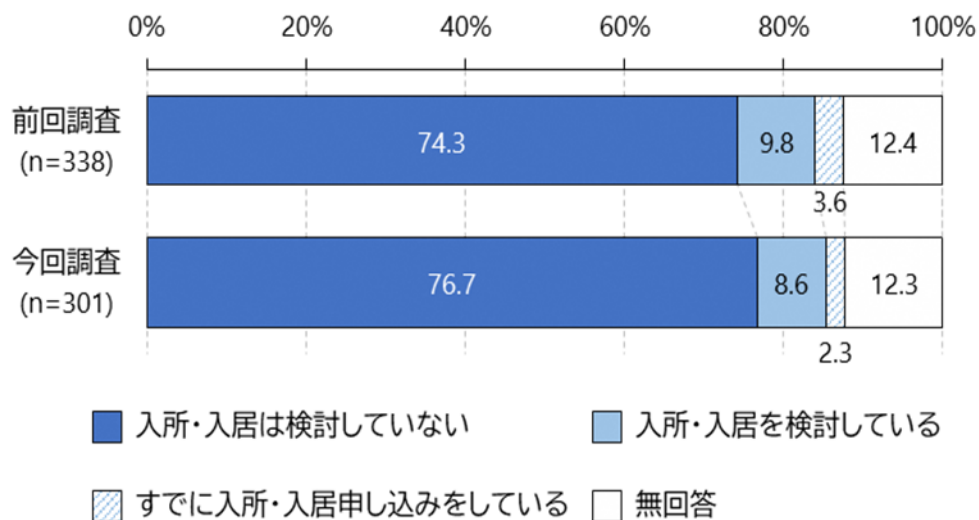
「60代」が28.4%と最も多く、次いで「70代」、「50代」及び「80歳以上」の順となっています。



主な介護者は「子」「配偶者」「子の配偶者」が多くなっています。介護を受けている人は後期高齢者が過半数であり、主な介護者の年齢は60歳以上が52.6%を占めています。老老介護の状況が多くなっていることがうかがえます。

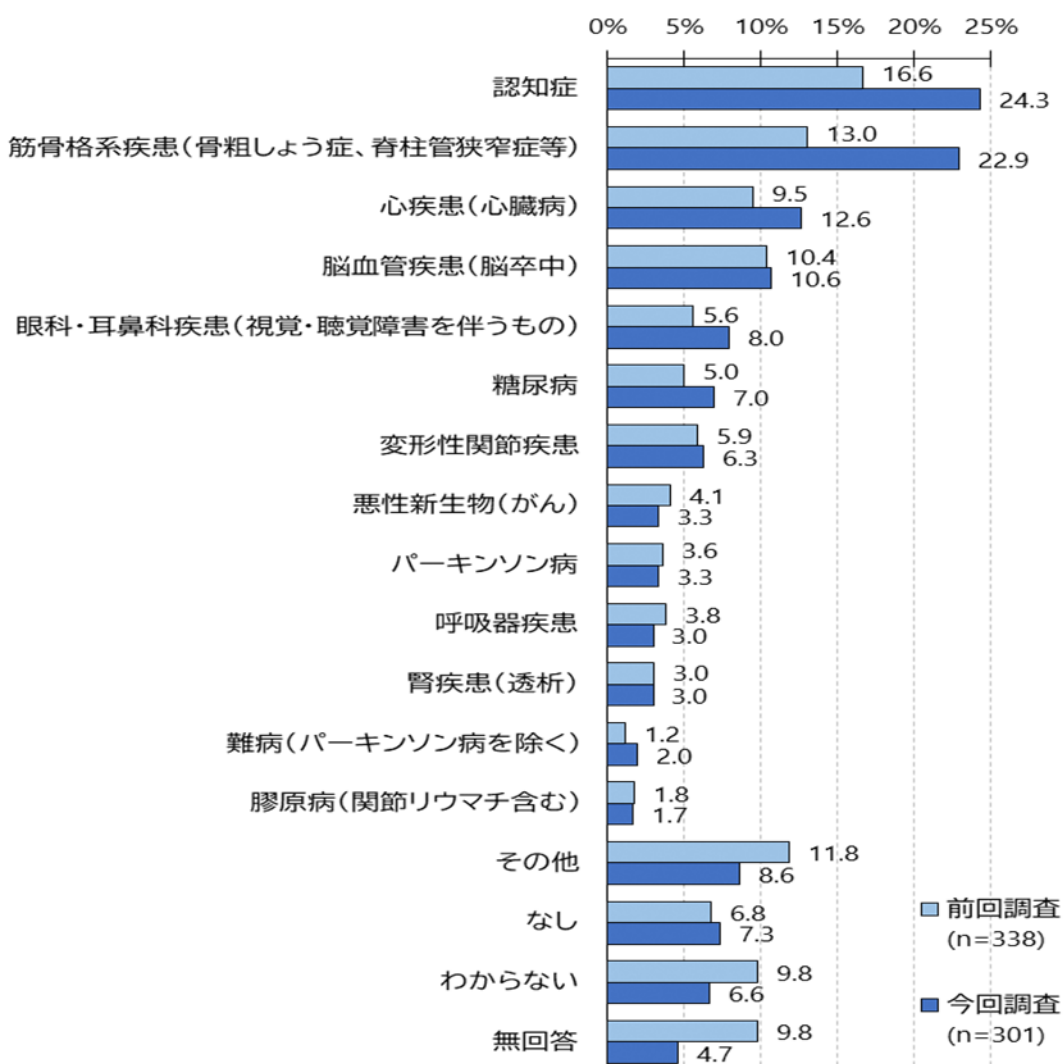
### 現時点での、施設等への入所・入居の検討

「入所・入居は検討していない」が76.7%と多数を占めています。



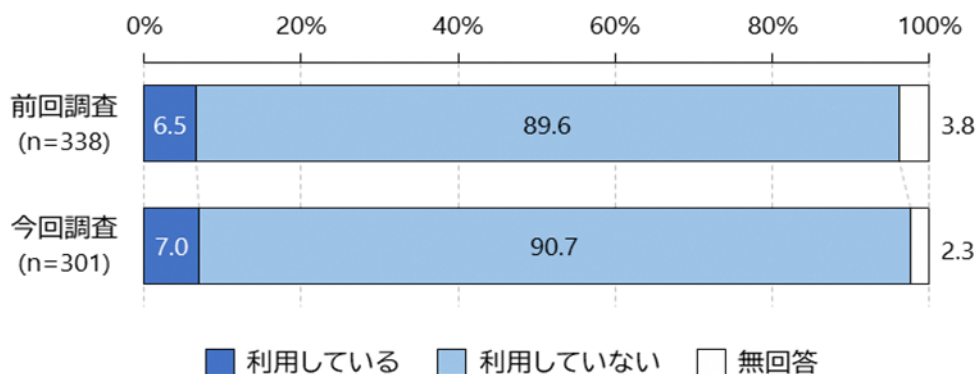
本人が、現在抱えている傷病(複数回答)

「認知症」が24.3%と最も多く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が22.9%と多く、いずれも前回調査と比べ増加しています。



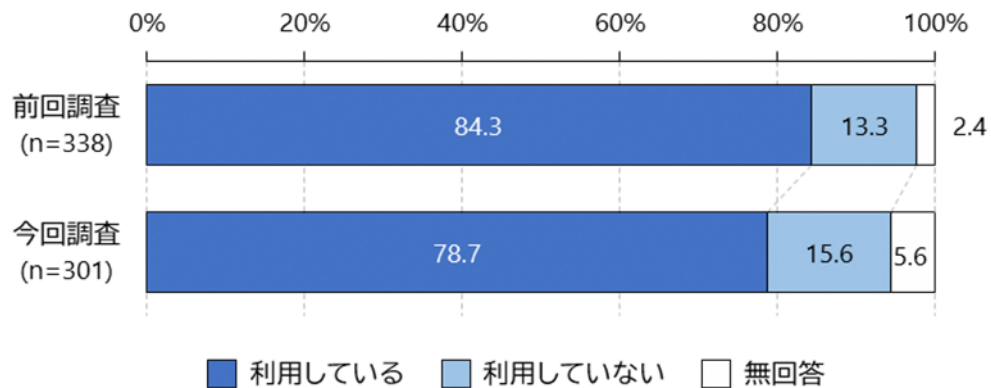
現在の、訪問診療の利用

「利用している」が7.0%、「利用していない」が90.7%となっています。



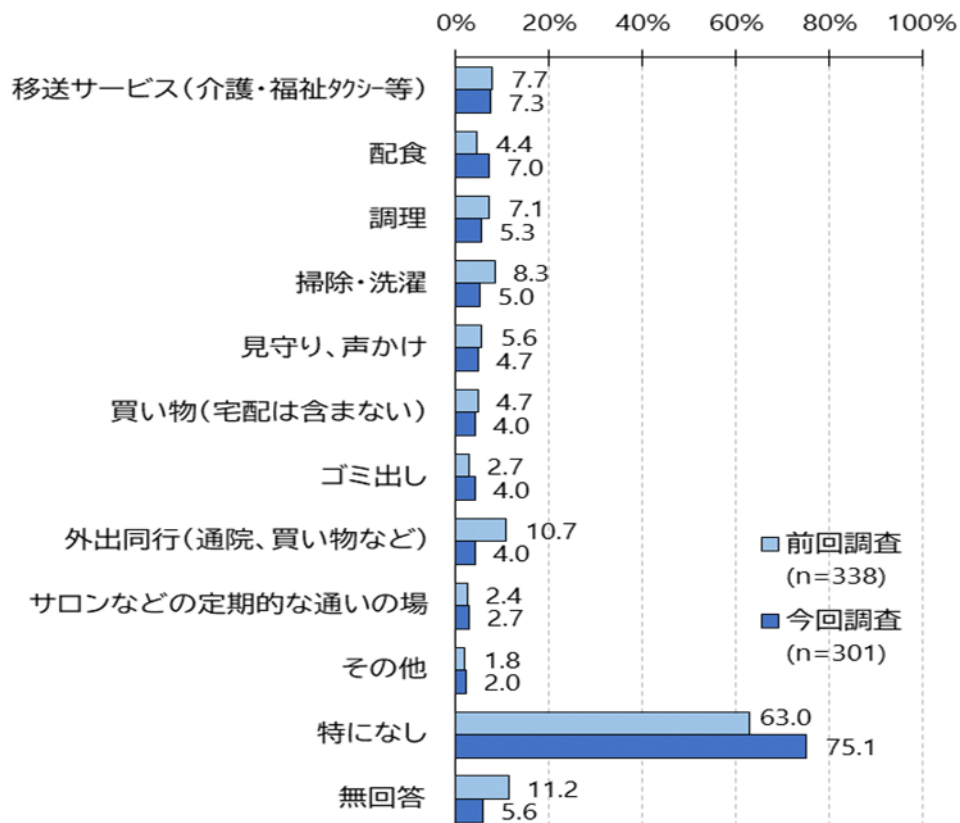
### 現在、(住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の)介護保険サービスを利用しているか

「利用している」が78.7%、「利用していない」が15.6%となっています。



### 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答)

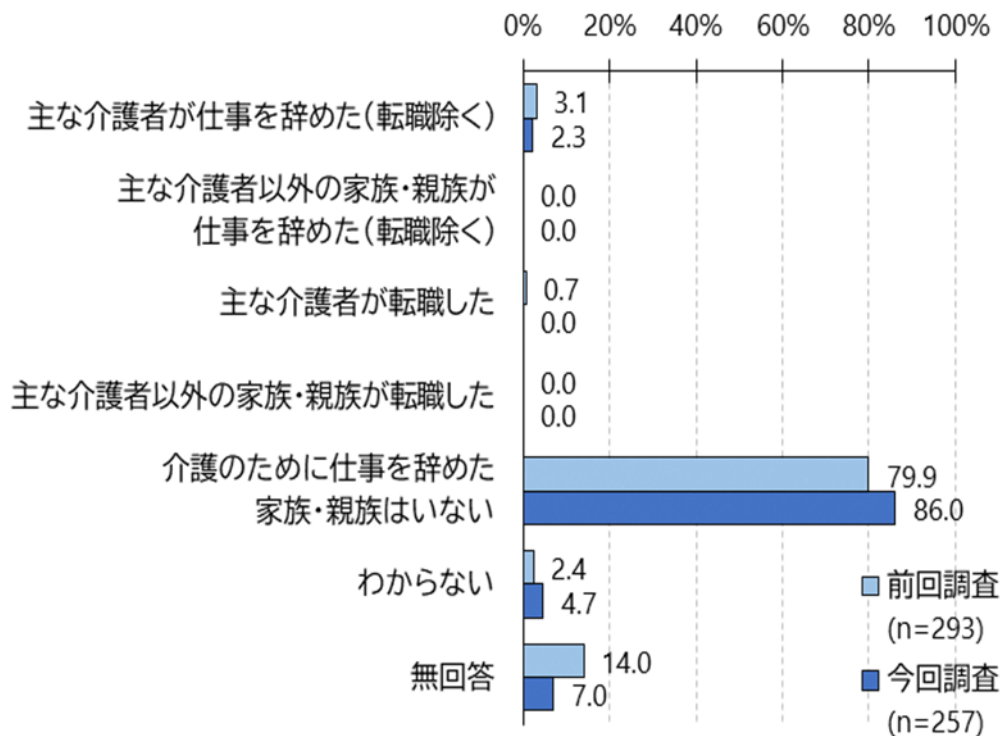
「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が7.3%、「配食」が7.0%、「調理」が5.3%で、「特になし」が75.1%と最も多くなっています。前回調査と比べると「外出同行(通院、買い物など)」など、多くの項目で減少していますが、「配食」では増加しています。「特になし」も増加しています。



施設等への入所・入居を検討していない人が、7割以上となっています。訪問診療の利用は少数で、介護保険サービスの利用者は7割以上ですが、減少傾向です。今後、在宅生活を続けるためには、移送サービスや、配食のニーズは少数ですがあります。また、「特になし」との回答は7割以上を占め、増加しています。

介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた家族や親族(複数回答)

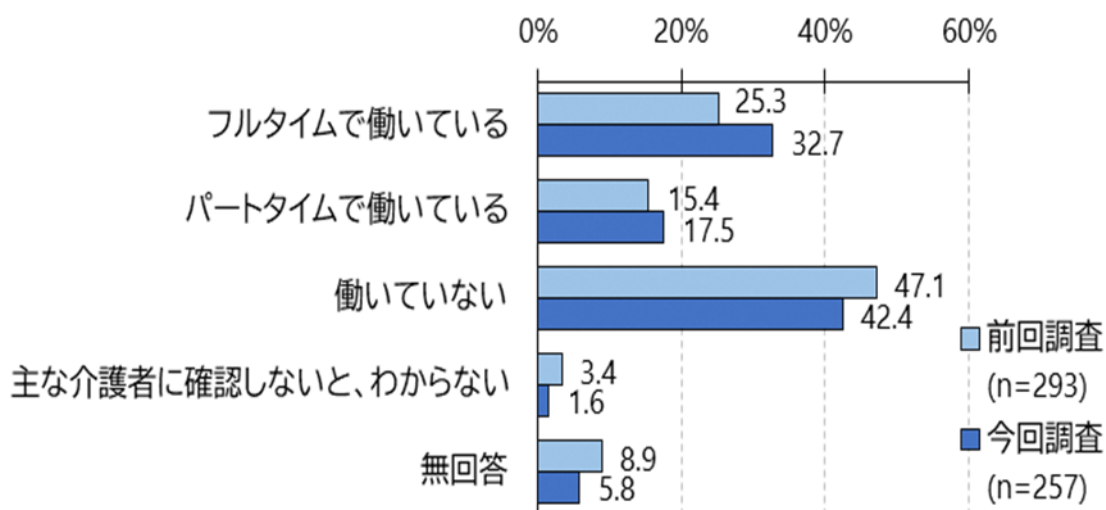
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が、86.0%と多数を占めています。



主な介護者の方の現在の勤務形態

「働いていない」が42.4%と最も多く、次いで「フルタイムで働いている」が32.7%、「パートタイムで働いている」が17.5%となっています。

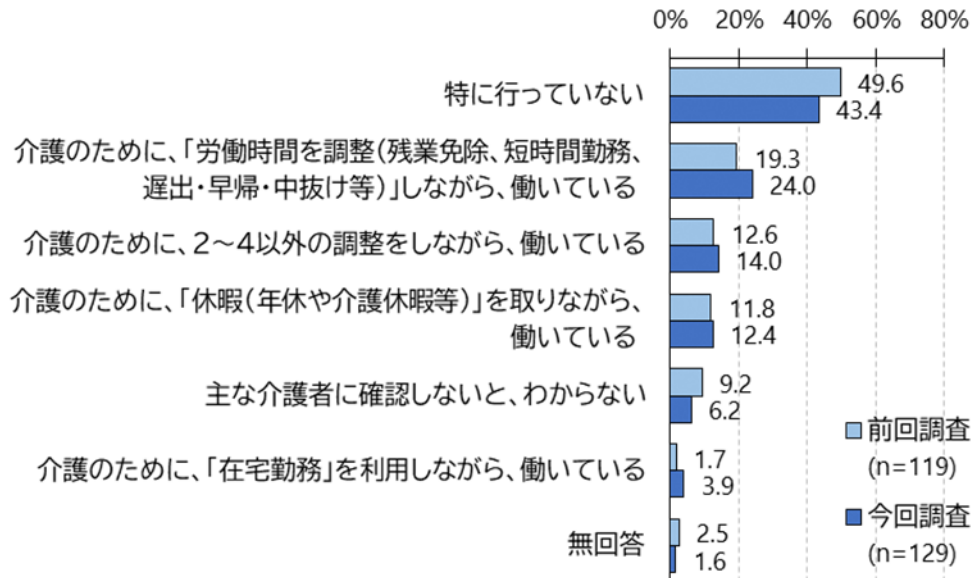
前回調査と比べると、「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」がともに増加しており、「働いていない」は減少しています。





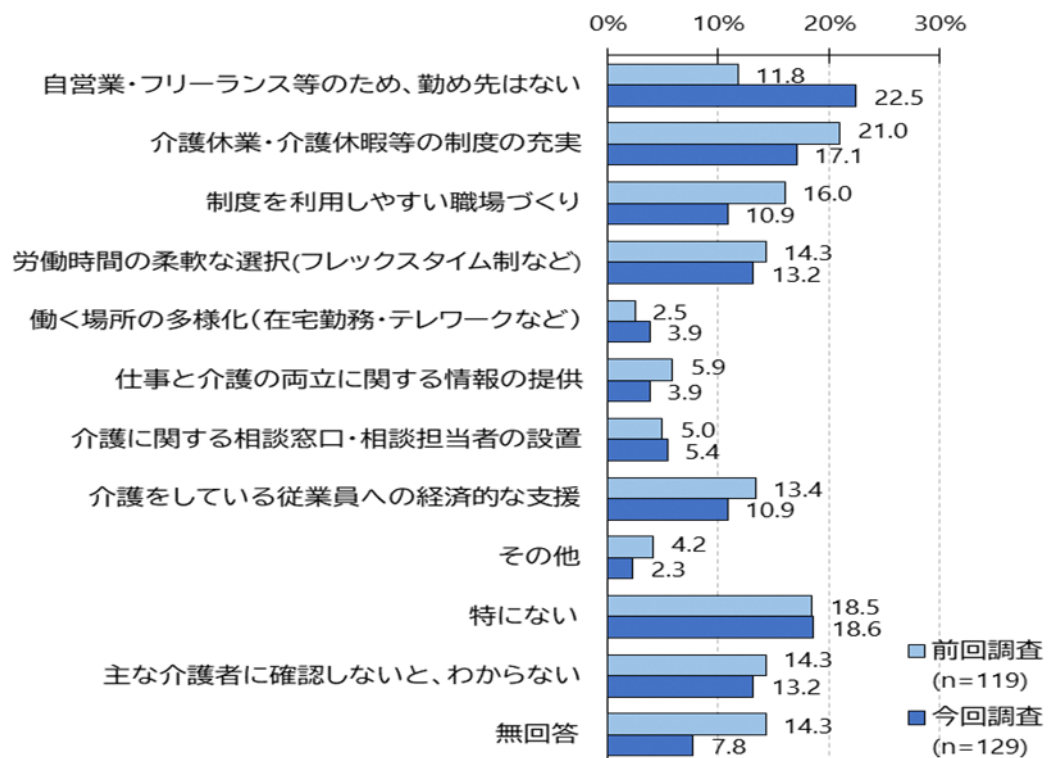
### 介護をするにあたって、働き方についての調整等(複数回答)

フルタイムないしパートタイムで働いている介護者の、働き方の調整は、「特に行っていない」が43.4%と最も多く、「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が24.0%となっています。



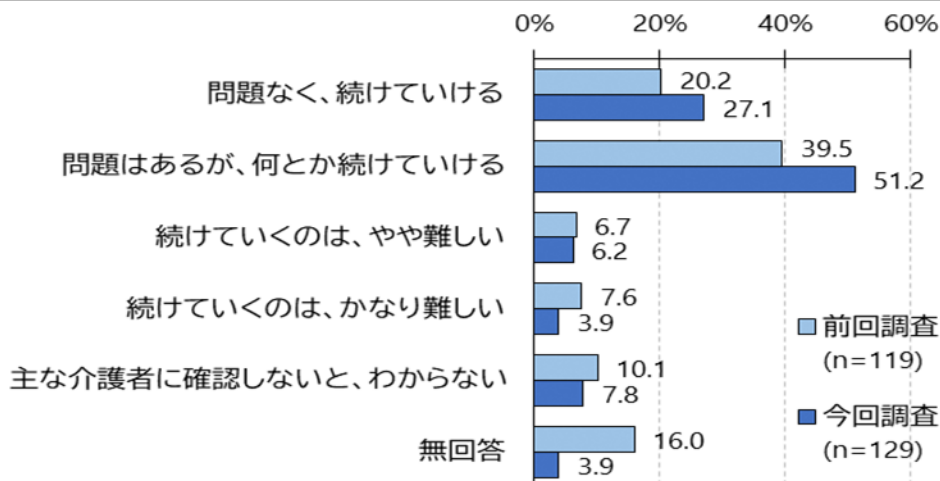
### 勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思うか(複数回答)

働いている介護者の、仕事と介護の両立のために効果があるとする支援は、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が22.5%と最も多く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が17.1%となっています。また、「特にない」は18.6%となっています。前回調査と比べると、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が増加しています。



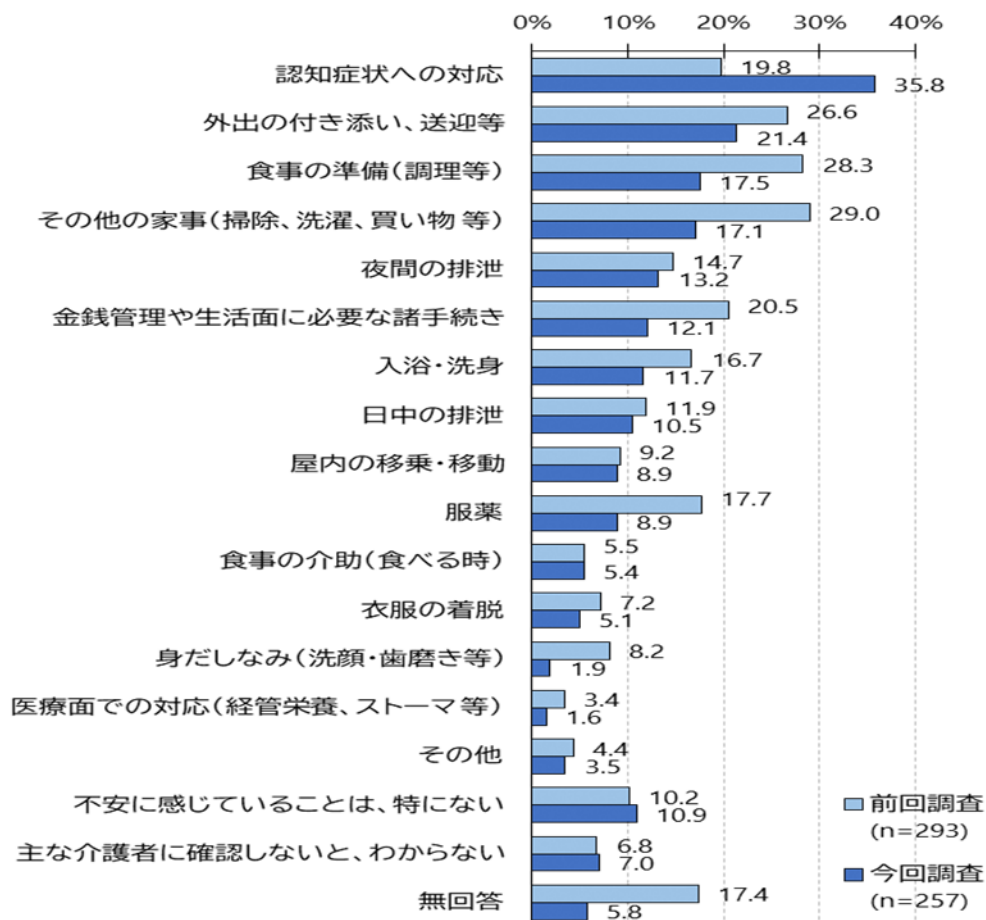
主な介護者は、今後も働きながら介護を続けていけそうか

働いている介護者の、仕事と介護の両立は、「問題なく、続けていける」が27.1%、「問題はあるが、何とか続けていける」が51.2%となっており、前回調査と比べるといずれも増加しています。



現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等(複数回答)

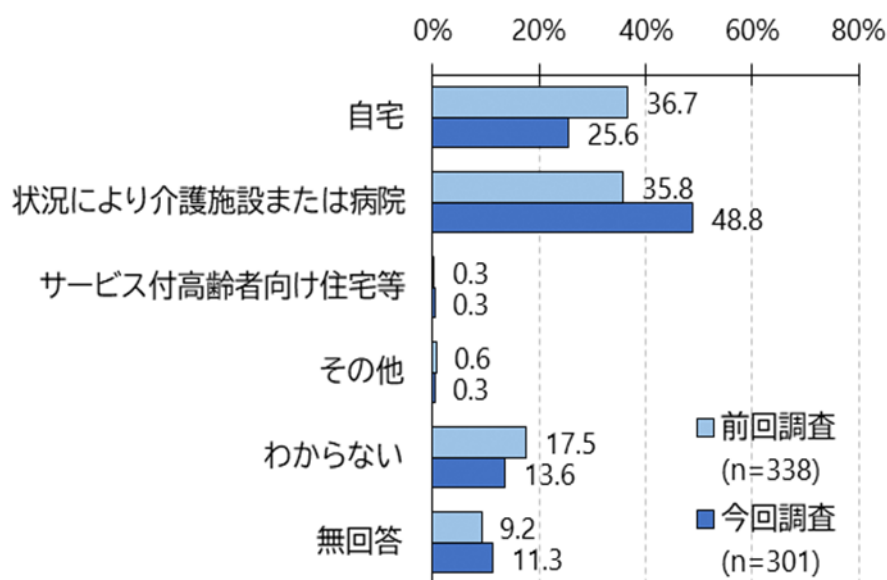
「認知症状への対応」が35.8%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が21.4%、「食事の準備(調理等)」が17.5%となっています。前回と比べると「認知症状への対応」が増加しています。



「働いていない介護者」が約半数ですが、「働いている介護者」は増加傾向にあります。  
 「働いている介護者」の約8割が、在宅介護の継続が可能と回答しています。その際、勤め先からの支援として、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が挙げられています。  
 現状では、「働かずに在宅で介護している状況」が主流となっていますが、今後働きながらの在宅介護が増えることが予想され、きめ細かな制度や事業を実施し、介護者の負担を減らしていく必要があります。

### 最期のときをどこで迎えたいか

「状況により介護施設または病院」が48.8%と最も多く、次いで「自宅」が25.6%となっています。前回調査と比べると「状況により介護施設または病院」が増加し、「自宅」が減少しています。



「最期のときをどこで迎えたいか」については、「状況により介護施設または病院」と答えた方が48.8%を占め、前回調査よりも13.0%増で、「自宅」と答えた方が25.6%を占め、前回調査よりも11.1%減となっています。

このことは、「介護施設・病院では、看取りをプロに任せられる」、「家族に負担や迷惑をかけたくない」と考える方が、増えてきているものと思われます。

## (4)「サービス提供事業者調査」の主な調査結果

### ○調査対象

市内の介護サービス提供事業者

### ○調査方法

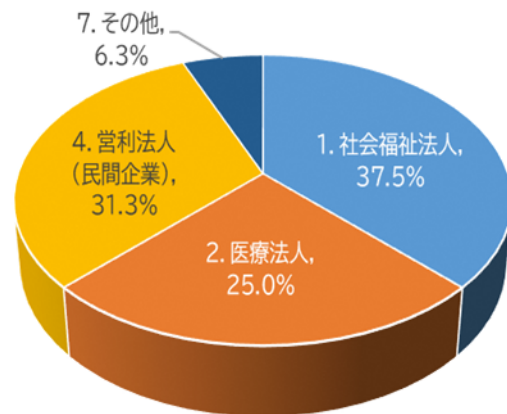
ヒアリングシートの配付・回収

### ○配付・回収状況

配付数	有効回収数	回収率(%)
18(法人)	16(法人)	88.9%

### 事業者の組織形態

1. 社会福祉法人	6
2. 医療法人	4
3. 民法法人(社団、財団)	0
4. 営利法人(民間企業)	5
5. 特定非営利活動法人(NPO)	0
6. 生活協同組合・農業協同組合	0
7. その他	1
8. 不明	0



### 提供しているサービス(複数選択)

1. 居宅介護支援	10	15.0%
2. 訪問介護	6	8.3%
3. 訪問入浴介護	1	1.7%
4. 訪問看護	5	5.0%
5. 訪問リハビリテーション	4	6.7%
6. 居宅療養管理指導	1	0.0%
7. 通所介護	9	13.3%
8. 通所リハビリテーション	3	6.7%
9. 短期入所生活介護	6	11.7%
10. 短期入所療養介護	2	3.3%
11. 特定施設入居者生活介護	1	1.7%
12. 小規模多機能型居宅介護	1	1.7%
13. 夜間対応型訪問介護	0	0.0%
14. 認知症対応型通所介護	1	1.7%
15. 認知症対応型共同生活介護	6	10.0%
16. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%
17. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1.7%
18. 定期巡回・随時対応型訪問看護	0	0.0%
19. 複合型サービス	0	0.0%
20. 介護老人福祉施設	4	5.0%
21. 介護老人保健施設	2	5.0%
22. 介護療養型医療施設	0	0.0%
23. 福祉用具貸与	1	1.7%

## 円滑な事業運営を進めていくうえで、現在、特に困難を感じることを(3つまで選択)

サービスの種類 (介護予防サービスを含む)	特に困難を感じることはない	従事者の確保が難しい	利用者の確保が難しい	事務作業が多い	施設・設備の改善が難しい	必要な情報の入手に支障がある	従事者の資質向上を図ることが難しい	利用者や家族の制度に対する理解が進んでない	市等との連携を図ることが難しい	その他
1. 居宅介護支援	0	2	3	7	1	0	0	2	0	1
2. 訪問介護	0	3	1	2	0	0	1	1	0	1
3. 訪問入浴介護	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1
4. 訪問看護	0	2	2	0	0	0	1	1	0	0
5. 訪問リハビリテーション	0	0	2	2	0	0	0	0	0	1
6. 居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. 通所介護	1	4	5	4	2	0	1	0	1	0
8. 通所リハビリテーション	0	3	3	2	3	0	1	0	0	0
9. 短期入所生活介護	0	5	2	2	1	0	2	1	0	1
10. 短期入所療養介護	0	1	0	2	0	0	1	0	0	0
11. 特定施設入居者生活介護	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0
12. 小規模多機能型居宅介護	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14. 認知症対応型通所介護	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
15. 認知症対応型共同生活介護	0	2	1	1	2	0	1	0	0	1
16. 地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
18. 定期巡回・随時対応型訪問看護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19. 複合型サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20. 介護老人福祉施設	0	2	1	1	1	0	1	0	0	0
21. 介護老人保健施設	0	2	0	2	0	0	3	1	0	0
22. 介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23. 福祉用具貸与	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0

問題点や課題(自由記入)

▼ 居宅介護支援

- 事務が煩雑であり、時間に追われている。規制緩和により事務負担の軽減が必要と思う。移動に距離があり、時間もかかる。距離がある分ガソリン代等の負担が大きかったり、移動に関してのガソリン代補助、時間に対しての人件費補助があるといいと思う。
- 利用者支援する身内がない。理解力があるうちはどうにかなるが、ケアマネージャーだけでは対応できない。今後も包括支援センターに相談させて頂き、一緒に検討してほしいと思う。
- 必要書類作成、介護事業所及びご家族との連絡調整に多くの時間を要している。また、事業所でコロナ感染等が発生した場合に、代替プラン作成が必要となるケースがあり煩雑となる。
- 最近では、居宅支援の依頼を受けてもすぐに入院等となり支援期間が短いため、居宅利用者が増えず収益につながらない。

▼ 訪問介護

- 仕事が調理、洗濯といった生活援助に関して評価が低く、報酬が低い。日常生活を支えていく行為であるが、報酬が低いため、待遇をあげられず、従業員の確保が難しくなっている。悪循環となっており、報酬を上げることによって評価を高めていく必要があるのではないか。
- 『職員不足で利用者様に迷惑をかけることがある』ことが問題だと思う。
- 介護職員の人材不足が深刻。訪問介護事業所でも外国人技能実習生の受入を可能にしたい。

▼ 訪問看護

- 認知症の方々の介護をしているご家族が「老老介護」が多くなっており、制度に対する理解が、説明しても得られないことがある。
- 地域に24時間体制の訪問看護がほしい。ガン末期や終末期には、グループホームでも訪問看護が利用できますが、現在の制度では、訪問看護に係る料金設定が、訪問看護ステーションと施設の契約設定になっているため利用しにくい。

▼ 訪問リハビリテーション

- 離島への移動も含め移動距離が長く大変ではあるが、市よりフェリー代の援助があり助かっている。

▼ 通所介護

- 距離があるため送迎に時間がかかる場合もあり、その時間は報酬対象外となっており、収益性が悪い。またガソリン代もかかる。ガソリン代補助等の支援が必要と思う。
- 支援が必要な状況が増加しているにもかかわらず、金銭面やご家族の理解不足により、介護度の見直しができない。通所介護の範囲を超える支援を行わなければならない状況があり、職員への負担が増えている。
- ご利用者人数に対する職員の配置基準は、要員の工夫で何とかできているが、ご利用者の方はADL(日常生活動作)低下傾向の方が多く、かつ、職員も新人(介護未経験者)の配置が複数名いることにより、最低配置基準だけでは、円滑な介護支援が困難になると思う。
- 利用者数減少、職員の確保困難、送迎エリアの要検討(現状片道1時間圏内)

▼ 通所リハビリテーション

- コロナ感染対策の説明は行っていますが、病院と併設のために不安である。

## ▼ 短期入所生活介護

- 入居待ちの方で長期利用の方が多くなってしまおうと、今利用したいという方が利用できない。かといって、長期利用の方がすぐに他の所に入所もできない現状にある。
- 常時、満床に近いので、緊急の受入れや長期的なショートステイの利用申し込みは、難しい状況
- 長期利用者が多すぎて、本来の利用ができていない。
- 職員の確保困難

## ▼ 短期入所療養介護

- 感染対策のため、居室隔離期間があり、活動範囲やリハビリ等に制限がある。空所利用でもあり緩和の判断が難しい。

## ▼ 小規模多機能型居宅介護

- 昨今の介護人材不足の状況において、従業者の高齢化や自己都合での退職に伴い、ますます、人材の確保が厳しい状況にある。特に有資格者が退職をしてしまうと、加算額の減少にもつながるため、できるだけ有資格者の確保を目標に取り組まなければならないと考えている現状です。

## ▼ 特定施設入居者生活介護

- 介護認定の状態と、それに伴う介護報酬が見合っていない。

## ▼ 認知症対応型共同生活介護

- 職員やその家族のコロナ罹患によるシフト調整が、職員の残業につながった。コロナ感染症の拡大のため、外部研修に出ることができなかった。諸物価が高騰して、事業計画に支障が出た(設備費などを抑えなければならなかった。)
- 受入れ要請はあるが、対応できない現状である。ベッドが空けば売上げが下がり、経営するだけ赤字となっている。
- 家族の希望により看取りを行っても、地域に24時間の訪問看護がないため、加算が取れない。自施設で正看護師を雇おうにも、料金設定が低く人件費が確保できない。高くもできない。訪問看護や福祉用具貸与が利用できない点で不自由している。

## ▼ 介護老人福祉施設

- 従来型の多床室では、新型コロナウイルス感染症の対策に非常に苦労したこと、新規入所者様の入所に対しても、男性部屋・女性部屋等の振り分けに苦労し、入所判定委員会で決定した順番を守ることができなくなり、ひっ迫した現状に適切に対応することが困難だった。また、入所待機者様も10数名となり、今後の人口減を考えれば、中部圏域での入所者様を確保できない可能性も考えられる。人手不足(面接に若い人は来ない。)。中部地区は、不便なのか、地元の労働人口は減少し、北部に集中している。
- 新型コロナなどの感染症クラスター発生時に人員や物資の補充などが課題となっている。
- 待機者はいるが、入所案内をしてもスムーズに入所とはならない。

## ▼ 介護老人保健施設

- グループホーム入居中に入院し、入院中に医療ニーズやリハビリニーズが高くなった場合でもグループホームに直接帰ってくるケースが多い。このようなケース等、必要な場合には老健を利用しやすいように、行政からも老健を後押ししてほしい。
- 職員の確保困難、稼働の不安定さ
- 職員に中高年が多く、パソコン作業を苦手としており、残業していることが多い。会議の多さ、研修等ケア以外のことが多く離職につながっている。

「利用者の確保」「事務事業等の軽減」「担い手（従業員・職員）の確保」といった課題について、多くの事業者があげています。特に担い手の確保については、若い世代の確保の困難さや、それによる担い手の世代交代の難しさが多くあげられています。

## (5) 「在宅生活改善調査」の主な調査結果

### ○調査対象

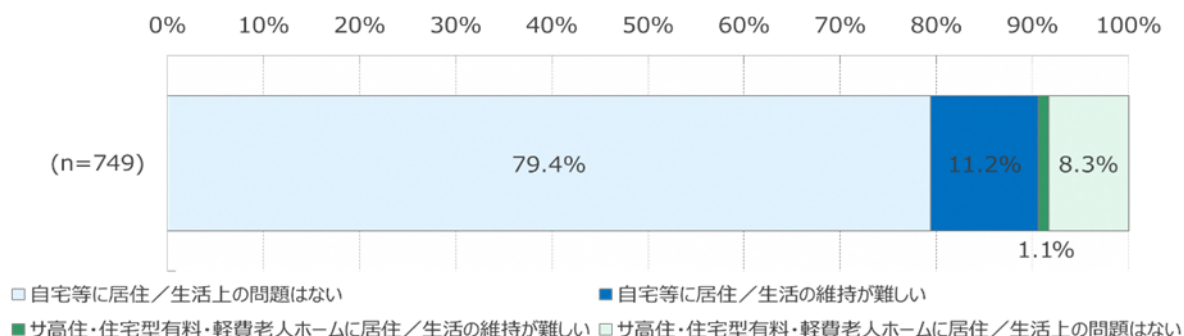
居宅介護支援事業所のケアマネジャーが担当する利用者のうち「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」

### ○調査方法：アンケートの配付・回収(担当ケアマネジャーが状況を回答)

### ○配付・回収状況

発送事業所数	回収数	回収率
13 (事業所)	13 (事業所)	100%

### 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者



自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合	→	12.3%
平戸市全体で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数(粗推計)	→	92人

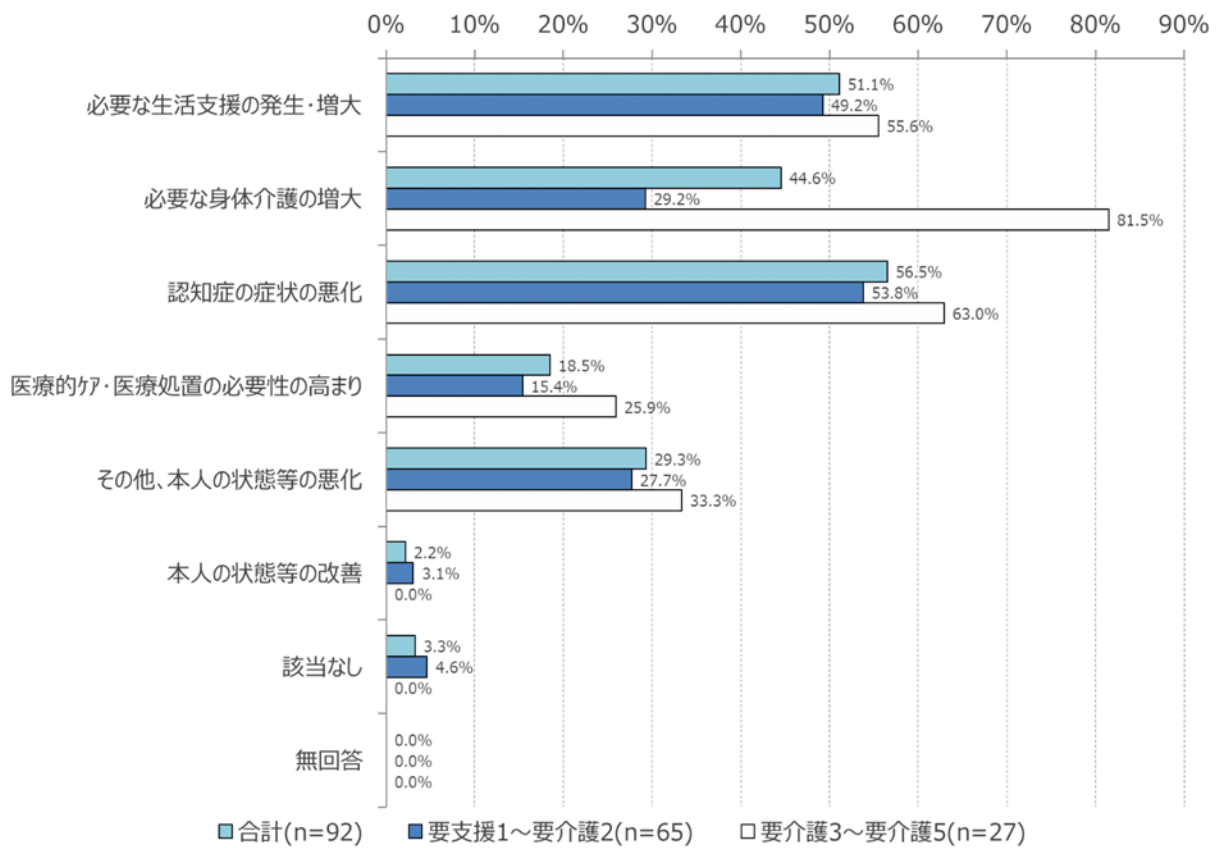
※「粗推計」は、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数に回収率の逆数を乗じて簡易的に算出。

### 現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

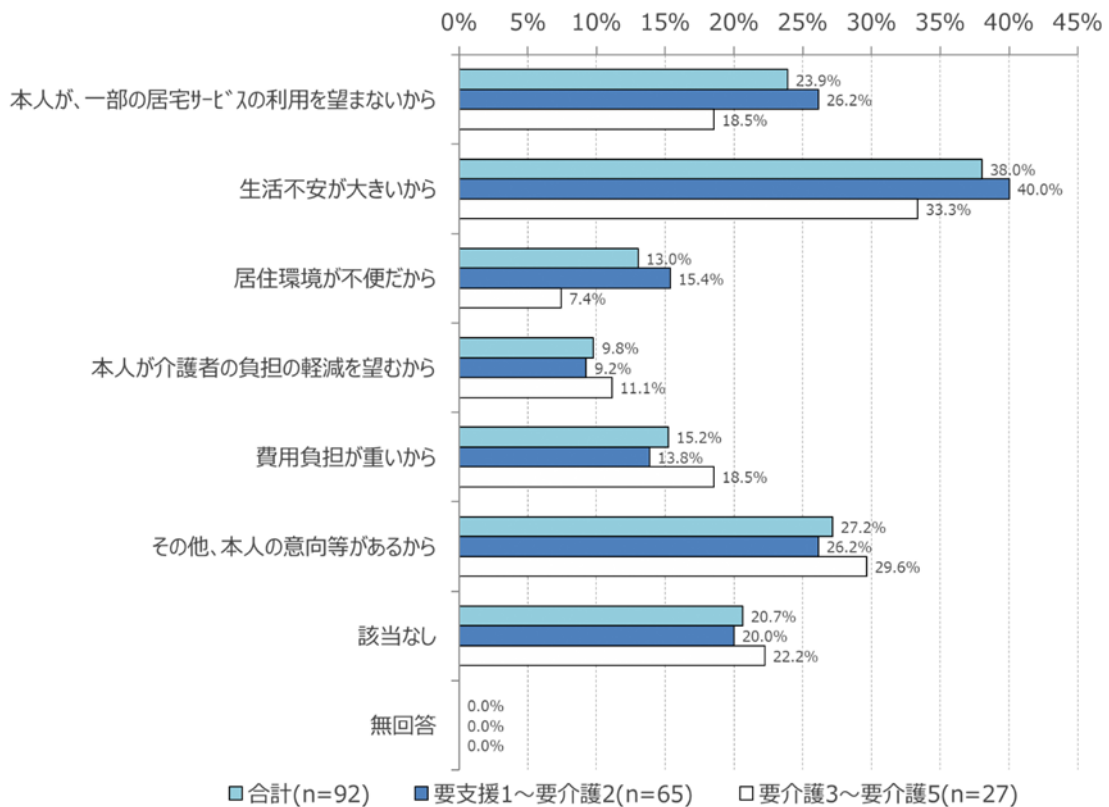
順位 (上位10類型)	回答数	粗推計	割合	世帯類型				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子どもの同居	その他世帯	自宅等(持ち家)	自宅等(借家)	サ高住・住宅型有料・軽費	要介護2以下	要介護3以上
1	20人	20人	21.7%	★				★			★	
2	13人	13人	14.1%			★		★			★	
3	9人	9人	9.8%				★	★			★	
3	9人	9人	9.8%		★			★			★	
5	7人	7人	7.6%			★		★				★
5	7人	7人	7.6%	★					★		★	
7	6人	6人	6.5%	★				★				★
8	4人	4人	4.3%				★	★				★
9	3人	3人	3.3%		★			★				★
9	3人	3人	3.3%	★						★		★
上記以外	11人	11人	12.0%									
合計	92人	92人	100.0%									



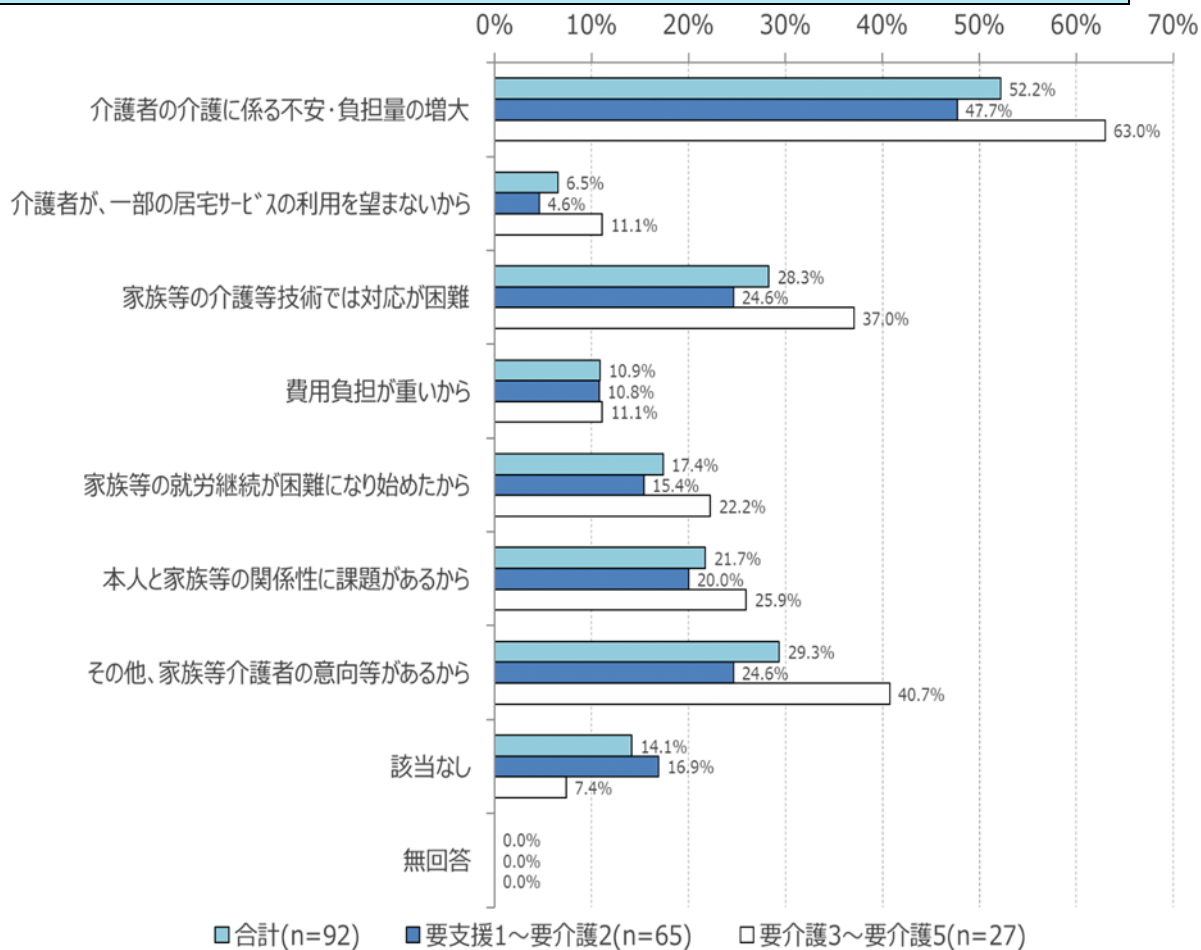
生活の維持が難しくなっている理由(本人の状態に属する理由、複数回答)



生活の維持が難しくなっている理由(本人の意向に属する理由、複数回答)



生活の維持が難しくなっている理由(家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答)



在宅での生活の維持が難しくなる理由は、身体的・生活上の本人の状態変化や、本人の意向、家族の意向など、個々のケースにより千差万別であることがわかります。

また、ケアマネジャーがその役割を果たそうとするうえで、様々な高齢者・家庭の事情、サービス提供体制の問題に直面している様子がうかがえます。

## Ⅲ

# 計画の基本的な考え方

- 1 平戸市が目指す高齢社会像
- 2 基本方針
- 3 施策体系
- 4 平戸市の地域包括ケアシステムイメージ

Ⅲは、本計画の基本的な考え方です。市の目指す高齢社会像や、それを実現させるための基本方針、施策・事業の全体像を提示します。また、これまでも取組を進めてきた平戸市の地域包括ケアシステムのイメージを示します。



## 1 平戸市が目指す高齢社会像

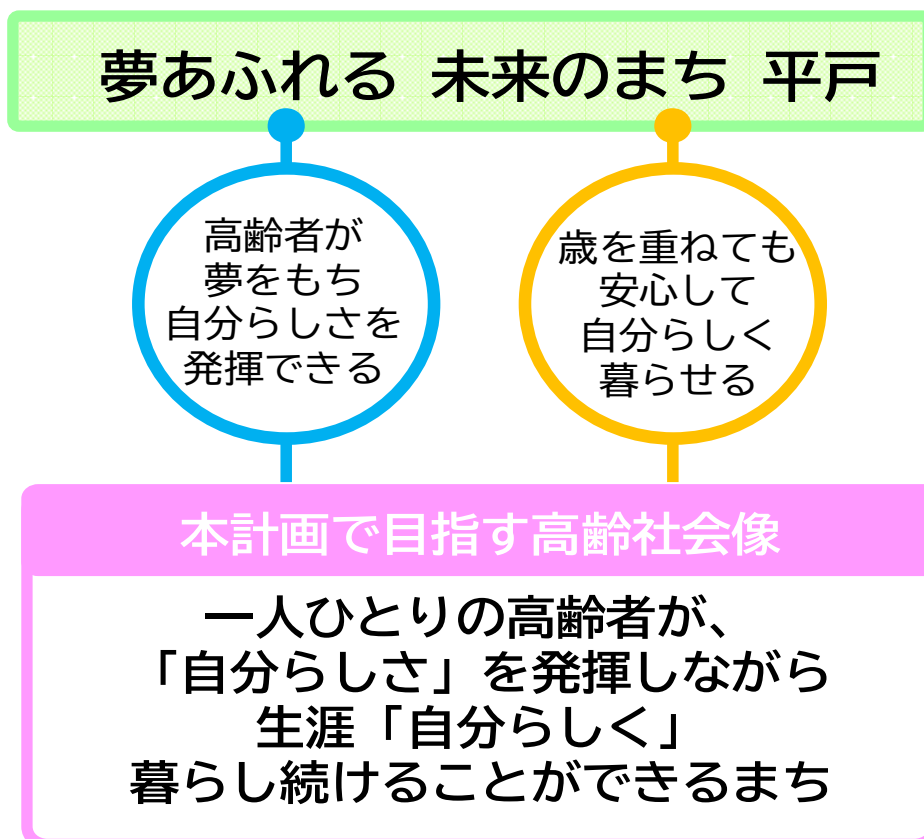
「平戸市未来創造羅針盤(第2次平戸市総合計画)」では、まちづくりの基本理念を具体的にイメージする未来像として「夢あふれる 未来のまち 平戸」を掲げ、基本プロジェクト3「くらしをまもるプロジェクト」で、「生きがいを感じ安心していきいきと暮らせる地域の形成」を設定しています。

「夢あふれる」は、高齢者が夢を持ち、自分らしさを発揮しながら日々を過ごせるよう、高齢者自身の社会参加を促し、地域の様々な主体が協力して高齢者を支え、自立支援を推進していこうという地域包括ケアシステムの考え方にも通じます。

また、「未来のまち」は、歳を重ねても、安心して自分らしく暮らし続けられるような平戸市をつくろうという宣言でもあり、高齢者福祉の目指すところに通じます。

このことから、本計画において目指す高齢社会像は、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを目指す意味合いで、第8期計画における「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を引き継ぐこととします。

「平戸市未来創造羅針盤(第2次平戸市総合計画)」  
が描く未来像



## 2 基本方針

目指す高齢社会像を実現するため、本計画では、次の3つの基本方針により、施策の総合的な展開を図ります。

### 基本方針1 高齢者を支える地域づくり

高齢者が自分らしく暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりにつながる社会参加の促進に努めるとともに、生涯学習、スポーツ、ボランティア活動への参加促進や、外出支援の取組を進めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや家族など在宅での介護者の負担を軽減させるための取組を進めます。

高齢者の権利を尊重し、虐待や犯罪被害から守るための体制づくり、災害や感染症に対する備えを進めます。

### 基本方針2 介護予防・日常生活支援の推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、健康状態や生活機能に応じた介護予防や、食など日常生活への支援を提供します。

地域包括支援センターや多様な専門家による協議の場を核に、在宅医療・介護の連携や総合的な相談の受付・対応を行います。

### 基本方針3 介護サービスの充実

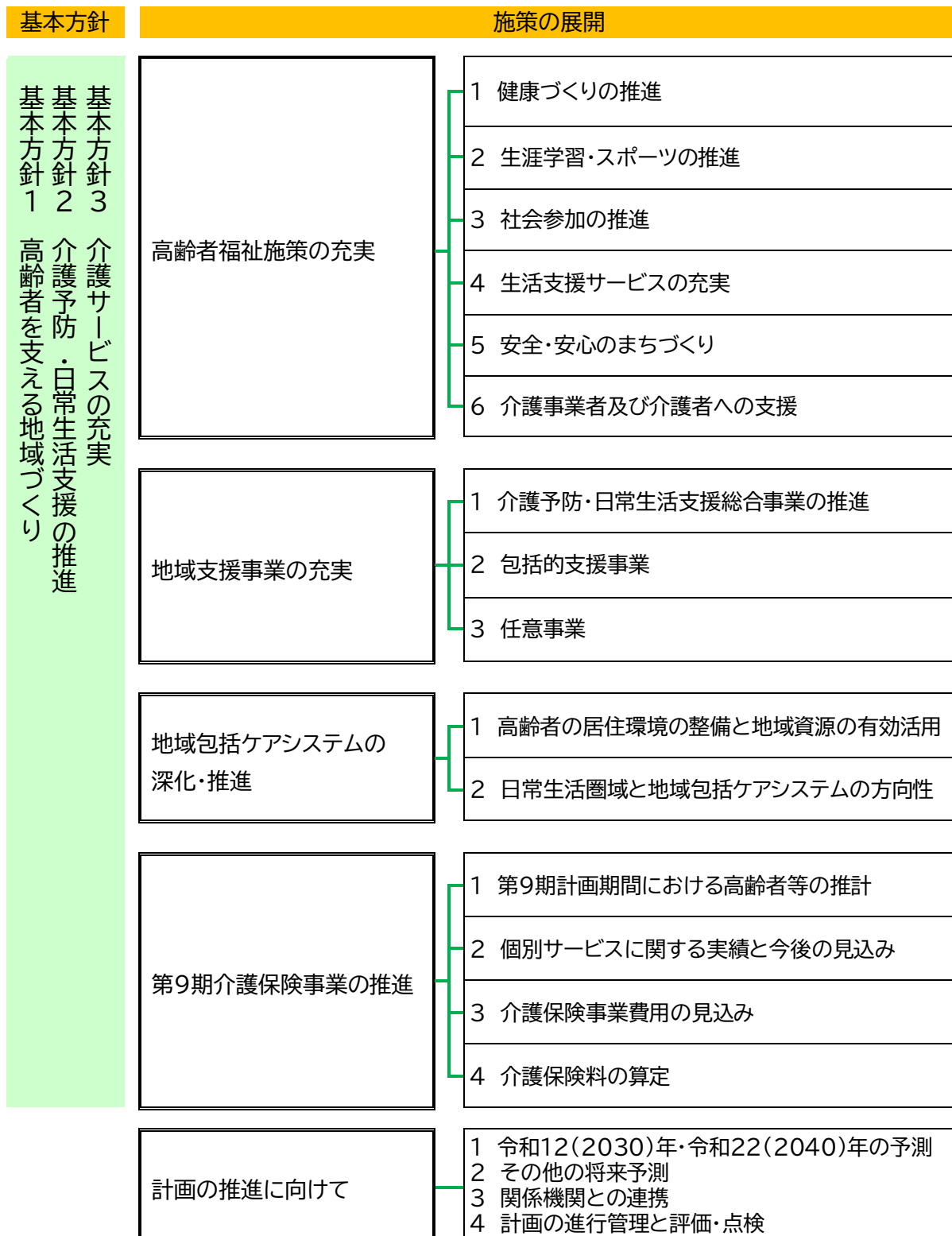
介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて事業の質と量を確保することに努めます。また、生活の基盤となる住まいの安定確保や、在宅生活が困難になっても安心して介護サービスが受けられるための施設整備等に努めます。

給付内容、事業実施等の点検・評価を行い、介護保険、高齢者福祉の一体的かつ適正な運営に努めます。

## 3 施策体系

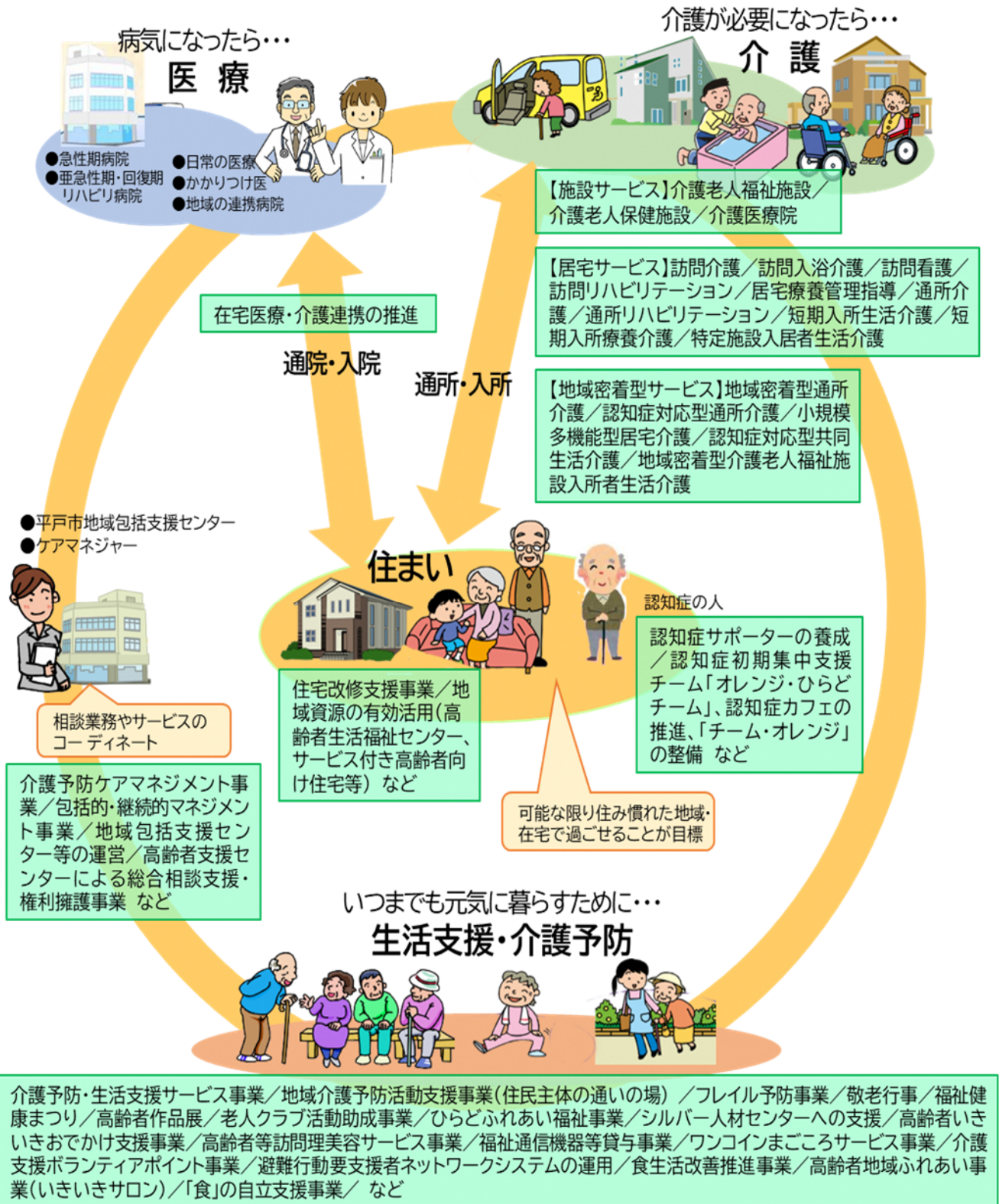
目指す  
高齢  
社会像

一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら  
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち



## 4 平戸市の地域包括ケアシステムイメージ

地域包括ケアシステムの5つの構成要素(医療・介護・予防・住まい・生活支援)に沿って、本計画中の主な施策を示すと下図のようになります。



資料:厚生労働省資料より平戸市の事業等に合わせて作成



# 各論

## IV

### 高齢者福祉施策の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 生涯学習・スポーツの推進
- 3 社会参加の推進
- 4 生活支援サービスの充実
- 5 安全・安心のまちづくり
- 6 介護事業者及び介護者への支援

IVは、老人福祉法を根拠法とする平戸市高齢者福祉計画の中心となるものです。高齢者が生きがいを持って地域で過ごしていけるような環境整備に関する取組であり、地域共生社会の実現のためにも重要なものです。



## 高齢者福祉施策の視点

高齢化率が高い水準となっている平戸市では、自立支援、介護予防・重度化防止の推進が非常に重要なものとなります。その前提として、高齢者の生活支援や、高齢者が活動的で生きがいを持てる生活を営むことのできる、生活環境の調整・地域づくり等を行う必要があります。

また、平戸市は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、「フレイルあり割合」「社会的役割低下者割合」が低いことは、社会参加・交流関連の強みである「友人・知人と会う頻度が高い者の割合」「情緒的サポート受領／提供割合」が高いことが一因と考えられ、これらを維持することが重要です。

そのためには、高齢者の社会参加を促し、健康で、かつ、楽しみながら、地域でのふれあいの場に出て行けるような取組を、地域住民、ボランティア、シルバー人材センター、老人クラブ、各種サロン、通いの場、各福祉団体との連携により推進していかなければいけません。

# 1 健康づくりの推進

このページから93ページまでの表中の数値は、各年度（1年間）全体の数値です。

## (1) 敬老行事

長寿介護課 高齢者支援班

- 毎年、9月1日現在において75歳以上の方を対象に敬老行事を開催した施設に交付金を支給し、長寿を祝福するとともに、各自治体における敬老行事開催の支援をします。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数（人）	182	200	189	235	235	235
回数（回）	7	11	9	9	9	9

## (2) 敬老祝金・長寿祝金

長寿介護課 高齢者支援班

- 敬老祝金:傘寿(80歳)の方に対し、祝金を支給することにより長寿を祝福し、敬意の意を表します。
- 長寿祝金:百寿(100歳)の方に対し、その長寿を特に祝福するため、長寿祝金を支給することにより、敬老精神の高揚を図るとともに、高齢者の福祉の増進に資することを目的とします。百寿の誕生日以降に対象者宅又は入所施設等を訪問し、祝福します。
- 長寿報奨金:要介護認定等を受けずに健康を謳歌している101歳以上の在宅高齢者を表彰し、長寿報奨金を支給します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
80歳人数（人）	430	422	375	381	323	297
100歳人数（人）	16	29	20	23	20	20
100歳以上人数（人）	—	1	1	4	5	5

### (3) 福祉健康まつり

福祉課

- 福祉団体、福祉施設等が参加した福祉健康まつり実行委員会主催により、文化センターを会場として開催しており、作品展、ふれあいコーナー、売店・呈茶コーナー、各種相談コーナー及び福祉関係の講演を実施します。
- 地域共生社会について市民の理解と関心の高揚を図り、「健やかで笑顔とやさしさのある福祉のまちづくり」を推進します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（約人）	—	250	4,000	4,000	4,000	4,000

### (4) 健康づくり推進協議会

健康ほけん課

- 市民の健康づくりを推進するために、健康増進、母子保健、予防接種などの保健事業について審議します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数（人）	15	12	44	16	16	16
回数（回）	1	1	4	1	1	1

## (5) 健康教育事業

健康ほけん課

- 市民の健康増進を目的とし、出前講座等の依頼があった地区自治会、老人会等の各種団体に  
出向き、生活習慣病予防や特定健診受診勧奨のための健康教育を実施します。
- 健康づくり推進員、食生活改善推進員が、各種健(検)診、生活習慣病予防、栄養改善について  
学び、地域住民の健康意識の変容のため、周知啓発活動を行います。

実績・ 計画	実績						計画					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)
一般健康教育	46	842	27	650	45	840	35	700	40	750	40	750
歯周疾患	0	0	0	0	6	200	5	100	5	150	5	150
ロコモティブシンドローム	7	138	1	6	2	40	5	100	5	150	5	150
病態別	1	7	28	463	2	40	10	300	10	300	10	300
合計	54	987	56	1,119	55	1,120	55	1,200	60	1,350	60	1,350

## (6) 健康相談事業

健康ほけん課

- 健康の維持増進のため、老人会、特定健診、健康教育時等に個別に血圧測定・保健指導を  
実施します。
- 職員間で、事例検討の実施及び研修会の内容の情報共有などを実施し、保健指導について  
スキルの向上を図ります。

実績・ 計画	実績						計画					
	令和3年度		令和4年度		令和5年度見込		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)	回数 (回)	参加延数 (人)
総合健康相談	9	47	4	24	5	60	6	60	8	80	8	80
重点健康相談	1	1	71	71	50	200	50	200	60	200	60	200
健診時の事後指導	0	0	35	1,294	30	1,200	30	1,200	30	1,200	30	1,200
結果説明会	26	222	38	552	20	480	25	500	25	500	23	500
合計	36	270	148	1,941	105	1,940	111	1,960	123	1,980	121	1,980

## (7) 食生活改善推進事業

健康ほけん課

- 地域における食育活動を推進することを目的に、地域のリーダー役となる食生活改善推進員（通称ヘルスマイト）の養成・育成を行います。ヘルスマイトは、保健師・栄養士による学習会に参加し、学校、老人会等各種団体での調理実習を中心に望ましい食習慣の普及啓発活動を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学習会 開催回数（回）	14	13	14	14	14	14
学習会 参加延数（人）	139	105	140	140	140	140
地区伝達活動 開催回数（回）	19	25	20	30	30	30
地区伝達活動 参加延数（人）	565	465	500	550	550	550

## (8) 健康づくり推進員設置事業

健康ほけん課

- 健康づくり推進員には、地区の健康づくりのリーダー的役割を担い、地区住民への周知啓発及び受診勧奨を行ってもらうため、研修会を実施します。

健康づくり推進員は、研修会で得た知識や情報を、担当地区において、集会の場等を通して地区住民へ周知し、健康への意識づけを図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会 開催回数（回）	11	11	11	11	11	11
研修会 参加延人数（人）	364	396	400	400	400	400

## 2 生涯学習・スポーツの推進

### (1) 生涯学習の推進

教育委員会 生涯学習課

- 社会教育・生涯教育関連機関と連携して、高齢者を含む市民を対象とした生涯学習に関する情報を提供しています。また、高齢者の各種グループを対象に市民ボランティアや市職員が講師として出向き講義を行っています。今後は、出前講座を利用するだけでなく、自分の経験や技術、知識を地域で活かしていただくために、市民講師としての登録を推進します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数（人）	1,166	1,142	2,000	2,240	2,500	2,740
回数（回）	59	57	100	112	125	137

### (2) 高齢者作品展

福祉課

- 高齢者の多年にわたる趣味や芸術を活かし、生きがいと敬老精神の高揚を図るため、年に1回「福祉健康まつり」において、希望者の創作品を公開展示しています。
- 長年の趣味が生きがいづくりにつながるよう、今後も例年の参加者だけでなく、その他の市民を巻き込んだ事業展開が図られるよう継続して実施します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出品団体数(団体)	—	8	9	11	11	11

### (3) 高齢者スポーツ大会への参加支援

長寿介護課 高齢者支援班

- 関連機関が連携して、高齢者の体力や運動能力に応じた軽スポーツや、世代間交流が可能なスポーツの普及を推進します。
- ゲートボール、パタンク、グラウンドゴルフの3種目については、予選会を開催後、ねんりんピック県大会へ出場しています。高齢者の生きがい目標や生きがいづくり、高齢者相互の交流親睦等に大きな役割を果たしており、今後も継続して実施します。
- 参加者が高齢化しており、新たな参加者の呼び込みについて検討します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	—	42	50	45	45	45
競技数（競技）	—	12	11	11	11	11

## 3 社会参加の推進

### (1) 老人クラブ活動助成事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 老人クラブ連合会及び単位クラブへの支援、並びに地域・世代間交流に対する支援を継続して行います。
- 老人クラブ加入者は、高齢者いきいきおでかけ支援事業の加算券の対象とすることで、加入者へのインセンティブとし、新規会員加入促進のための支援を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数（団体）	53	53	53	55	55	55
会員数（人）	2,649	2,579	2,579	2,600	2,600	2,600

### (2) ボランティア活動の推進

長寿介護課 高齢者支援班

- 関係課及び関係機関並びに平戸市社会福祉協議会で推進している、平戸市ボランティア協議会をはじめとする各ボランティアグループと連携を深め、ボランティアが活動しやすい仕組みづくりを進めます。
- 高齢者支援センターと連携し、訪問型ボランティアの推進やマッチングを行い、住みよいまちづくりにつなげます。

### (3) ひらどふれあい福祉事業

福祉課

- 高齢者の福祉活動の促進、快適な生活環境の形成及び保健福祉の増進を図るための事業を行う民間団体等へ、ひらどふれあい福祉基金を有効活用し、補助金の支給を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数（件）	1	1	0	1	1	1



## (4) シルバー人材センターへの支援

長寿介護課 高齢者支援班

- 地域に密着した就業機会の確保と、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図るため、今後とも引き続きシルバー人材センターに対する支援を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
会員数（人）	245	238	231	240	250	260
受注件数（件）	1,947	1,790	1,605	1,700	1,700	1,700

## (5) 高齢者いきいきおでかけ支援事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者の外出機会の拡大と社会参加及び健康増進を促し、閉じこもり及び心身機能低下の予防のため、在宅の75歳以上の高齢者又は自動車の運転が困難となり運転免許を自主返納した人に対し、交通機関(タクシー、バス、フェリー等)及び施設の利用料金の一部助成を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おでかけ券（交通費助成券）申請者数（人）	3,840	3,808	3,900	3,900	3,900	3,900

## (6) 高齢者の交通環境づくりの推進

長寿介護課 高齢者支援班

- 各課や関係者及びまちづくり運営協議会等と、地域の移動支援を検討します。
- 移動支援に係る社会資源を把握し、地域住民へ周知します。
- 社会参加支援として、高齢者いきいきおでかけ支援事業を実施します。

## 4 生活支援サービスの充実

### (1) 制度の周知・サービスの情報提供

長寿介護課

- 介護保険サービスや高齢者福祉サービスを効果的に活用していくためには、市民に制度・サービスをよく知ってもらうことが大切になります。高齢者にわかりやすい説明を行うため、制度・サービスの趣旨・内容に関する普及啓発を行っていきます。
- 説明会のほか、広報やホームページ、パンフレット、防災行政無線等を活用し、情報の周知に努めます。あわせて、サービス事業者からの情報提供内容の確認・指導に取り組みます。

### (2) 高齢者等訪問理美容サービス事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者及び心身の障がい、傷病等の理由により理美容院に出向くことができない方に対して、理美容業者が居宅、老人福祉施設又は介護保険施設に赴くことで快適な生活の定常に寄与します。
- 本計画においても継続して行い、制度の周知と利用者数の増加を図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件数（回）	108	116	132	127	127	127

### (3) 緊急通報機器貸与事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 一人暮らしの高齢者に対し、緊急通報装置を貸与することにより、緊急時における救急車要請等の対応をします。また、月1回の安否確認及び日常生活の心配事・悩み事等の相談にも対応し、対象者が安心して在宅生活を送ることができるよう事業を実施します。  
また、希望者には18時間動きが確認できないと、委託事業所へ自動で知らせる人感センサーの貸与も行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与台数（台）	190	169	164	148	148	148

## (4) 在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 在宅で日常介護をしている家族に対して、介護の労をねぎらうことを目的に見舞金を支給し、これらの高齢者等の福祉の増進を図ります。

## (5) 離島地区への対応

長寿介護課 介護保険班

- 離島介護サービス支援事業として、平成21(2009)年度から実施している要支援・要介護認定者のサービス利用に係る渡航費助成事業を継続して行い、サービス利用を促進することで、サービス提供事業者の参入を促進し、離島と本土との格差是正を図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	100	100	100	99	99	99

## (6) ワンコインまごころサービス事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者の簡易な日常生活の困りごとに対して、シルバー人材センターが見守り機能を兼ねたサービスを提供していきます。
- 新たな利用者様の確保のため、広報誌等を用いた周知に努めていきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数(人)	90	80	90	100	100	100
利用件数(件)	1,252	1,102	1,300	1,400	1,400	1,400

## (7) 平戸市高齢者見守りネットワーク事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 地域全体で高齢者に対する見守りや、声かけ等の活動を行い、日常的に安否確認を行い、異常等を発見したときに迅速に対応できる体制を確保することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続できるネットワークの整備を推進していきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	5	2	2	2	2	2

## (8) 介護支援ボランティアポイント事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者の社会参加、生きがいづくりと介護予防及び地域のボランティアを推進し、いきいきとした地域社会を築くことを目的とし、活動を行っている方にポイントを付与し、ボランティア活動を奨励します。
- 通所型・訪問型ボランティアとあるため、訪問型ボランティアに関して、高齢者支援センターと連携し、制度の周知、マッチングを進めていきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数（人） <65歳以上>	523	554	580	614	648	682
登録者数（人） <18歳～64歳> ※R4より若年層年齢区分が20歳から18歳に引き下げ	48	59	70	85	100	115
支給人数（人） <65歳以上>	321	393	450	478	506	534
支給人数（人） <18歳～64歳> ※R4より若年層年齢区分が20歳から18歳に引き下げ	14	21	30	35	40	45

## 5 安全・安心のまちづくり

### (1) 高齢者を対象とした消費者被害未然防止への取組

市民課

- 高齢者を狙った悪質商法や詐欺被害が増えているため、相談体制を強化するとともに、出前講座及び研修会など様々なツールを活用して、消費生活トラブルに関する被害防止策について、情報提供を行います。
- 長崎県消費生活センターとともに、警察・社会福祉協議会・民生委員など関係機関と連携し、広報誌やホームページ等での周知や情報発信を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座受講者数（人）	33	44	150	150	150	150
開催数（回）	2	2	3	5	5	5

### (2) バリアフリー化の推進

都市計画課

- 年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、高齢の方や障がいのある方などで、できるだけ多くの人が利用しやすい環境を構築していくという「ユニバーサルデザイン」の考え方を踏まえ、関係各課と連携し、公共施設等のバリアフリー化を順次推進していきます。新規建築に際しては、可能な限りバリアフリー化を図ります。

### (3) 交通安全対策

総務課

- 高齢者を対象とした研修会等により、交通安全の周知啓発に取り組みます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数（人）	54	92	90	90	90	90
回数（回）	2	2	2	2	2	2

## (4) 避難行動要支援者ネットワークシステムの運用

福祉課

- 一人暮らしの高齢者や障がいのある人等、避難の際に支援を必要とする人を、各嘱託員を通じて挙手制で避難行動要支援者ネットワークシステムに登録しています。
- 登録者名簿を各嘱託員及び民生・児童委員、消防本部、県警察、社会福祉協議会へ配布しており、平常時には名簿を基に、見守りや声かけなどを行うよう、システムの有効的運用に努めます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録人数(人)	304	296	300	500	500	500

## (5) グループホーム等における防犯・防火体制整備の強化

長寿介護課 介護保険班

- 自力での避難が困難な高齢者の火災への不安を軽減し、安全に安心して施設を利用できるように、グループホーム等の小規模社会福祉施設に対して、スプリンクラーなどの消防設備の設置を指導するとともに、国・県の制度を活用して整備や改修を促進します。
- 東日本大震災や能登半島地震による地震災害・近年多発する豪雨災害を教訓に、今後は地震、土石流災害等に対応した安全対策の実施が急務です。あらゆる災害を想定した安全対策の実施に努めます。
- 不審者の侵入防止など防犯体制整備の強化に努めます。

## (6) 災害及び感染症に対する備え

総務課／長寿介護課／健康ほけん課／福祉課

- 近年、我が国では、観測史を塗り替えるほどの台風や地球温暖化の影響も指摘される集中豪雨などの自然災害に見舞われる事態が頻発し、本市においても日頃からの心構えが必要な状況となっています。
- また、新型コロナウイルス感染症の流行など、災害時のみならず日常生活の中でも、これまでに経験のなかった対応が求められる事態については、今後も適切な対策が求められることとなります。
- 災害及び感染症への対応については、各事業所及び高齢者とその支援者が、避難行動に関することや感染予防対策に対する知識を深めるための説明会の開催や研修会開催支援を検討します。また、感染症流行時に避難が必要な状況となった場合は、「平戸市地域防災計画」、「平戸市新型コロナウイルス等対策行動計画」に沿い、各避難所等で適切な感染防止対策を実施できるよう日頃からの備えを行います。
- 非常災害時への対応については、平常時からの計画、訓練等が重要であることから、それらの情報について、事業者等へ最新の防災、減災施策等の情報提供や助言を行います。

## 6 介護事業者及び介護者への支援

### (1) 介護職人材確保支援事業

長寿介護課 介護保険班

- 市内介護事業者等における人材確保のため、新規雇用や介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の資格取得による、キャリア形成を明確化した魅力ある労働環境づくりを支援します。
- 県や介護事業者等と連携し、介護職のイメージアップや介護現場の生産性向上を図る事業の展開を図っていきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
雇用者数(人)	5	10	8	10	10	10

### (2) 介護離職ゼロへ向けた取組

長寿介護課 介護保険班

- 国の掲げる介護離職ゼロへ向けての取組(介護サービスが利用できず、やむを得ず離職する人をなくすとともに、特養入所が必要であるにもかかわらず、自宅待機する高齢者を解消する)に沿い、生活支援・介護予防サービスの充実など、平戸市の実情に応じた高齢者本人及び家族への支援を推進します。
- 施設への入所待ち人数は少なくない状況ですが、介護を要する人(要介護3以上)の全てを施設入所へと進め、それに合わせた施設整備を行うよりも、施設入所が必須かどうかの判断も含めた介護予防ケアマネジメントを適切に行い、ショートステイの活用などにより、可能な限り住み慣れた地域での、在宅介護の継続を推進する方向で地域資源の有効利用を追求します。

### (3) 介護分野におけるDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

---

長寿介護課 介護保険班

介護人材不足を解消する手段の一つとして、DX(デジタルトランスフォーメーション:デジタル技術を前提として業務効率化を図り、新たな競争力強化につなげていくこと)の推進による介護現場の生産性の向上が必要なことから、各事業所において介護DXが円滑に進むよう介護事業者を支援します。

●ぴったりサービスの導入

介護事業者及び介護者等の事務手続きにかかる負担、行政側の事務負担軽減を目的に国が定める介護保険関係11手続き(要介護認定申請など)について、マイナポータル等を利用した電子申請を可能とします。

●電子申請・届出システムの活用

介護事業所における文書負担軽減を目的に、国が整備する電子申請・届出システムを活用し、事業所の指定・体制等の届出について電子申請を可能とします。

●ケアプランデータ連携システムの活用

国民健康保険中央会が運用するケアプランデータ連携システムを活用し、居宅介護支援事業所と関係事業所における情報共有を円滑にし、文書負担も軽減します。

●介護事業所における先進テクノロジー活用の推進

介護サービスの向上に役立つ介護ロボットやICTなどのテクノロジーの導入を推進します。

---



# V

## 地域支援事業の充実

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業
- 2 包括的支援事業
- 3 任意事業

Vで充実を目指す地域支援事業は、高齢者一人ひとりの尊厳が保たれ、たとえ重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるような地域づくり、つまり地域包括ケアシステム構築のためのツールの一つということができます。地域包括支援センターが中心となって進める、平戸市の実情に合わせた取組についてまとめます。



## 地域支援事業推進の視点

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることをできるだけ予防し、社会に参加しながら、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するもので、平成18(2006)年度から全国市町村で行われています。全国統一の基準で提供される介護保険事業とは異なり、各自治体がその実情に合わせて展開すべきものであり、平戸市では、以下の構成で地域支援事業を実施します。

### 1 介護予防・日常生活支援総合事業

- (1) 介護予防・生活支援サービス
- (2) 介護予防の推進
- (3) 介護予防の普及啓発
- (4) 地域介護予防活動の支援
- (5) 「食」への支援

### 2 包括的支援事業

- (1) 地域包括支援センター等の運営
- (2) 総合相談支援・権利擁護事業
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- (4) 在宅医療・介護連携の推進
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 生活支援サービスの体制整備

### 3 任意事業

- (1) 介護給付費適正化事業
- (2) 家族介護への支援事業
- (3) その他の事業

# 1 介護予防・日常生活支援総合事業

## (1) 介護予防・生活支援サービス

### ①介護予防・生活支援サービス事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 訪問型・通所型サービス、その他の生活支援サービスとして、要支援者等に対する効果的・効率的な多様なサービスを提供します。
- 訪問型サービスB事業を実施し、簡易な日常生活の支援(掃除、買い物等)を行います。
- 通所型サービスC事業を実施し、リハビリテーション専門職が関わり個人の状態に応じたプログラムを短期的かつ集中的に提供することで、高齢者が要介護状態等に陥ることを予防するとともに、日常生活機能の維持向上や介護予防に効果的な生活習慣を身につけ、地域活動等へ積極的に社会参加ができるように支援します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護相当サービス利用者数(人)	1,789	1,759	1,740	1,812	1,788	1,764
訪問型サービスA利用者数(人)	599	543	612	612	600	588
訪問型サービスB利用者数(人)	99	67	120	120	120	120
通所介護相当サービス利用者数(人)	2,346	2,340	2,640	2,412	2,376	2,352
通所型サービスA利用者数(人)	530	448	480	504	504	492
通所型サービスC利用者数(人)	0	9	120	120	132	132

## ②介護予防ケアマネジメント事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 要支援者等から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的として、アセスメント、目標設定とケアプラン作成、担当者会議、事業実施、モニタリング、評価という一連の流れで、対象者の自立支援に向けたケアマネジメントを実施します。
- 地域包括支援センター及び委託している居宅介護支援事業所で、介護予防ケアマネジメントを行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数（件）	522	496	510	505	505	505

## （２）介護予防の推進

### ①フレイル予防事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者の介護予防、健康づくりのために、地域の健康課題やフレイル予防に関する知識及び実践方法についての健康教育、健康相談が必要です。
- 通いの場等を利用している後期高齢者に対して、医療専門職が地域の健康課題やフレイル予防などの健康教育・健康相談を行うことにより、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、フレイル予防の意識向上を図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施か所数（か所）	15	27	30	30	35	35
通いの場全体における実施率（％）	19	30	32	32	35	35
相談等対応件数（件）	191	497	500	500	520	520

### ②介護予防把握事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 医療機関や民生委員等地域住民、市役所内関係部局等から収集した情報等を活用して、閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者を早期に把握し、住民主体の介護予防活動等につなげます。

### ③一般介護予防事業評価事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 事業評価については、年度ごとに、介護予防・日常生活支援総合事業の事業評価指標により評価を行います。地域包括支援センター運営協議会においても検討を行い、次年度事業の計画につなげています。

### (3) 介護予防の普及啓発

#### ①健康教育

健康ほけん課

●通いの場や老人クラブ等で、地区の健康課題を踏まえた健康教育を実施していきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	692	816	820	850	850	850
回数（回）	51	56	50	55	55	55

#### ②食生活改善事業

健康ほけん課

●生活習慣の基盤である食事の重要性を認識するために、ライフステージに応じた正しい食習慣の確立を支援します。食生活改善推進員（ヘルスマイト）による地区伝達、高齢者世帯への訪問活動を通じて、望ましい食生活の普及啓発活動を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	1,448	3,249	2,500	2,900	2,900	2,900
回数（回）	39	55	45	50	50	50

#### ③健康相談

健康ほけん課

●健康診査の結果からフレイル傾向にある対象者については、健診会場や説明会時などに、保健師、栄養士が個別に相談に応じ、必要によって医療機関や地域包括支援センターと連携し、健康寿命の延伸を図ります。

●老人クラブ、いきいきサロンなどの各種団体からの要請に応じ、事業を実施していきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数（人）	225	1,520	1,550	1,600	1,600	1,600
回数（回）	29	132	100	100	100	100

## (4) 地域介護予防活動の支援

### ①地域住民グループ支援事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者の「生活支援」「介護予防」の担い手としての「地域を支えるサポーター」を養成・育成する研修会を実施します。

全ての日常生活圏域ごとに実施することを目指し、高齢者の「生活支援」「介護予防」の充実や支援体制づくりを推進していきます。また、サポーターが活躍できるよう高齢者の困りごとのニーズの把握とサポーターのマッチングも推進していきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催圏域数（圏域）	2	7	7	7	7	7
サポーター登録者数（延人）	105	161	170	180	200	200

### ②高齢者地域ふれあい事業（いきいきサロン）

長寿介護課 高齢者支援班

- 介護予防活動、趣味活動等を行う地域のボランティア団体へ補助金を交付し、在宅高齢者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるよう支援します。
- 平戸市社会福祉協議会と連携しながら、ふれあい・いきいきサロン交流会を組織し、市全域での「ふれあい・いきいきサロン」の普及と、団体及びボランティアの育成に努めます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施団体数（団体）	60	58	57	57	57	57
活動回数（回）	1,151	1,141	1,334	1,300	1,300	1,300
参加人数（人）	12,141	13,444	13,705	13,000	13,000	13,000

### ③地域づくりによる介護予防推進支援事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 各地域に住民主体の通いの場の立ち上げ支援を行い、高齢者の心身機能の維持・改善を図り、生きがい・役割をもって社会参加できるよう、介護予防に取り組む場を展開します。
- 人と人とのつながり、支え合いを通じて通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置数（か所）	81	89	91	100	103	106
参加者数（人）	1,141	1,298	1,360	1,495	1,540	1,585

### ④地域リハビリテーション活動支援事業

長寿介護課 高齢者支援班

- リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し、改善の可能性を助言する等、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組について、リハビリテーション専門職の関与を促進し、総合的に支援します。

## （5）「食」への支援

### ①「食」の自立支援事業（総合事業）

長寿介護課 高齢者支援班

- 総合事業対象及び要支援認定を受けている高齢者の生活状況を情報収集・分析し、他のサービスとの調整を行いながら配食サービスを実施し、食生活の改善・健康増進及び安否確認を図ります。

## 2 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センター等の運営

#### ①地域包括支援センター運営協議会の運営

長寿介護課 高齢者支援班

- 地域包括支援センター運営協議会を開催して事業の中立性・公平性を確保し、事業の充実を図っています。地域課題を市の施策として検討、実施する地域ケア推進会議にも位置付け、開催します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数（人）	20	20	20	20	20	20
回数（回）	1	1	1	1	1	1

#### ②地域包括支援センターの機能強化

長寿介護課 高齢者支援班

- 市町村及び地域包括支援センターの評価指標により事業評価を実施し、以下の項目に重点的に取り組みます。
  - ・介護保険法施行規則に基づいた3職種(保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員)を配置し、相談支援体制を整備します。
  - ・計画的な研修を実施し、職員の資質向上に努めます。
  - ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止を推進します。
  - ・地域の介護支援専門員に対する支援を充実します。
  - ・地域課題の検討を行い、市民や関係機関へ情報提供を行います。

#### ③地域ケア会議の充実

長寿介護課 高齢者支援班

- 個別事例の検討を通じて、様々な職種の専門家によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築、地域課題の解決、市の施策形成につなげるなど実効性のあるものとして定着・普及を図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア個別会議実施回数（回）	24	25	28	28	28	28



## (2) 総合相談支援・権利擁護事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 地域包括支援センター及び市内6か所にある高齢者支援センターに委託実施し、高齢者に身近な相談窓口を設置し専門的な支援を実施しており、支援困難ケースや高齢者虐待ケース等に対する早期発見の対応策を検討します。また、関係機関のネットワーク形成・強化の仕組みづくりを検討します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	456	517	560	570	573	576

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 主に市内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員、及び施設や病院等に所属している有資格者の団体である平戸市介護支援専門員連絡協議会が円滑に活動できるよう支援しています。
- 特に関心が高いテーマを取り上げ、定例学習会や、介護関係者研修会を開催しており、また介護支援専門員からの困難事例の相談については、関係者で協議しながら支援しています。今後も、介護支援専門員及び介護関係者とともに、高齢者が住みやすい地域づくりを推進します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会回数（回）	2	1	2	2	2	2
相談件数（件）	22	22	22	23	23	23

## (4) 在宅医療・介護連携の推進

長寿介護課 高齢者支援班

- 住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進し、看取りや認知症への対応も視野に、在宅医療と在宅介護が切れ目なく提供される体制の構築を目指した取組を行います。
- 西九州させば広域都市圏など複数の関係市町が協力して、共通の情報共有の方法など、広域連携が必要な事項について地域の実情に応じて検討を行います。
- 多職種研修会を実施し、顔の見える関係づくりを図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件）	52	41	50	60	60	60

## (5) 認知症施策の推進

### ① 認知症サポーターの養成

長寿介護課 高齢者支援班

- 認知症を正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指して、住民グループや学生、職域などを対象に、認知症の人とその家族を見守る「認知症サポーター」を養成する講座を実施します。
- 高齢者の生活支援・介護予防の担い手である「地域を支えるサポーター」の研修会の中で、認知症サポーターを含む地域を支えるサポーターの育成も行っていきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座回数（回）	3	13	12	12	12	12
認知症サポーター養成数（人）	48	178	158	175	175	175

### ② 認知症ケアパスの作成・普及

長寿介護課 高齢者支援班

- 認知症の人とその家族が、認知症と疑われる症状が発生した場合に、どこでどのような医療や介護サービスを受ければよいかを示したものです。  
状態の変化に応じた医療や介護サービス等を、切れ目なく提供することで、認知症ケアの確立を目指します。

### ③ 認知症初期集中支援チームの推進

長寿介護課 高齢者支援班

- 認知症初期集中支援チーム(チームオレンジ)は、複数の専門職が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、医療・介護サービスにつなげ、自立生活のサポートを行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
チーム員会議開催数（件）	4	1	2	2	2	2

#### ④認知症カフェの設置

長寿介護課 高齢者支援班

- 認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に集い、互いに交流する場として認知症カフェを設置します。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して、尊厳のあるその人らしい生活の継続を支援し、その家族の介護負担並びに地域での認知症啓発や認知症予防を行います。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置か所数（か所）	5	4	9	10	10	10

#### ⑤日常生活自立支援事業・成年後見制度の利用促進

福祉課／長寿介護課 高齢者支援班

- 判断能力の低下が見受けられる高齢者等も、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する各種支援制度を利用することで、資産管理や身上監護(※)が可能となり、高齢者の権利の擁護とつながっています。

広報ひらどへの掲載や、成年後見制度、日常生活自立支援事業についての周知や研修会を開催する等の周知啓発を行っており、今後も継続して、利用促進に努めます。

(※)身上監護とは・・・本人の精神・身体の状態や生活の状況全般を把握し、本人の思いを尊重しながら、本人がその人らしい生活を送ることができるように、生活の質に配慮し、医療・介護・福祉等の生活全般の手配や契約を行うことです。

- 現在「法人後見」を受任している社会福祉協議会や関係機関と連携し、成年後見申し立てが難しい方々の利用についても円滑かつ柔軟な対応が図れるよう、中核機関の設置等、相談窓口機能等を強化するとともに、広報ひらどの活用や各高齢者支援センターの総合相談事業(市委託)等から対象者に対する制度説明を継続して行います。
- 認知症や障がい等により理解力が低下し、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、親族等の状況により成年後見制度利用申立を行うことが困難な場合、その方の理解力に応じて申立支援を行うとともに、状況に応じて市長による成年後見制度利用申立を進め、成年後見制度の円滑な利用につなげます。

#### ⑥高齢者虐待防止ネットワークの構築

長寿介護課 高齢者支援班

- 高齢者が居住する地域の介護事業所、高齢者支援センター、警察署等と連携し事例に対応しています。
- 地域の関係機関との連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及びその運用を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを目的として、平戸市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を設置しています。

## (6) 生活支援サービスの体制整備

---

長寿介護課 高齢者支援班

- 介護予防・生活支援サービスの充実に向けて「生活支援コーディネーター」を配置し、地域を支えるサポーター等の生活支援の担い手の養成や地域資源の開発、ネットワーク構築等を行います。
  - 地域住民や関係団体と地域課題の解決について協議体を設置し、協議を行います。
  - 平戸市では、「地域包括支援センター運営協議会」を市全体レベルの課題を扱う第1層協議体と位置付け、高齢者支援センターが実施する「圏域地域ケア会議」を日常生活圏域レベルの課題を扱う第2層協議体と位置付けます。
-

## 3 任意事業

### (1) 介護給付費適正化事業

長寿介護課 介護保険班

- 介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握し、透明性が高く公正で効率のよい制度の運用を図るものです。  
また、調整交付金の算定にあたっては、本事業の取組状況が勘案されることとなっています。
- 介護サービス事業者の事業内容の把握や関係機関の連携強化を図りつつ、介護給付費について国保連合会の帳票を活用した統計的な分析等を行うことにより、幅広い視点から介護保険事業の適正化を推進します。
- 平戸市では、国の示した主要3事業「①要介護認定の適正化」「②ケアプランの点検等」「③縦覧点検・医療情報との突合」を実施し、真に必要なかつ良質なサービスの提供と、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化（件）	1,865	1,949	1,823	1,820	1,810	1,800
ケアプランの点検等（件）	419(※)	413(※)	410(※)	2,130(※)	2,110(※)	2,080(※)
縦覧点検・医療情報との突合（回）	12	12	12	12	12	12

(※) 令和6年度制度改正により、従来の「ケアプランの点検」に、新たに「福祉用具貸与購入の点検」・「住宅改修等の点検」を加えた数値となっています。このため、「ケアプランの点検等」の実績値(R3～R5)は、「ケアプランの点検」のみの数値となっています。

## (2) 家族介護への支援事業

### ① 認知症高齢者等家族支援サービス事業

長寿介護課 高齢者支援班

- 認知症高齢者が徘徊した場合、早期発見できる装置(位置探知システム)を利用する家族に対し、初期設定費用(上限1万円)を助成します。
- 外出時に自宅等まで戻れなくなる可能性のある高齢者等に対し、二次元(QR)コード付きシールを配付し、保護された際の速やかな特定につなげます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
位置探知システム助成(件数)	0	0	2	2	2	2
QRコード活用見守り事業(件数)	2	1	2	2	2	2

### ② 家族介護教室

長寿介護課 高齢者支援班

- 介護者の孤立や不安を防ぐため、介護家族等が参加する研修会や交流会を実施しています。また講演・講習等の開催により、認知症理解の普及啓発を行っています。  
今後とも継続し、介護家族に限らず、市民の認知症に対する知識・理解を深める事業を展開していきます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実人数(人)	143	158	100	110	110	110
回数(回)	19	24	12	12	12	12

### (3) その他の事業

#### ①「食」の自立支援事業(任意事業)

長寿介護課 高齢者支援班

- 在宅で一人暮らしの障がい者や要介護認定を受けている高齢者が自立した生活を送ることができるよう、配食サービスを実施し、食生活の改善・健康増進を図ります。

#### ②住宅改修支援事業（理由書作成）

長寿介護課 介護保険班

- 居宅介護支援の提供を受けていない要支援者又は要介護者に対し、介護支援専門員等が住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した場合に、作成手数料の助成を行います。  
これにより、介護保険における住宅改修の円滑な利用に寄与することができ、要支援者又は要介護者の生活環境を整え、より安全に自宅での自立した生活を送れるよう支援します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施件数（件）	18	16	18	18	18	18





# VI

## 地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用
- 2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

地域包括ケアシステムは、地域資源を活用しながら、高齢者への支援を包括的に確保するものです。VIでは、生活の基盤となる住まいの環境整備等と、7つの日常生活圏域の状況・課題についてまとめます。

## 地域包括ケアシステム構築の視点

地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの認知度は、少しずつ高くなっていることがわかりました(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 経年比較/P33)。しかし、地域包括ケアシステムができていると思うかどうかは「わからない」とする回答の割合が最も高く、その考え方がなかなか市民の間に浸透していないことがうかがえます。

地域包括ケアシステムは、一言でいえば「地域一体となり高齢者を支えるシステム」です。医療・介護・予防・住まい・生活支援といった構成要素から成りますが(平戸市の地域包括ケアシステムイメージ/P58)、それを担うのは国や市による公的な支援だけではありません。構成要素の分野を超え、さらに「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる社会、すなわち「地域共生社会」がその基盤となるものです。

地域共生社会の実現に向けて検討すべき状況は日常生活圏域ごとに異なるため、各地域の実情を把握・確認しながら、減り続ける支え手の確保が重要で、それぞれに実現可能、持続可能な取組を考えていく必要があります。

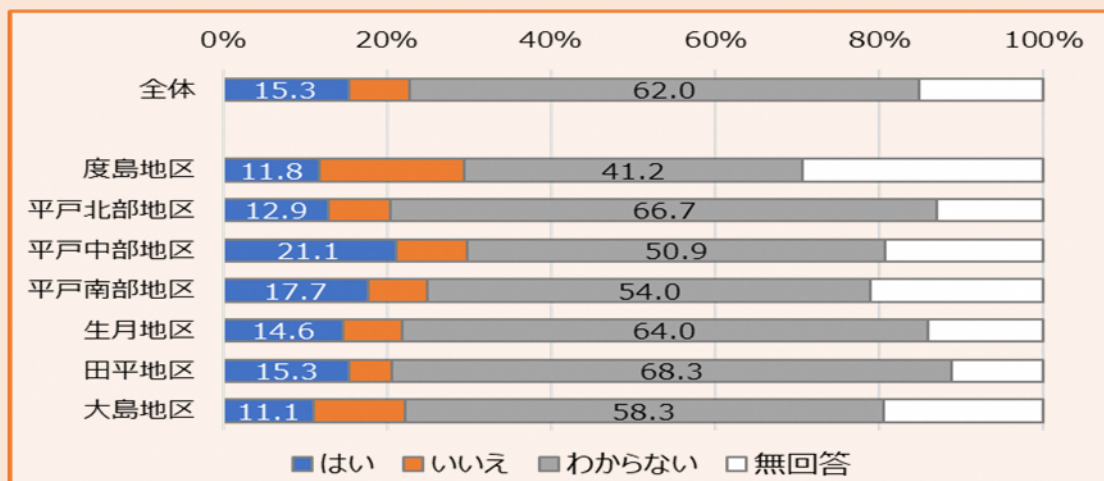


### 関連データ



住んでいる地域で「地域包括ケアシステム」ができていると思うかという質問で、「はい」の割合が最も高いのは平戸中部地区、最も低いのは大島地区でした。

どの地区でも「わからない」が最も多くなっており、その割合は市全体で62.0%となっています。



資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

# 1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用

## (1) 地域資源の有効活用

### ① 養護老人ホーム

福祉課

- 環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難なおおむね65歳以上の高齢者が入所する施設で、生活の場として、食事、入浴などの日常生活の援助を行います。

市内の状況（令和6年3月現在）	1か所
-----------------	-----

### ② ケアハウス

長寿介護課 介護保険班

- 家庭環境・住宅事情などの理由により、居宅での独立した生活に不安を抱える、原則として60歳以上の高齢者が入所する施設です。

市内の状況（令和6年3月現在）	1か所
-----------------	-----

### ③ 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）

長寿介護課 高齢者支援班

- 居宅での独立した生活に不安がある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、自立生活の助長と安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入所者数（人）	14	13	15	20	20	20

### ④ サービス付き高齢者向け住宅

長寿介護課／都市計画課

- 介護・医療と連携した高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者単身・夫婦世帯の住宅です。住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅を提供します。
- 県及び関係機関と情報連携を図ります。

住宅型有料老人ホーム	1か所
サービス付き高齢者向け住宅	2か所
入居者数合計（定員数）	84人

## 2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

平戸市は、平戸島、生月島、大島、度島、高島の有人島及び九州本土北西部の沿岸部に位置する田平と、周辺の多数の島々で構成されています。平戸島は、平戸大橋により田平(本土)と、生月島は、生月大橋により平戸島と結ばれています。大島、度島、高島は離島であり、交通手段は船舶のみです。

各地域に集落が点在しており、高齢者の占める割合、介護サービス事業所の配置、交通手段などは、7つの日常生活圏域ごとに状況が異なります。

地域包括ケアシステムの基盤となる地域共生社会の実現には、それぞれの地域に暮らす市民が参画し、主体的に地域課題、生活課題の解決に関わっていく仕組みも重要です。

平戸市では市内全域に「まちづくり運営協議会」が設置されており、自分たちの住む地域の将来をどのようにしていくのか、どういった事業を推進していくのかなど、地域の住民が主体的に話し合いや活動を展開しています。

本計画に掲げた数々の施策の推進では、地域の実態を把握している各まちづくり運営協議会との連携も大切です。

### ▼ (参考)各地域のまちづくり運営協議会

	協議会名	設立年月日
1	特定非営利活動法人 度島地区まちづくり運営協議会	平成25年9月2日
2	志々伎地区まちづくり運営協議会	平成28年1月1日
3	特定非営利活動法人 山田・館浦地区まちづくり運営協議会	平成28年2月1日
4	特定非営利活動法人 大島村まちづくり運営協議会	平成28年4月1日
5	津吉地区まちづくり運営協議会	平成29年1月1日
6	生月地区まちづくり運営協議会	平成29年1月1日
7	野子地区まちづくり運営協議会	平成29年4月1日
8	田平まちづくり協議会	平成29年8月1日
9	紐差小学校区まちづくり運営協議会	平成29年12月1日
10	中津良地区まちづくり運営協議会	平成30年2月1日
11	根獅子・飯良まちづくり運営協議会	平成31年4月1日
12	中野地区まちづくり運営協議会	平成31年4月1日
13	田助校区まちづくり運営協議会	令和2年11月1日
14	平戸まちづくり運営協議会	令和2年12月1日

次ページ以降では、地区ごとの状況についてまとめ、①高齢者人口の割合(令和5年)②転倒に対する不安感③住民主体の地域活動への参加意向の3つの指標から分析します。

## (1) 度島地区

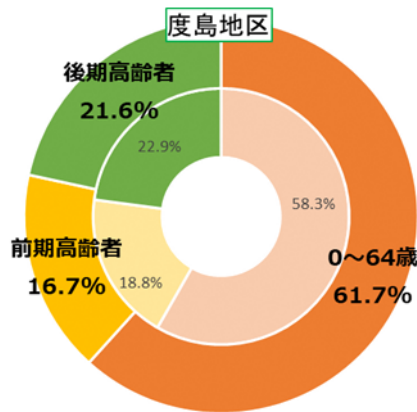


度島地区は、離島地域であり、各地区の中で一番早く「まちづくり運営協議会」が設立され、早くから地域コミュニティを構築し、高齢者支援事業が進められています。

度島連絡所と度島診療所を拠点として、医療・介護・福祉等の関係機関や地域住民との連携が取れています。

また、各地区でのいきいきサロンやたくしま大楽、ご近所単位の通いの場が開催され、介護予防活動が行われています。地縁関係が強く、生活面において協力しあっている人が多い状況にあります。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

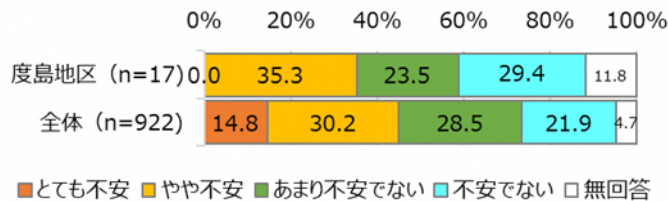


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	424	377
前期高齢者(人)	106	102
後期高齢者(人)	141	132
合計(人)	671	611

0~64歳人口の割合が市全体よりも高くなっています。前期高齢者よりも、後期高齢者の方が、割合で4.9ポイント高くなっています。

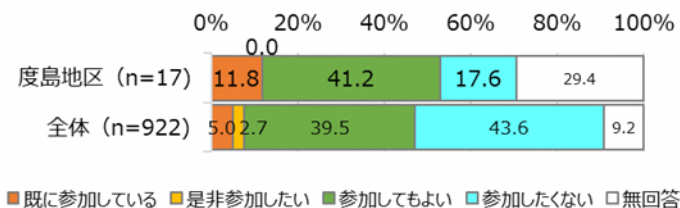
資料:住民基本台帳(各年3月末)  
(内側の円は市全体、以下同)

### ▼ 転倒に対する不安感



転倒に対して「やや不安」の割合が市全体よりも高くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「是非参加したい」という積極的な参加意向の回答はありませんでした。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

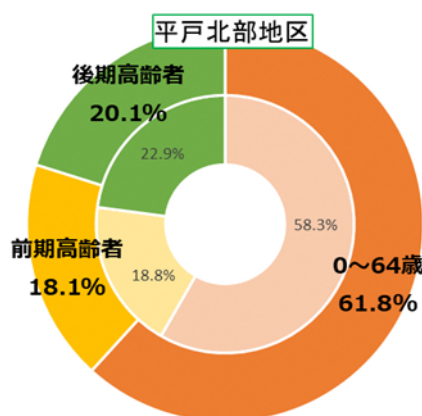
## (2) 平戸北部地区



平戸北部地区は、他の圏域に比べ人口が集中する地域です。本地区の中でも観光施設や商業施設が密集する中心市街地は、他の地区に比べ高齢化率は低い状況です。また、圏域内の中野地区は、地域の結びつきが強い地域であり、老人クラブを中心に世代間交流が行われています。住民主体の通いの場は半数以上の地区で開催され、運動や交流、助け合いの活動が行われています。また、訪問型ボランティアとして、高齢者の生活支援を行っています。

今後、まちづくり運営協議会と各地区の地域課題の解決に向けた取組を進めることで、高齢者の見守り対策など様々な方向から地域づくりを行うことが重要です。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

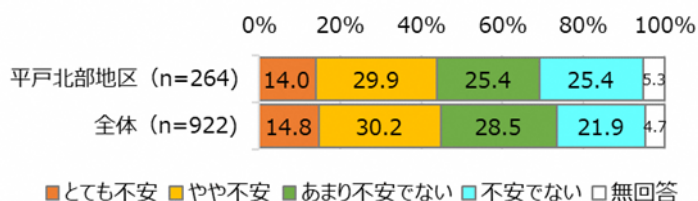


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	6,164	5,723
前期高齢者(人)	1,667	1,677
後期高齢者(人)	1,896	1,867
合計(人)	9,727	9,267

0~64歳人口の割合が市全体よりも高くなっています。前期高齢者よりも、後期高齢者の方が、割合で2.0ポイント高くなっています。

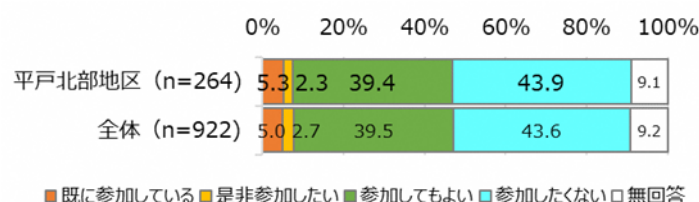
資料:住民基本台帳(各年3月末)

### ▼ 転倒に対する不安感



転倒に対して「とても不安」、「やや不安」の割合が市全体よりも低くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「既に参加している」の割合が市全体よりも0.3ポイント高く、参加の意向がやや高くなっています。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

### (3) 平戸中部地区

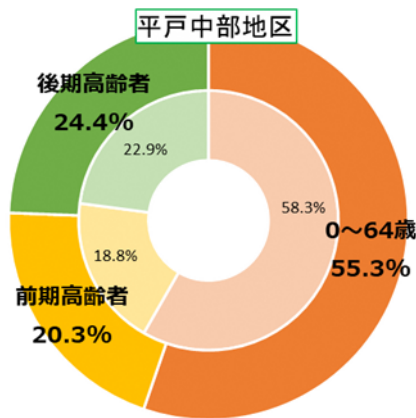


平戸中部地区は、農漁業を主とした地域で農作業等に就いている高齢者も多く、それが生活機能の維持につながっています。また、地域包括医療ケア拠点である平戸市民病院が包括医療、介護の連携強化を積極的に推進しています。

住民主体の通いの場は約半数の地区で開催され、運動や交流、助け合いの活動が行われています。また、訪問型ボランティアの支援を推進し、高齢者の生活支援を行っています。

一部のまちづくり運営協議会において、見守り活動の取組があり、今後一層の地域づくりの取組が重要となります。

#### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

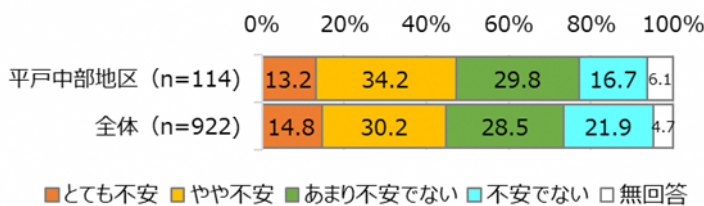


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	1,978	1,778
前期高齢者(人)	671	654
後期高齢者(人)	814	785
合計(人)	3,463	3,217

0~64歳人口の割合が市全体よりも低く、前期高齢者、後期高齢者ともに市全体の割合より高くなっています。

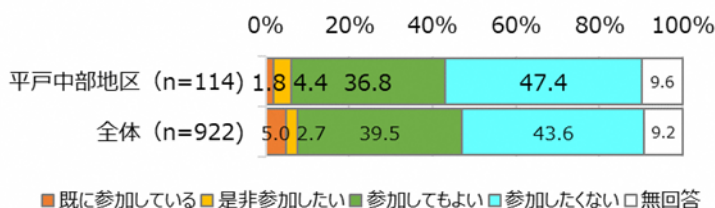
資料:住民基本台帳(各年3月末)

#### ▼ 転倒に対する不安感



転倒に対して「やや不安」の割合が市全体よりも高くなっています。

#### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「既に参加している」の割合は市全体よりも低く、「参加したくない」は市全体よりも高くなっています。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

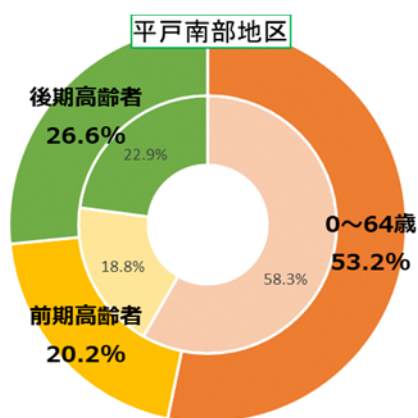
## (4) 平戸南部地区



平戸南部地区は中心市街地から遠く、農漁業を主な産業とし、漁業においては専門性が高い地域です。漁業集落が点在しており地域のまとまりがあり、身近な助け合い活動が行われています。地域包括医療ケア拠点である平戸市民病院が包括医療、介護の連携強化を積極的に推進しています。

住民主体の通いの場は約半数の地区で開催され、運動や交流、助け合いの活動が行われています。一部のまちづくり運営協議会では、有償ボランティア活動を実施し、生活支援体制の整備を行っています。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

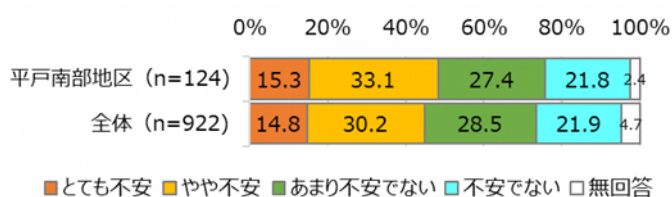


	令和2年	令和5年
0～64歳(人)	2,128	1,876
前期高齢者(人)	720	712
後期高齢者(人)	957	936
合計(人)	3,805	3,524

0～64歳人口の割合が市全体よりも低く、前期高齢者、後期高齢者ともに市全体の割合より高くなっています。

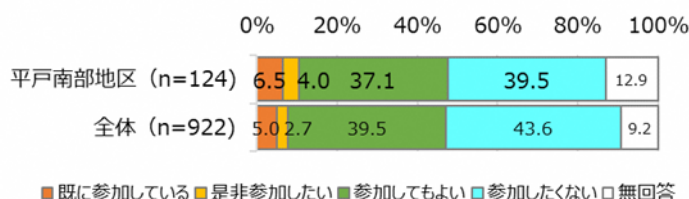
資料:住民基本台帳(各年3月末)

### ▼ 転倒に対する不安感



転倒に対する不安感は「とても不安」、「やや不安」とともに市全体よりも高くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「既に参加している」、「是非参加したい」は市全体よりも高くなっています。

資料:介護予防・日常生活圏域二ーズ調査



## (5) 生月地区

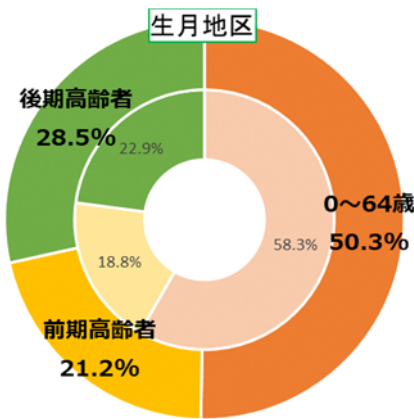


生月地区は住居地域が密集し地域の結びつきが強く、生活面において協力しあっている人が多い状況にあります。元気な高齢者が地域活動の中心的な役割を担っている地域で、老人クラブの組織率が高く、活動拠点施設が充実しており活動しやすい環境です。

いきいきサロンや住民主体の通いの場も各地区で開催され、運動や交流、助け合いの活動が行われています。

訪問型ボランティアとして、高齢者の生活支援を行っています。また、まちづくり運営協議会では、高齢者支援事業が進められています。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

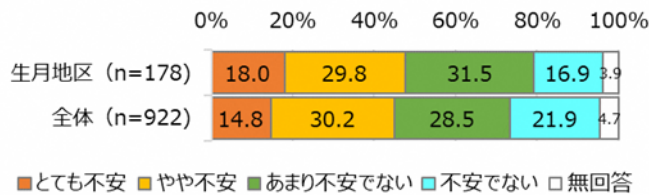


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	2,816	2,367
前期高齢者(人)	1,049	1,000
後期高齢者(人)	1,400	1,340
合計(人)	5,265	4,707

前期高齢者、後期高齢者ともに市全体の割合より高く、高齢化率は49.7%で7圏域の中で2番目に高い状況です。

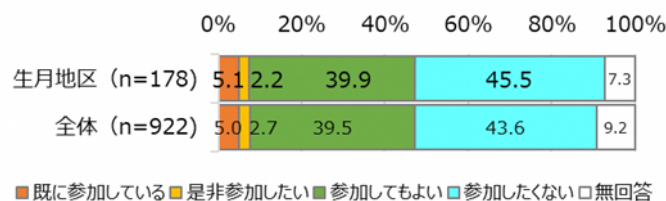
資料:住民基本台帳(各年3月末)

### ▼ 転倒に対する不安感



転倒に対する不安感は「とても不安」の割合が市全体より高く、不安感はやや高くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



参加の意向は市全体と大きな差はありません。

資料:介護予防・日常生活圏域二ーズ調査

## (6) 田平地区

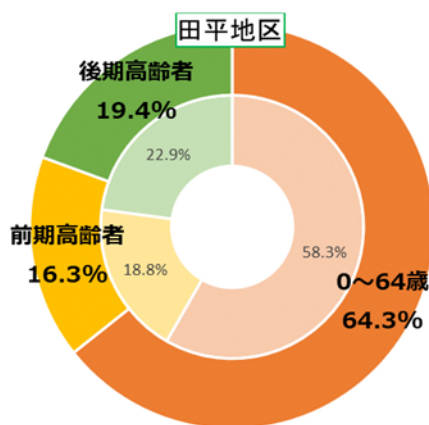


田平地区は、商業集積地である日の浦地区とその周辺の住宅地を除けば、緩やかな台地状の地形に住居が点在しています。全域に農地が広がり、農業に従事する高齢者も多い状況です。

また、老人クラブの結成率も高く、地域で支え合う意識は高い状況です。さらに、住民主体の通いの場を開催する地区も約半数となり、各地区で介護予防活動が進められています。

訪問型ボランティアとして、高齢者の生活支援を行っています。また、まちづくり運営協議会では、高齢者支援事業が進められています。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

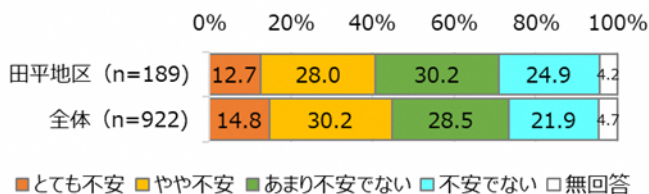


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	4,350	4,285
前期高齢者(人)	1,102	1,083
後期高齢者(人)	1,244	1,292
合計(人)	6,696	6,660

0~64歳人口の割合が市全体よりも高く、高齢化率は35.7%で、7圏域の中で最も低くなっています。

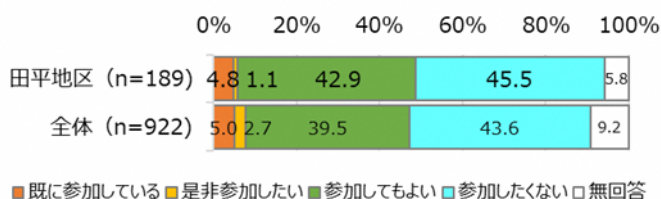
資料:住民基本台帳(各年3月末)

### ▼ 転倒に対する不安感



「とても不安」、「やや不安」の割合はともに市全体よりも低くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「既に参加している」は市全体とほぼ同数ですが、「参加してもよい」は市全体よりも高くなっています。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## (7) 大島地区



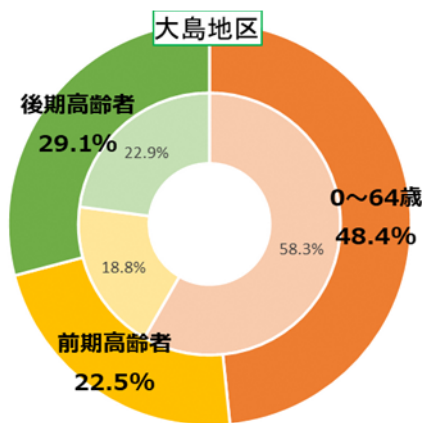
大島地区は、離島地域であり、各地区の中で高齢化率が最も高く、島内人口の半数以上を占める地域です。

このため、介護施設や在宅サービスの支援が十分とはいえない地域となりますが、地縁関係が強く、生活面において協力しあっている人が多い状況にあります。

大島支所や大島診療所を拠点とし、医療・介護・福祉等の関係機関や地域住民の連携が取れています。

今後は、まちづくり運営協議会との連携のもと、さらに高齢者支援事業を進め、地域を支える支援体制を構築していきます。

### ▼ 高齢者人口の割合(令和5年)

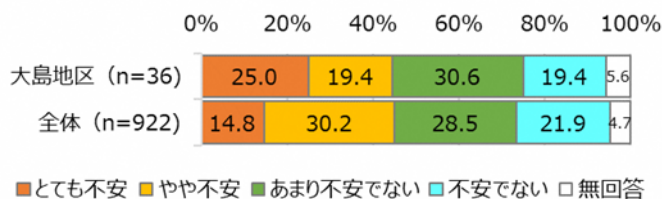


	令和2年	令和5年
0~64歳(人)	517	447
前期高齢者(人)	212	208
後期高齢者(人)	285	269
合計(人)	1,014	924

0~64歳人口の割合が市全体よりも低く、高齢化率は51.6%で、7圏域の中で最も高くなっています。

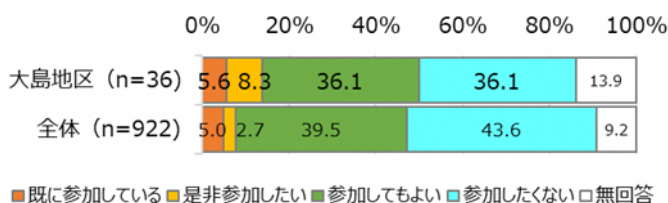
資料:住民基本台帳(各年3月末)

### ▼ 転倒に対する不安感



「とても不安」の割合が、市全体より高くなっています。

### ▼ 住民主体の地域活動への参加意向



「既に参加している」、「是非参加したい」の割合はともに市全体よりも高くなっています。

資料:介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

## (8) 今後の方向性

各地区とも高齢者の割合が増加する中、住民のニーズや地域課題の把握を行い、行政の方針を踏まえ、住民、専門職、行政が同じ目標に向かい、様々な主体の取組が進められることや、地域に根差した見守り、生活支援やボランティア・地域福祉団体等の社会貢献活動を活発にしていく必要があります。

また、介護予防において、深刻な介護状態に陥る可能性の大きい転倒リスクを、できるだけ軽減するような健康づくりの意識向上に努めることが重要です。

一方、地区ごとに特徴のある支え合いが見られること、社会参加意向にも地区の特徴が出ていることなどから、地区の実情に合った高齢者支援を展開するためには、事業を適切に継続・運営することに加え、地域ごとのまちづくり運営協議会との連携、地域ケア会議等による社会資源の掘り起こし、地域ボランティアの活動支援など、各地区の持つ高齢者支援の力を最大限にいかせるような体制づくりを推進する必要があります。

### ▼ 日常生活圏域ごとの事業所数

事業名		度島	北部	中部	南部	生月	田平	大島	全市
居 宅	居宅介護支援事業所	0	5	2	1	2	3	0	13
	地域包括支援センター	0	1	0	0	0	0	0	1
	通所介護（デイサービス）	0	3	1	1	2	3	0	10
	通所リハビリテーション（デイケア）	0	3	1	0	0	2	0	6
	居宅療養管理指導	1	11	4	1	2	9	1	29
	訪問介護（ホームヘルプ）	0	6	2	1	1	1	1	12
	訪問入浴介護	0	1	0	0	0	0	0	1
	訪問リハビリテーション	1	4	2	0	1	3	1	12
	訪問看護	1	5	2	0	1	4	1	14
	福祉用具貸与	0	0	1	0	0	0	0	1
	特定福祉用具販売	0	0	1	0	0	0	0	1
	短期入所生活／生活介護	0	1	1	1	3	2	0	8
	短期入所生活／療養介護	0	1	1	0	0	1	0	3
	特定施設入居者生活介護	0	1	0	0	0	0	0	1
地 域 密 着 型	認知症対応型通所介護	0	1	0	0	0	0	0	1
	認知症対応型共同生活介護	0	1	2	2	2	1	1	9
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	2	0	0	2
	地域密着型介護老人福祉施設	0	2	0	0	0	0	0	2
施 設	地域密着型通所介護	1	1	0	0	1	0	1	4
	介護老人福祉施設	0	0	1	1	1	1	0	4
	介護老人保健施設	0	1	0	0	0	2	0	3
	介護医療院	0	0	1	0	0	0	0	1

## (9) 事業所の配置

### ▼ 事業所マップ



※令和5年4月1日現在

※施設の場所は、P103の地図をご覧ください。

事業所名	地図上の番号▼	在宅サービス													介護施設					
		予防居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハ	認知症対応型通所介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	ショートステイ(生活介護)	ショートステイ(療養介護)	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
平戸市社会福祉協議会(平戸)	平戸市社協 居宅介護支援 平戸事業所	①	●																	
	平戸市社協 通所介護 平戸事業所							◎												
	平戸市社協 訪問介護 平戸事業所			◎																
	平戸市社協 訪問入浴介護 平戸事業所				●															
	平戸市社協 通所介護 度島事業所	②							◎											
平戸市地域包括支援センター	③	●																		
(福)聖婢姉妹会	デイサービスセンター 光の園							◎												
	居宅介護支援事業所 光の園	④	●																	
	老人居宅介護等事業所 光の園			◎																
(医)医理会	柿添病院	⑤			●	●														
	柿添病院通所リハビリ								●											
	かきぞえ居宅介護支援事業所	⑥	●																	
	リハビリ特化型 通所介護毎快								●											
	柿添病院付属中野診療所	⑦				●														
(医)光佑会	かきぞえ通所リハビリテーションセンター								●											
	北川病院	⑧			●	●														
	介護老人保健施設 ひらんど	⑨							●			●						●		
	グループホーム じゃんがら														●					
	ケアハウス じゃんがら															●				
	ケアマネジメントセンター じゃんがら	⑩	●																	
ヘルパーステーション じゃんがら			◎																	
セントケア平戸	⑪		●																	
(福)敬昌会	特別養護老人ホーム あんのん	⑫																●		
	短期入所生活介護 あんのん											●								
	居宅介護支援事業所 あんじん		●																	
	訪問介護事業所 あんじん	⑬		◎																
デイサービスセンター さるく									◎											
くわはら医院	⑭				●															
平戸市民病院	平戸市民病院					●		●				●								●
	平戸市民病院 居宅介護支援事業所	⑮	●																	
	平戸市訪問看護ステーション				●															
平戸市社会福祉協議会	⑯			◎																
(福)白寿会	特別養護老人ホーム 平戸荘																	●		
	平戸荘 ケアマネジメントセンター		●																	
	平戸荘 ショートステイセンター											●								
	平戸荘 デイサービスセンター	⑰							◎											
	平戸荘 ホームヘルプサービスセンター			◎																
	平戸荘 グループホーム														●					
	平戸荘 第二グループホーム															●				
	デイサービスセンター とがじん	⑱								●										
平戸みどりが丘 デイサービスセンター	⑲								◎											
平戸みどりが丘 ホームヘルプサービスセンター			◎																	
(合)Sincere	⑳							●												
(合)西憲商店	㉑									●	●									

2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性

事業所名	地図上の番号▼	在宅サービス														介護施設				
		予防居宅介護支援	居宅介護支援	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハ	認知症対応型通所介護	福祉用具貸与	福祉用具販売	シヨートステイ(生活介護)	シヨートステイ(療養介護)	シヨートステイ(小規模多機能型居宅介護)	認知症対応型共同生活介護	特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院
(福)愛和会	特別養護老人ホーム わだつみの里																	●		
	わだつみの里 介護支援事業所	●																		
	わだつみの里 デイサービス事業所							◎												
	わだつみの里 ショートステイ事業所											●								
(株)翔里	グループホーム 翔里																			
	翔里第二グループホーム																			
平戸市立生月病院					●	●														
平戸市社会福祉協議会(生月)	平戸市社協 居宅介護支援 生月事業所	●																		
	平戸市社協 通所介護 生月事業所								◎											
	平戸市社協 訪問介護 生月事業所			◎																
(福)生月福祉会	特別養護老人ホーム 生寿園											●						●		
	なごみ	●							◎											
	短期入所生活介護施設 なごみ											●								
(有)みやび会	デイサービス いなほ								◎											
	グループホーム いなほ																			
	ほうゆうショート いなほ											●								
生月(漁協)	JFいきつきグループホーム ふれあい																			
(株)泰州	小規模多機能ホーム みんなの家																			
	小規模多機能ホーム みんなの家たちうら																			
	平戸市社協 居宅介護支援 田平事業所	●																		
平戸市社会福祉協議会(田平)	平戸市社協 通所介護 田平事業所								◎											
	平戸市社協 訪問介護 田平事業所			◎																
(福)慈愛会	特別養護老人ホーム 田平ホーム																			
	短期入所生活介護事業所 田平ホーム											●						●		
(福)敬昌会	さるく温泉デイサービスセンター								◎											
	訪問看護事業所まてん					●														
社会医療法人青洲会	青洲会病院					●	●													
	青洲会 在宅ケアセンター スマイル	●																		
	青洲会 デイケアセンター									●										
	介護老人保健施設 ひらどせと																			●
	ひらどせと ショートステイ												●							
	ひらどせと デイサービス								◎											
(医)純健会	しおざわ内科消化器科					●														
(医)裕光会	介護療養型老人保健施設 のぞみ									●			●							●
	居宅介護支援事業所 のぞみ	●																		
	谷川病院					●	●													
(福)白寿会	グループホーム かぶとむし																			
(有)オレンジケア	グループホーム おれんじ友																			
	平戸市社協 通所介護 大島事業所								◎											
	平戸市社協 訪問介護 大島事業所			◎																

●:介護サービス・介護予防サービス事業所 ◎:介護サービス・総合事業実施事業所 ○:総合事業のみ実施事業所





# VII

## 第9期介護保険事業の推進

- 1 第9期計画期間における高齢者等の推計
- 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み
- 3 介護保険事業費用の見込み
- 4 介護保険料の算定

VIIでは、中長期的観点から、今後の介護需要の変動も視野に入れつつ、介護保険サービスの将来的な量の見込み等を推計します。

推計を踏まえて第9期介護保険事業の保険料を定めます。

## 介護保険事業推進の視点

平戸市の介護サービス受給者数及び給付費は減少傾向にあります。

高齢者人口は、令和3(2021)年をピークとして減少に転じており、その状況の中では、今後、画一的に施設等の整備を進めるよりも、在宅介護へのシフトを図り、在宅の高齢者や介護を行う家族を支えるサービス拡充に努めることが、持続可能な介護保険制度の確立において重要と考えられます。

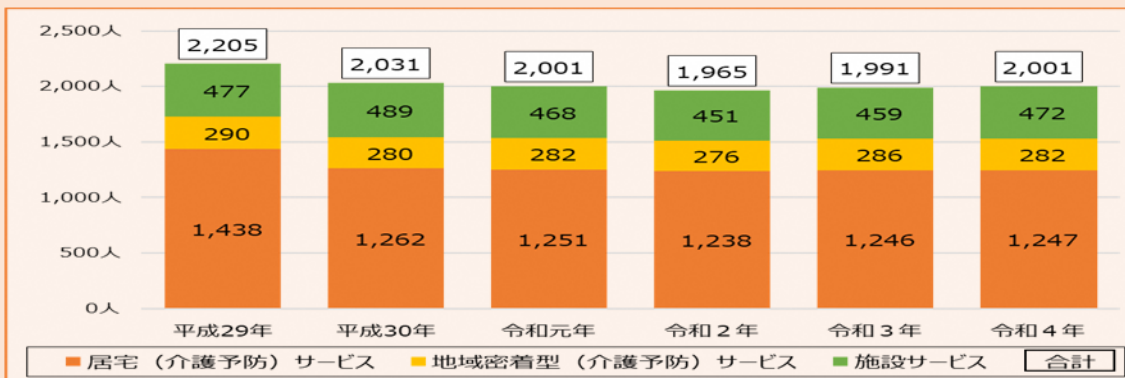
今後は、介護保険料の上昇を抑制し、状況によっては適切な引き下げも視野に入れながら、財源のより有効・効率的な配分を心がけ、将来にわたって平戸市の介護保険事業が真に高齢者の支えとなることを目指すことが重要です。

### 関連データ

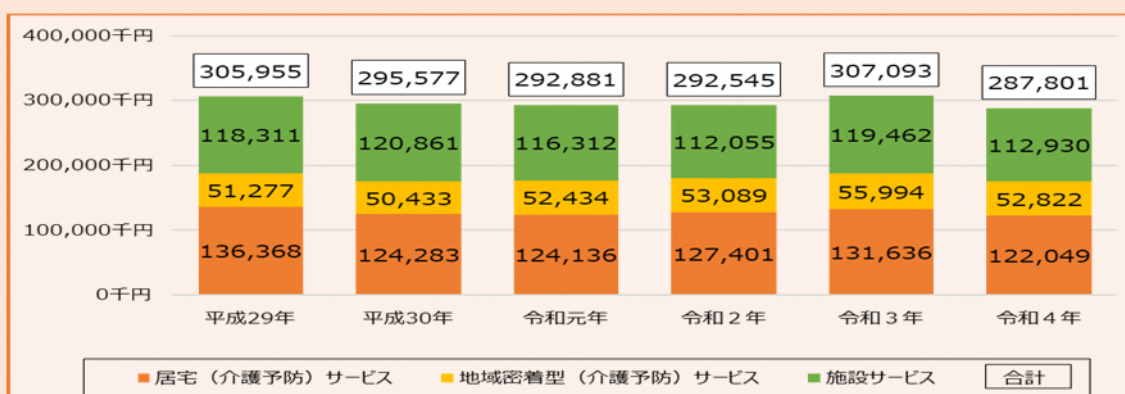
サービス受給者(利用者)は、平成29(2017)年から令和2(2020)年まで減少傾向で推移してきましたが、令和3(2021)年からは増加に転じています。サービス類型別に見ると、平成29年以降に減少しているのは居宅(介護予防)サービスで、総合事業の開始によるものと考えられます。

給付費は、令和3(2021)年の307,093千円が過去6年の最大となり、令和4(2022)年には減少しています。

#### ▼ サービス類型別受給者数の推移



#### ▼ 給付費の推移



介護保険事業状況報告月報 各年11月(各年9月末日現在の実績値)

# 1 第9期計画期間における高齢者等の推計

## (1) 第1号被保険者数の推計

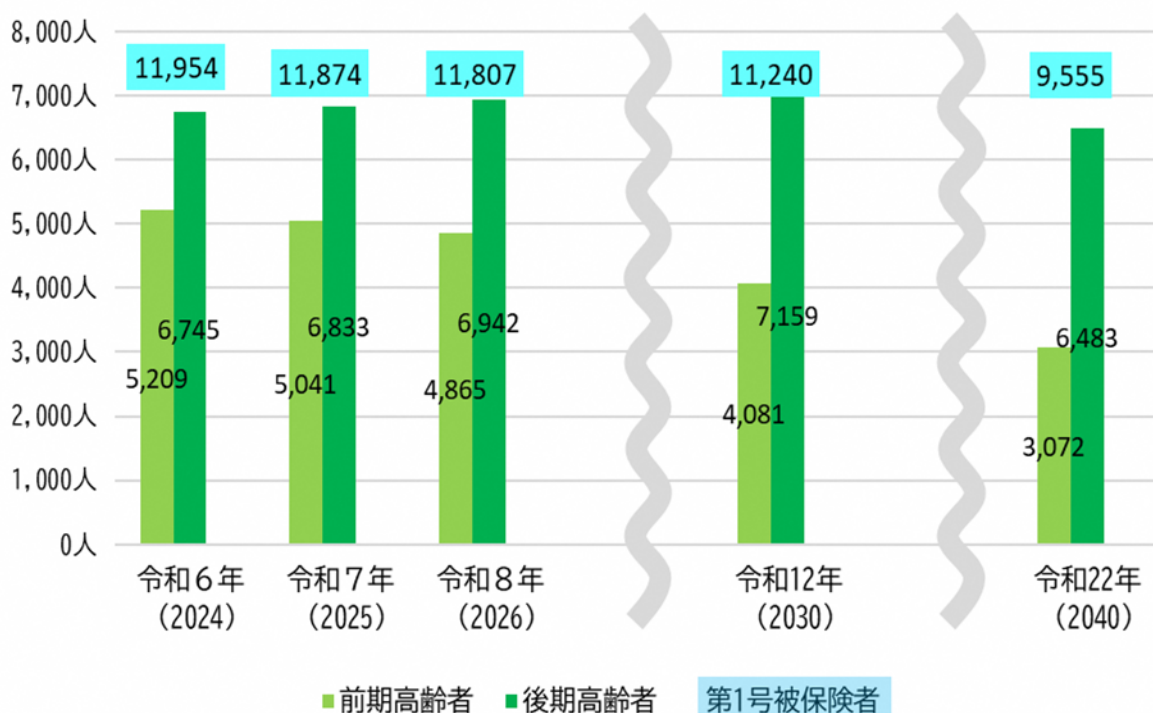
介護保険料の算定のためには、まず、今後の第1号被保険者数の推計が必要となります。被保険者数は、住民基本台帳や国勢調査による人口とは定義上も異なり、両者には差異が生じます。

このため、国では、各保険者において、令和4(2022)年度の人口と第1号被保険者数が一致するように補正係数を算出し、これを各年の国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口に乗じることにより算出したデータを提供しています(このため、人口推計とは一致しない場合があります。)。今回の介護保険料算定の基とする第1号被保険者数の推計は、この国提供データを採用しています。

それによると、本計画期間中の第1号被保険者数は、令和6(2024)年の11,954人から年々減少していくことになります。

65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は減少が続き、後期高齢者も減少が続きますが、前期高齢者の方が減少幅は大きいことが予想されます。

▼ 被保険者数及び前期・後期高齢者数の推計(第1号被保険者)



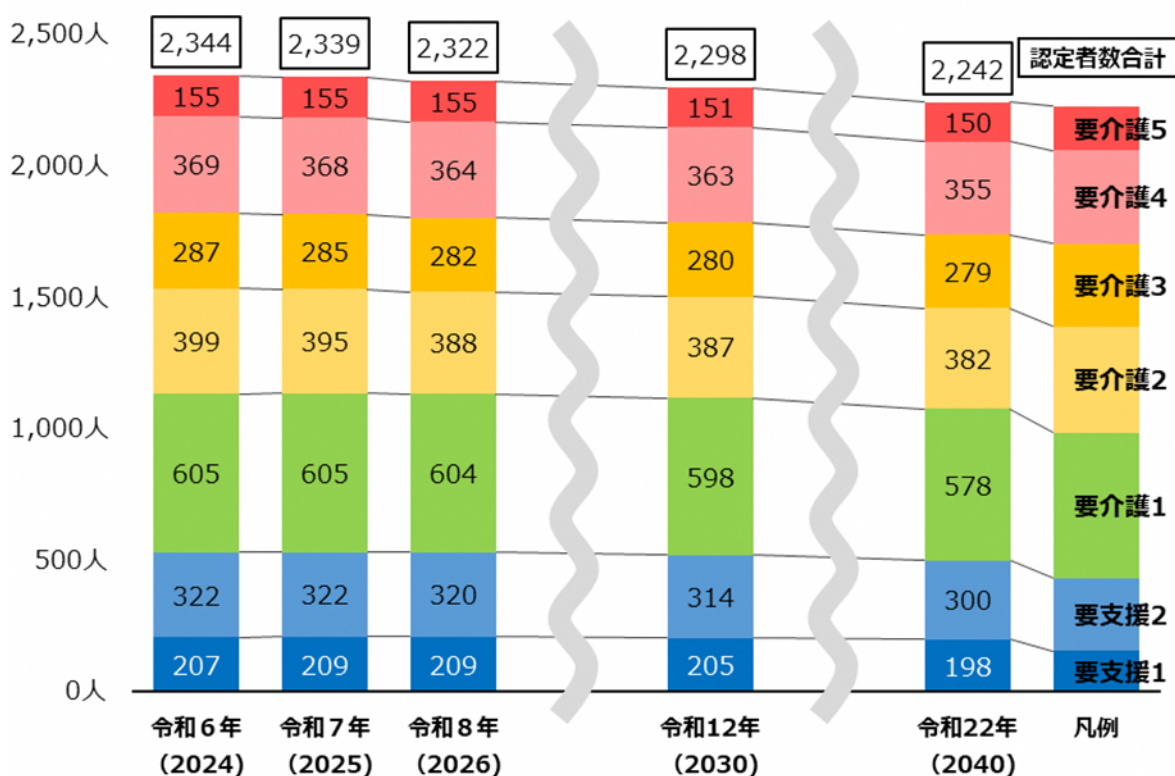
資料：厚生労働省提供データ

## (2) 要支援・要介護認定者数等の推計

将来の要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び伸びを勘案し、第1号被保険者数の推計を基にしながら推計しました。

第1号被保険者の要支援・要介護認定者数は、本計画期間の令和6(2024)年から令和8(2026)年の間、徐々に減少すると見込まれます。

### ▼ 要支援・要介護認定者数(第1号被保険者)の推計



(単位：人)

	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和12年(2030)	令和22年(2040)
要支援1	207	209	209	205	198
要支援2	322	322	320	314	300
要介護1	605	605	604	598	578
要介護2	399	395	388	387	382
要介護3	287	285	282	280	279
要介護4	369	368	364	363	355
要介護5	155	155	155	151	150
認定者数合計	2,344	2,339	2,322	2,298	2,242

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

## 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み

介護保険事業の所管(担当部署)は、「長寿介護課 介護保険班」となります。  
表中の数値は、1か月あたりの数値です(以下同じです。)

### (1) 居宅サービス

#### ①訪問介護（ホームヘルプ）

- 可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護(食事・入浴・排泄などの介護)や生活援助(調理・洗濯・掃除などの援助)を受けるサービスです。
- 予防給付の訪問介護が平成30(2018)年度から地域支援事業へ完全に移行し、訪問介護需要は安定してきております。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用回数(回)					
	7,761	7,253	7,292	7,315	7,299	7,168
	利用者数(人)					
	339	330	346	343	342	337

#### ②介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

- 寝たきりなどで自宅の浴槽では入浴が困難な利用者が、自立した生活を営むことができるように、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を図るため、浴槽を積んだ専用の入浴車などで居宅を訪問した看護師・ホームヘルパーから、入浴の介護を受けるサービスです。
- 予防給付は実績がなく、本計画期間中も事業開始の予定はありません。介護給付は、ほぼ横ばいで推移しており、今後も横ばいの状態にあると見込みます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数(回)					
	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)					
介護給付	利用回数(回)					
	32	35	38	38	38	38
	利用者数(人)					
	6	8	8	8	8	8

### ③介護予防訪問看護・訪問看護

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等から、床ずれの手当や点滴の管理などを受けるサービスです。
- 予防給付はほぼ横ばいで、介護給付は減少傾向で推移しており、今後もこの傾向が続くものと見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回）					
	92	74	74	78	78	78
	利用者数（人）					
	22	20	18	21	21	21
介護給付	利用回数（回）					
	401	417	365	372	368	368
	利用者数（人）					
	87	87	75	74	73	73

### ④介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士から、機能訓練（リハビリテーション）を受けるサービスです。
- 予防給付、介護給付ともに、やや増加傾向と考えられます。
- 本計画では、在宅でのリハビリテーションが必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が一定ないし増加していくと見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回）					
	143	143	152	145	145	145
	利用者数（人）					
	14	15	17	18	18	18
介護給付	利用回数（回）					
	501	560	563	598	598	588
	利用者数（人）					
	50	55	50	56	56	55

### ⑤介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、療養生活の質の向上を図るため、居宅を訪問した医師、歯科医師、薬剤師、看護師などから、療養上の管理や指導を受けるサービスです。
- 予防給付・介護給付ともほぼ横ばいで推移してきました。
- 本計画では、介護給付において、在宅医療と介護の連携推進の観点から、在宅での療養が必要な高齢者が今後増加し、サービス利用が増加していくと見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	9	5	3	2	2	2
介護給付	利用者数（人）					
	46	48	51	56	56	55

### ⑥通所介護（デイサービス）

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 予防給付については、平成30(2018)年度から地域支援事業に完全移行しました。
- 介護給付は、おおむね横ばいで利用が推移しています。本計画では、介護予防・自立支援の観点からは、現在の状態に近い利用を見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用回数（回）					
	4,671	4,440	4,346	4,231	4,201	4,161
	利用者数（人）					
	451	460	446	442	439	435

### ⑦介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

- 心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。
- 前計画期間中、年度による上下動がありますが、ほぼ横ばいで推移しています。
- 心身機能の回復・維持、体力の増進は、介護予防や重度化防止にとって重要であり、本計画では、現在の状態に近い利用を見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用者数（人）					
	119	97	71	83	83	82
介護 給付	利用回数（回）					
	1,831	1,655	1,487	1,507	1,490	1,474
	利用者数（人）					
	221	205	186	189	187	185

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

### ⑧介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

- 利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 予防給付はほぼ横ばい、介護給付は近年、減少傾向にあります。
- 独居・高齢者のみの世帯数は、大幅に減ることはないと思込まれるため、今後も利用があまり減少することはないと見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防 給付	利用日数（日）					
	67	40	54	42	42	42
	利用者数（人）					
	9	7	9	8	8	8
介護 給付	利用日数（日）					
	2,910	2,793	2,595	2,482	2,468	2,417
	利用者数（人）					
	201	188	176	169	168	165



### ⑨介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

- 療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。
- 予防給付は、今期もわずかな実績で推移することが見込まれます。
- 介護給付は、今後も一定の需要が続くと想定して見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用日数（日）					
	3	2	3	3	3	3
	利用者数（人）					
	1	1	1	1	1	1
介護給付	利用日数（日）					
	87	53	19	47	47	47
	利用者数（人）					
	9	5	2	4	4	4

### ⑩介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与を受けるサービスです。
- 予防給付はほぼ横ばい、介護給付はやや増加傾向で推移しています。
- 在宅介護の需要が今後も一定程度発生すると考えられ、現在の状態に近い利用を見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	108	127	164	168	168	168
介護給付	利用者数（人）					
	423	444	460	429	425	421

### ⑪特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、腰掛便座や入浴補助用具、特殊寝台などの特定福祉用具購入費の一部が支給されるサービスです。
- 予防給付・介護給付ともに、ほぼ横ばいで推移しています。在宅介護の需要予測から、ポータブルトイレや浴槽いすの需要が、今後も一定程度発生すると考えられ、横ばいの見込みとしています。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	4	5	3	5	5	5
介護給付	利用者数（人）					
	10	9	9	7	7	7

### ⑫住宅改修

- 日常生活上の便宜を図り、利用者や介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部が支給されるサービスです。
- 予防給付・介護給付とも横ばいで推移しており、今後も一定の利用が発生すると見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	4	5	5	6	6	6
介護給付	利用者数（人）					
	7	6	6	7	7	7

### ⑬介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

- 自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たした有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などに入居し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。
- 予防給付・介護給付ともに、ほぼ横ばいで推移しています。
- 介護給付は、今後も一定の利用が発生すると見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	6	7	8	9	9	9
介護給付	利用者数（人）					
	50	55	58	57	57	56

## ⑭介護予防支援・居宅介護支援

- 可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員等が居宅(介護予防)サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行うサービスです。
- 予防給付は横ばい傾向で、介護給付はやや減少傾向で推移しています。
- 予防給付は現在の利用に近い傾向で、介護給付はやや減少傾向で、利用を見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数(人)					
	233	224	217	229	230	229
介護給付	利用者数(人)					
	921	926	911	901	897	887

## (2) 地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
- 現在、市内にはサービスがないため、市外の利用となっています。24時間対応型の訪問介護は、一定程度のニーズがあると考えられます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用者数（人）					
	3	4	5	6	6	6

### ②夜間対応型訪問介護

- 利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を、24時間安心して送ることができるよう、夜間帯に訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問するサービスです。
- 現在、市内にはサービスがありませんが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と合わせて実施の可能性を探っていきます。

### ③地域密着型通所介護

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、住み慣れた地域のデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 利用回数は、増加傾向となっています。
- 今後も、一定の利用が続くものとして見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用回数（回）					
	500	463	537	551	551	538
	利用者数（人）					
	50	51	69	73	73	71

## ④介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

- 認知症である利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。
- 予防給付については、実績がほとんどありません。介護給付については、今後の認知症高齢者の増加を想定し、一定の利用が続くものとして見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用回数（回）					
	2	4	0	1	1	1
介護給付	利用者数（人）					
	0	1	0	1	1	1
介護給付	利用回数（回）					
	140	215	253	220	220	220
介護給付	利用者数（人）					
	16	20	21	22	22	22

## ⑤介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護

- 住み慣れた地域での生活を継続することができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、1つの事業所から通所サービス、訪問サービス及び宿泊サービスを必要に応じて組み合わせて受けることができるサービスです(生月圏域に、1事業所)。
- 予防給付・介護給付とも、ほぼ横ばいで推移してきました。
- 本計画では、今後の利用が横ばいで推移すると見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	5	8	9	9	9	9
介護給付	利用者数（人）					
	34	31	31	29	29	29

⑥介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 予防給付は横ばい、介護給付はやや減少傾向で推移してきました。
- 予防給付については今後も一定の利用が続き、介護給付についてはやや減少傾向になると見込んでいます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	利用者数（人）					
	1	2	3	3	3	3
介護給付	利用者数（人）					
	143	139	125	127	126	125

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。
- 本計画では、新たに北部圏域にユニット型20床(P121参照)を加えて、サービス提供するものとして見込みます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	利用者数（人）					
	30	29	30	30	50	50

### (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

●常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。

●本計画では、中部圏域の多床室50床のうち、30床をユニット型に移行し、20床(※)を減床して、サービス提供するものとして見込みます。また、令和7年度から田平圏域の多床室60床が、ユニット型に移行します。

(※)20床分は、北部圏域の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(P120)に転換します。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用者数（人）					
	236	247	246	246	221	221

#### ②介護老人保健施設（老人保健施設）

●病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。

●本計画では、引き続き現状の施設内容でサービス提供するものとして見込みます。

実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用者数（人）					
	204	198	205	200	200	200

#### ③介護医療院

●病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設(療養病床等)として提供されていましたが、令和2(2020)年1月に介護医療院への移行が行われました。

●本計画では、介護療養型医療施設における利用が、ほぼ横ばいで継続すると見込んでいます。

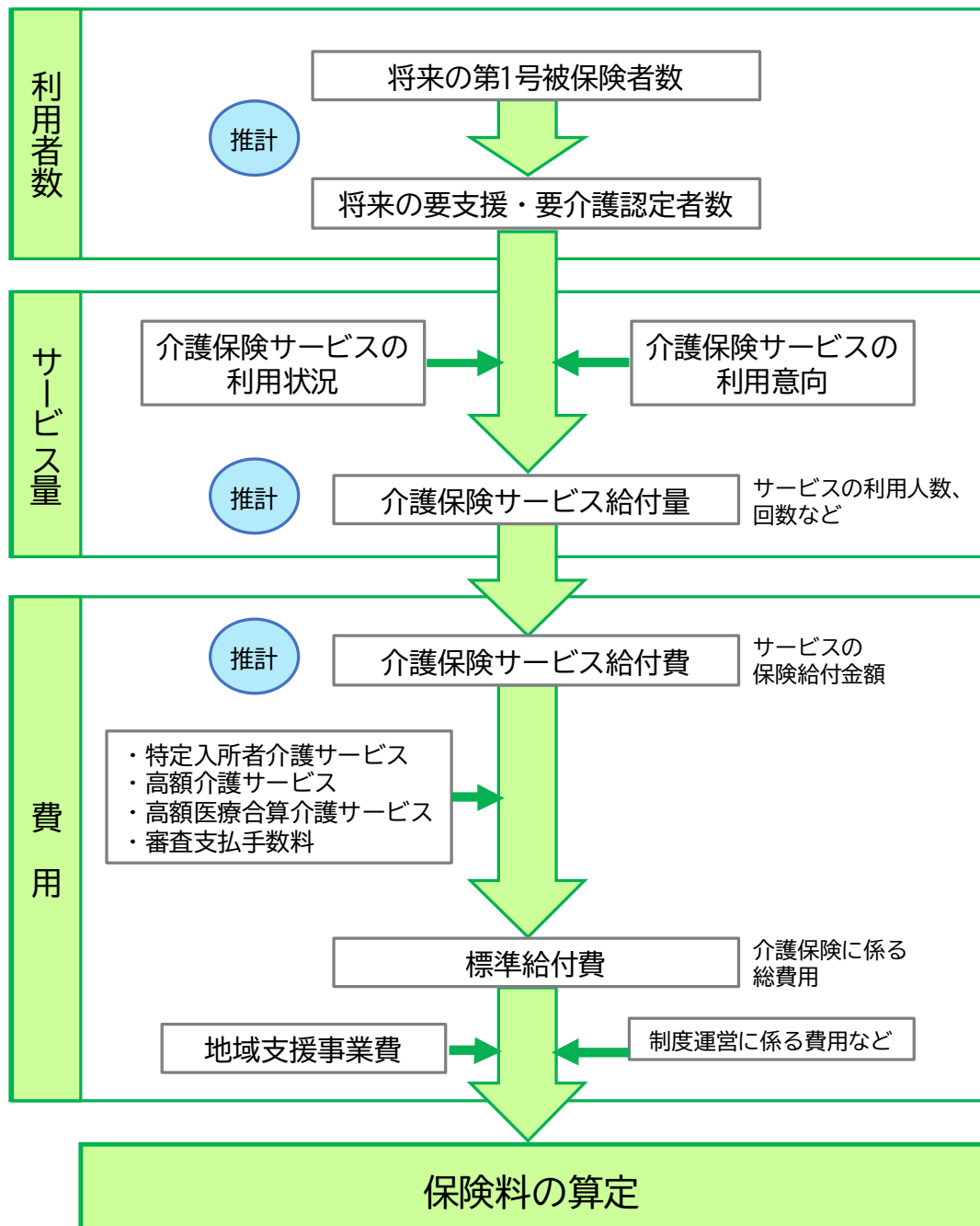
実績・計画	実績			計画		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護 給付	利用者数（人）					
	14	15	14	14	14	14

### 3 介護保険事業費用の見込み

#### (1) 介護保険料の算定方法

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。

▼ 介護保険料算定等の流れ





## (2) 介護保険事業費の見込

## ▼ 介護サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護（ホームヘルプ）	235,263	235,025	230,974
訪問入浴介護	5,500	5,500	5,500
訪問看護	26,580	26,500	26,500
訪問リハビリテーション	20,887	20,887	20,518
居宅療養管理指導	5,651	5,651	5,550
通所介護（デイサービス）	346,000	345,000	343,500
通所リハビリテーション（デイケア）	174,000	173,000	172,500
短期入所生活介護（ショートステイ）	260,000	259,000	257,500
短期入所療養介護（医療型ショートステイ）	5,043	5,043	5,043
福祉用具貸与	56,232	56,000	55,800
特定福祉用具購入費	2,764	2,764	2,764
住宅改修費	9,193	9,193	9,193
特定施設入居者生活介護	127,000	127,000	127,000
小計	1,274,113	1,270,563	1,262,342
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,773	8,773	8,773
地域密着型通所介護	42,296	42,296	41,110
認知症対応型通所介護	31,643	31,643	31,643
小規模多機能型居宅介護	49,683	49,683	49,683
認知症対応型共同生活介護	380,741	378,257	375,216
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	118,269	184,795	184,795
小計	631,405	695,447	691,220
(3) 施設サービス			
介護老人福祉施設	773,031	694,471	694,471
介護老人保健施設	701,333	701,333	701,333
介護医療院	56,448	56,448	56,448
小計	1,530,812	1,452,252	1,452,252
(4) 居宅介護支援	156,243	156,000	155,000
合計	3,592,573	3,574,262	3,560,814

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

▼ 介護予防サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>(1) 居宅サービス</b>			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	4,445	4,445	4,445
介護予防訪問リハビリテーション	5,233	5,233	5,233
介護予防居宅療養管理指導	231	231	231
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	36,000	36,000	35,800
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	4,700	4,700	4,700
介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	275	275	275
介護予防福祉用具貸与	12,758	12,758	12,758
特定介護予防福祉用具購入費	1,400	1,400	1,400
介護予防住宅改修費	8,130	8,130	8,130
介護予防特定施設入居者生活介護	9,696	9,696	9,696
小計	82,868	82,868	82,668
<b>(2) 地域密着型サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	40	40	40
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,838	6,838	6,838
介護予防認知症対応型共同生活介護	8,761	8,761	8,761
小計	15,639	15,639	15,639
<b>(3) 介護予防支援</b>	12,709	12,781	12,725
<b>合計</b>	<b>111,216</b>	<b>111,288</b>	<b>111,032</b>

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

### (3) 介護給付費・介護予防給付費

介護給付費及び介護予防給付費からなる総給付費の見込みは、下記のとおりとなります。

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<b>介護給付</b>			
(1) 居宅サービス	1,274,113	1,270,563	1,262,342
(2) 地域密着型サービス	631,405	695,447	691,220
(3) 施設サービス	1,530,812	1,452,252	1,452,252
(4) 居宅介護支援	156,243	156,000	155,000
介護給付 合計	3,592,573	3,574,262	3,560,814
<b>予防給付</b>			
(1) 介護予防サービス	82,868	82,868	82,668
(2) 地域密着型 介護予防サービス	15,639	15,639	15,639
(3) 介護予防支援	12,709	12,781	12,725
予防給付 合計	111,216	111,288	111,032
<b>総給付費</b>	<b>3,703,789</b>	<b>3,685,550</b>	<b>3,671,846</b>

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

### (4) 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込額と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の給付見込額から算出します。

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費	3,703,789	3,685,550	3,671,846
特定入所者介護サービス費等 給付額	181,405	181,021	179,718
高額介護サービス費等給付額	94,050	93,852	93,176
高額医療合算介護サービス費等 給付額	11,893	11,868	11,783
算定対象審査支払手数料	3,712	3,705	3,678
<b>標準給付費見込額計</b>	<b>3,994,849</b>	<b>3,975,996</b>	<b>3,960,201</b>

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

## (5) 地域支援事業費

本計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の事業総額の見込額から算出します。

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	164,498	162,286	160,811
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	57,901	57,901	57,901
包括的支援事業（社会保障充実分）	28,964	28,964	28,964
地域支援事業費	251,363	249,151	247,676

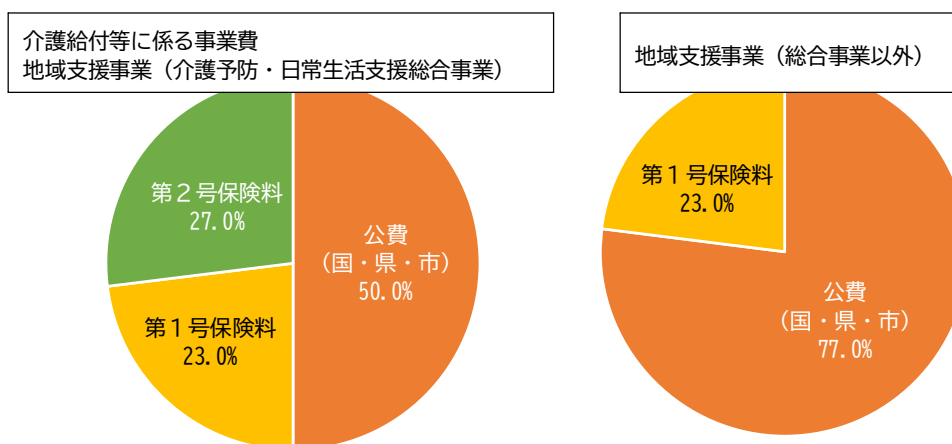
※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

## (6) 介護給付等に係る事業費と、地域支援事業費の財源構成

「介護給付等に係る事業費」の財源は、第1号保険料及び第2号保険料、国（25%、調整交付金5%含む）・県（12.5%）・市（12.5%）の負担金で賄われます。また、第9期の令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの第1号被保険者の負担率は23%、第2号被保険者の負担率は27%となります。

地域支援事業のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」の財源は、介護給付費と同じく50%が国・県・市による公費負担、50%が第1号と第2号の保険料負担です。また、「包括的支援事業」と「任意事業」の財源は、第2号被保険者の負担がなくなり、77%が国・県・市による公費負担、23%が第1号保険料で構成されます。

### ▼ 財源構成



## 4 介護保険料の算定

### (1) 介護給付費準備基金について

平戸市は、条例により「介護給付費準備基金」を設けて、介護保険事業計画期間中の各年度に発生する 剰余金を積み立てる一方、給付費の不足が生じる場合には取崩しを行うなど、被保険者の皆様に安定して保険給付を提供するよう努めています。

この基金は、介護保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を保有することは、保険給付のためにお預かりした保険料の用途目的としては望ましくありません。

また、本市においては、第8期計画期間中の介護給付費は、コロナ禍に伴う利用抑制・減少や要介護認定者数の減少等により見込みを下回り、結果的に第8期は介護給付費準備基金を取り崩さずに済む見込みとなっており、令和5年度末の基金残高は、5億3千万円程度となる見込みです。

第8期計画までに発生している保険料の剰余金を積み立てている介護給付費準備基金については、国の方針として(※)「各保険者において、第9期計画の保険料上昇抑制のために活用すること」とされています。

本市では、介護給付費準備基金を「3億5千万円(66%)」を取崩し、保険料を軽減することとしております。

ただし、次期(第10期)計画以降の保険料については、「保険料は、当該期中に発生した保険料をもって賄う」という基本的な考えがありますので、今後の制度改正や介護サービスの状況、基金残高の状況によっては、変動(増減)する可能性があります。

(※)令和5年10月17日付厚生労働省事務連絡「第9期計画期間に向けた1号保険料に関する検討について」より一部抜粋

「基金残高と繰越金が相当程度積み上がっている保険者においては、これらを第9期の保険料上昇の抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料設定を検討いただきたい。」

## (2) 保険料基準額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの、3年間の標準給付費見込額・地域支援事業費見込額を基に、第1号被保険者負担割合(23%)に応じ、過去の実績における収納率を勘案した「保険料賦課総額」を、被保険者見込数で除して算出します。

(単位：千円)

標準給付費見込額【A】	11,931,046
地域支援事業費見込額【B】	748,190
↳うち介護予防・日常生活支援総合事業費【B'】	487,595
第1号被保険者負担分【C】 = (A + B) × 23%	2,916,224
調整交付金相当額【D】 = (A + B') × 5%	620,932
調整交付金見込額【E】 = (A + B') × 8.38%※ (※3年の平均)	1,040,682
財政安定化基金償還金【F】	0
介護給付費準備基金取崩額【G】	350,000
市町村特別給付費等【H】	0
保険料収納必要額【I】 = C + D - E + F - G + H	2,146,474
保険料収納率【J】	99.28 %
保険料賦課総額【K】 = I ÷ J	2,162,041
所得段階別加入割合補正後被保険者数【L】	32,711 人

※端数処理の関係で、合計等が合わない場合があります。

保険料基準額(月額) = 保険料賦課総額【K】 ÷ 所得段階別加入割合補正後被保険者数【L】 ÷ 12月 × 1,000円 ÷ 5,508円

	第9期(令和6年度～令和8年度)
保険料基準額(月額)	<u>5,508円</u>

●第9期保険料基準額(=第5段階)：

5,508円 × 12月 ÷ 年額66,000円(第8期比△4,500円)

[参考] 第8期保険料基準額(=第5段階)：5,875円 × 12月 ÷ 年額70,500円

### (3) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者）

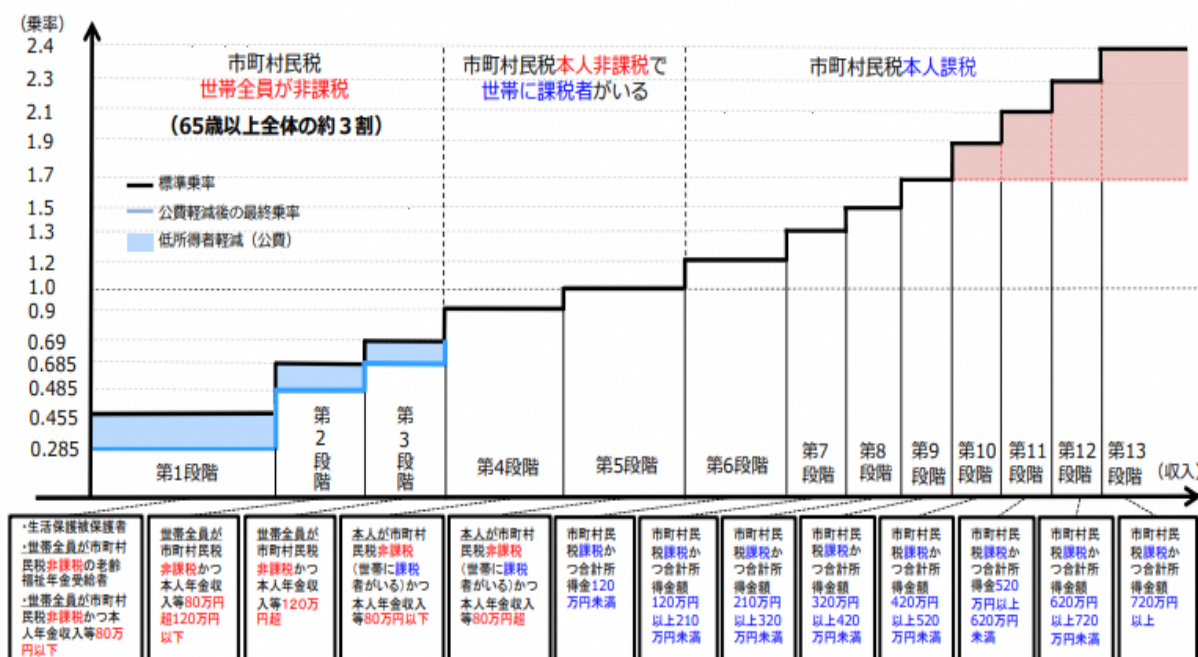
第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計しました。令和5年4月1日時点における所得段階別被保険者数の割合に、将来の第1号被保険者数の推計を乗じて見込んでいます。  
(単位:人)

所得段階	令和6年度	令和7年度	令和8年度	第9期計
第1段階	2,501	2,484	2,470	7,455
第2段階	1,477	1,468	1,459	4,404
第3段階	1,092	1,085	1,079	3,256
第4段階	1,406	1,396	1,388	4,190
第5段階	1,602	1,591	1,583	4,776
第6段階	1,886	1,874	1,863	5,623
第7段階	1,173	1,165	1,158	3,496
第8段階	409	406	404	1,219
第9段階●	164	163	162	489
第10段階●	93	93	92	278
第11段階●	48	47	48	143
第12段階●	29	28	28	85
第13段階●	74	74	73	221
合計	11,954	11,874	11,807	35,635
所得段階補正後人数 (保険料率×被保険者数)	10,974	10,900	10,837	32,711

※各段階の所得等の条件は、次ページに記載しています。

●第9～第13段階は、従来の第9段階を5段階に区分したものです。

#### ▼ 所得段階ごとの保険料率(国基準)



本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとし、所得段階別介護保険料は、介護保険料基準額を基に、以下の国基準の13段階により設定します。

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 ●【 】内は軽減後
第1段階	① 生活保護受給者の人又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ② 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.455 ●【0.285】	30,000円 ●【18,800円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 ●【0.485】	45,200円 ●【32,000円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額×0.690 ●【0.685】	45,500円 ●【45,200円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.900	59,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額+その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額×1.200	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.300	85,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.500	99,000円



所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.700	112,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.900	125,400円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.100	138,600円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.300	151,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の人	基準額×2.400	158,400円

- ① 第9～第13段階は、従来の「第9段階」を5段階に区分したものです。
- ② 保険料は、端数の調整を行い設定しています。
- ③ 第1段階～第3段階の人は、公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の●【 】内に軽減されます。保険料年額の●【 】内は、公費負担による軽減を適用した後の金額です。
- ④ 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額です。
- ⑤ 「合計所得金額」とは収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。



# VII

## 計画の推進に向けて

- 1 令和12（2030）年・令和22（2040）年の予測
- 2 その他の将来予測
- 3 関係機関との連携
- 4 計画の進行管理と評価・点検

VIIでは、本計画の推進にあたり、今後の介護需要等の予測を中長期的観点から行います。また、計画推進のための体制づくりや、施策の達成状況を把握・評価し、必要に応じて見直しを行う方法についてまとめます。

## 1 令和12（2030）年・令和22（2040）年の予測

本計画では、中長期を見据え、需要や保険給付等を推計するよう努めることとされています。本計画以降のサービス需要は、横ばいから下降の見込みです。

### (1) サービス種類ごとの量の推計 (※)1か月あたりの数値です。

介護サービス		令和8 (2026) 年度推計	令和12 (2030) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
<b>(1) 居宅サービス</b>				
訪問介護(ホームヘルプ)	(回)	7,168	7,114	6,962
	(人)	337	335	327
訪問入浴介護	(回)	38	38	38
	(人)	8	8	8
訪問看護	(回)	368	368	365
	(人)	73	73	72
訪問リハビリテーション	(回)	588	588	577
	(人)	55	55	54
居宅療養管理指導	(人)	55	54	53
通所介護(デイサービス)	(回)	4,161	4,133	4,030
	(人)	435	432	421
通所リハビリテーション(デイケア)	(回)	1,474	1,474	1,443
	(人)	185	185	181
短期入所生活介護(ショートステイ)	(日)	2,417	2,402	2,351
	(人)	165	164	160
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	(日)	47	47	47
	(人)	4	4	4
福祉用具貸与	(人)	421	416	407
特定福祉用具購入費	(人)	7	7	7
住宅改修費	(人)	7	7	7
特定施設入居者生活介護	(人)	56	56	54
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人)	6	6	6
地域密着型通所介護	(回)	538	529	521
	(人)	71	70	69
認知症対応型通所介護	(回)	220	216	207
	(人)	22	22	21
小規模多機能型居宅介護	(人)	29	29	27
認知症対応型共同生活介護	(人)	125	125	122
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	50	50	50
<b>(3) 施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	(人)	221	221	221
介護老人保健施設	(人)	200	200	200
介護医療院	(人)	14	14	14
<b>(4) 居宅介護支援</b>	(人)	887	880	859

介護予防サービス		令和8 (2026) 年度推計	令和12 (2030) 年度推計	令和22 (2040) 年度推計
(1)介護予防サービス				
介護予防訪問看護	(回)	78	78	74
	(人)	21	21	20
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	145	145	137
	(人)	18	18	17
介護予防居宅療養管理指導	(人)	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	(人)	82	81	77
介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	(日)	42	42	42
	(人)	8	8	8
介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)	(日)	3	3	3
	(人)	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	(人)	168	165	157
特定介護予防福祉用具購入費	(人)	5	5	3
介護予防住宅改修	(人)	6	6	6
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	9	9	9
(2)地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回)	1	1	1
	(人)	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人)	9	9	9
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人)	3	3	3
(3)介護予防支援	(人)	229	224	214

(※)1か月あたりの数値です。

## (2) 介護保険給付費の予測 (※)年間の数値です。

	令和12(2030)年度	令和22(2040)年度
介護給付費(千円)	3,550,354	3,464,658
介護予防給付費(千円)	109,727	106,558
地域支援事業費(千円)	233,089	200,507
保険料基準額月額(円)	5,792	5,870
保険料基準額年額(円)	69,500	70,400

ただし、この計算は、介護サービス利用者の割合が、現在の状況のまま推移した場合の想定によるものであり、高齢者人口の今後の変動や介護予防への取組等によって結果は大きく変わります。また、今後の制度改正等の影響も加味されていないものです。

## 2 その他の将来予測

### (1) 介護職員等の予測

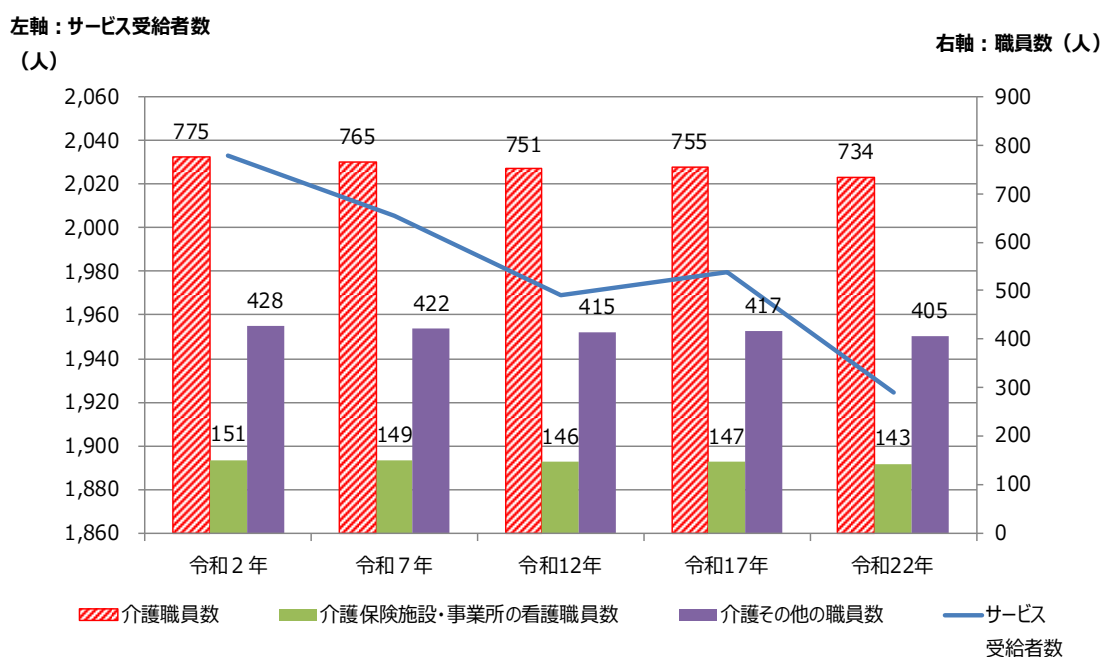
国の提供によるワークシートを使用し、将来の介護サービス受給者数の推計に対して必要と予測される介護職員等の数を推計した結果は、以下のとおり<sup>1</sup>となりました。

#### ▼ 介護人材需給の推計

(単位：人)

	サービス受給者数	介護職員数	介護保険施設・事業所の看護職員数	介護その他の職員数	合計
令和2年	2,033	775	151	428	1,354
令和7年	2,005	765	149	422	1,336
令和12年	1,969	751	146	415	1,312
令和17年	1,979	755	147	417	1,319
令和22年	1,925	734	143	405	1,282

資料：国ワークシート「介護人材需給推計ワークシート（簡易推計）」による推計



1 全国におけるサービス受給者 100 人あたりの介護職員等数(配置率)を、平戸市にあてはめて試算しています。

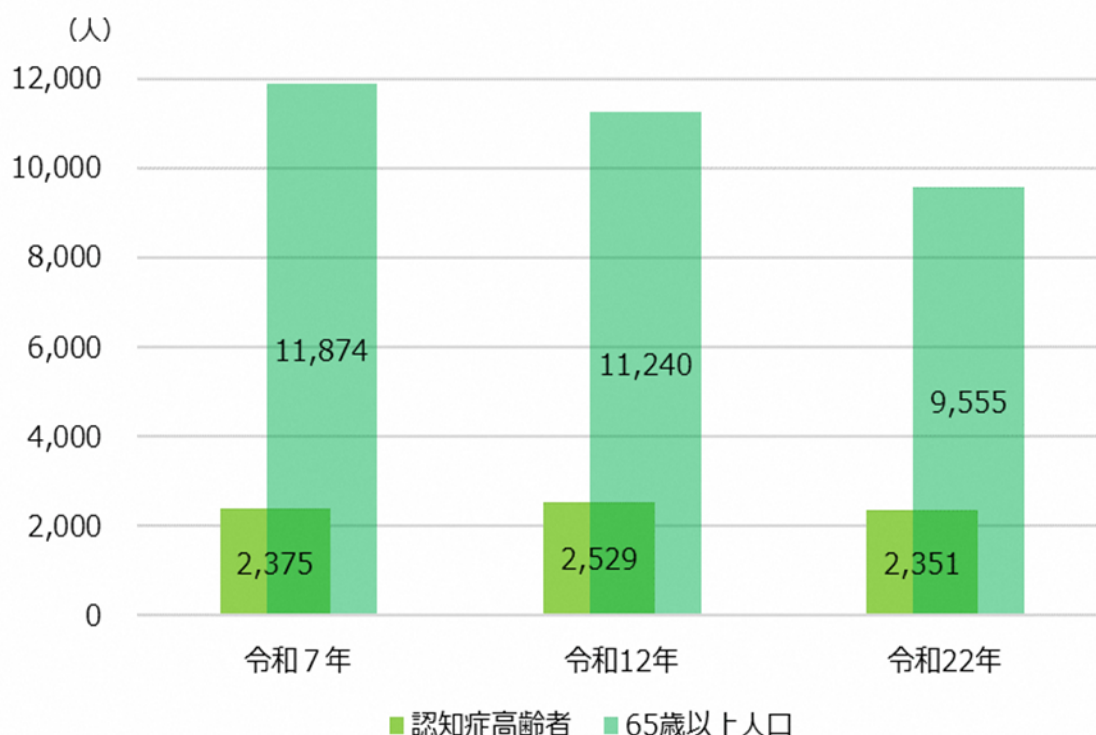
## (2) 認知症高齢者数の予測

認知症高齢者への対応や施策、地域資源の活用などを検討するうえで、今後の認知症高齢者数を予測することが重要です。

令和5年版高齢社会白書(内閣府)によると、65歳以上の高齢者の認知症患者数と有病率の将来推計は、平成24(2012)年は認知症患者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人(有病率15.0%)であったのに対し、令和7(2025)年には約700万人(約5人に1人)、令和22(2040)年には約950万人(約4人に1人)になると見込まれています。

これを平戸市にあてはめると、認知症高齢者数(65歳以上)は令和7(2025)年に2,375人と推計され、令和12(2030)年には2,529人、令和22(2040)年には2,351人になると予測されます。

ただし、これは全国の推計による推定有病率の割合<sup>2</sup>を、平戸市の高齢者人口推計にあてはめたものであり、実態がこの予測どおりとならない可能性にも留意する必要があります。



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」より作成（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授）

<sup>2</sup> 各年齢層の認知症有病率が、平成24(2012)年以降も上昇すると仮定した場合の推定有病率(厚生労働省の調査により報告された平成24年の認知症患者数で補正した場合のもの、令和2(2020)年17.5%、令和7(2025)年20.0%、令和22(2040)年24.6%)を使用して試算しています。

## 3 関係機関との連携

### (1) 介護と医療の連携

在宅医療・介護連携については、従来から問われ続けてきた重要課題の一つです。

地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、看取りや認知症への対応も視野に、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進、在宅医療・介護連携に関する医療関係者、介護関係者及び近隣市町との連携に取り組みます。

### (2) 市関係部局の連携

地域包括ケアシステムの構築については、高齢者福祉に限らず子ども、障がいのある人、生活困窮者、災害時要援護者など分野ごとの「支え手」・「受け手」が分野を超え、地域住民、各種団体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域共生型社会の実現に向けた仕組みづくりに取り組む必要があります。

事業の推進については、福祉関連部局のみならず、総務課、市民課、都市計画課など市民生活に関わる各部署との横の連携を密にし、各種事業の展開を計画的・総合的に進めていきます。

### (3) 地域包括支援センターを中心としたネットワークの整備

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていくために、医療・介護の連携、認知症施策の充実、生活支援体制の整備が必要となります。

平戸市の要介護認定者数の合計は、平成28(2016)年をピークに減少傾向でしたが、令和2(2020)年から増加に転じています。要介護度別に見ると、要介護1が多くなっています。今後、サービスの量的な拡充よりも、介護予防や重度化防止の推進など、市の実情に合わせた形で、関係機関や団体との連携を密にし、地域包括支援センターの機能充実を図っていきます。



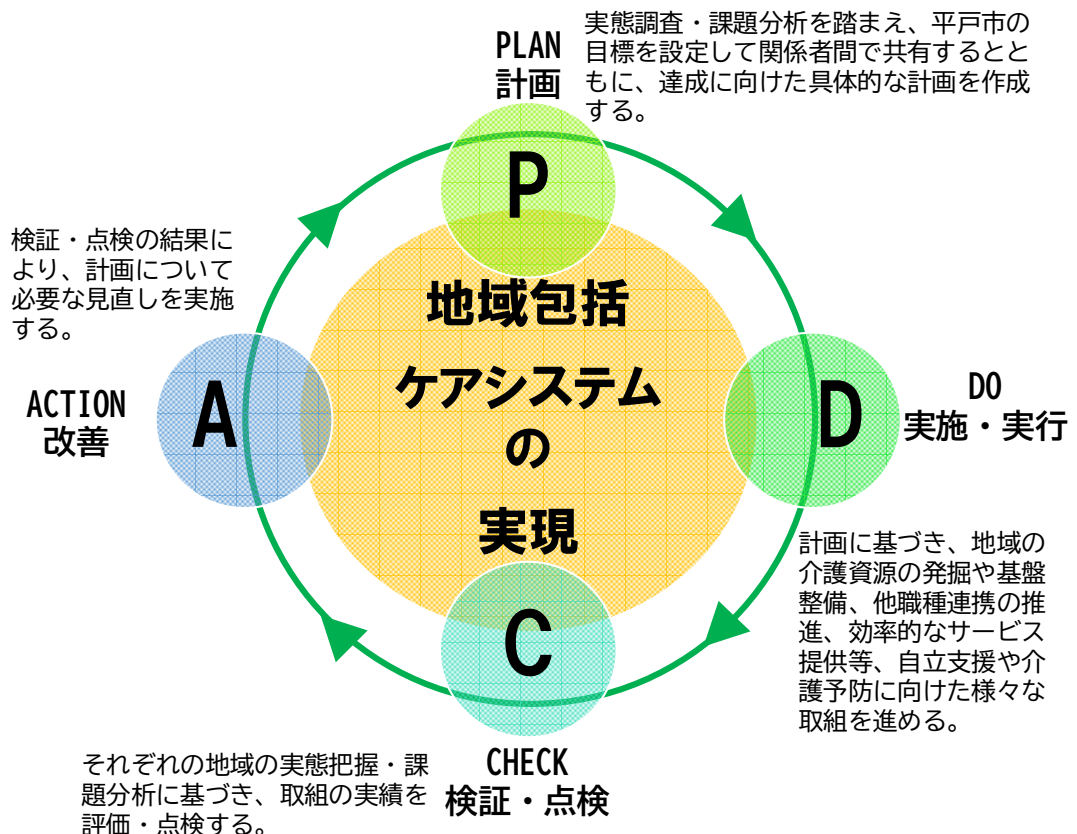
## 4 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。

また、介護保険の被保険者、学識経験者、介護サービス事業者等により構成される介護保険事業計画等策定委員会、地域包括支援センター運営協議会や地域密着型サービス運営協議会を定期的に開催し、計画の実施状況や、地域包括支援センター・地域密着型事業所等の運営状況の評価・点検を行います。

平成29(2017)年度創設の「保険者機能強化推進交付金」、令和2(2020)年度創設の「介護保険保険者努力支援交付金」については、本市においても交付金に係る評価を実施しています。これらの評価結果も活用しながら、本計画の進行管理におけるPDCAサイクルを強化します。

### ▼ PDCAサイクルのプロセスのイメージ





# 資料編

# 1 平戸市介護保険事業計画等策定委員会条例

平成17年10月1日条例第105号

平戸市介護保険事業計画等策定委員会条例

(設置)

**第1条** 急速な高齢化社会に対応し、地域の中で安心して生活することができる社会の実現を目指すため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、平戸市介護保険事業計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 策定委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 老人保健福祉計画に関すること。

(組織)

**第3条** 策定委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員代表
- (2) 関係施設の代表
- (3) 関係団体の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、3年とする。ただし、前条第2項第1号から第4号までに掲げる委員で役職により選任された委員は、その職を離れたとき委員の職を失うものとする。

2 委員に欠員が生じたときは、速やかに、補欠委員を委嘱し、又は任命するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 策定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 策定委員会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門委員会)

**第7条** 策定委員会は、特別な事項を調査研究するため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、会長が指名する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会に属する委員のうちから互選する。

4 委員長は、当該専門委員会の会務を総理し、当該専門委員会における審議の状況及び結果を策定委員会に報告する。

(意見の聴取)

第8条 策定委員会及び専門委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会及び専門委員会の庶務は、福祉部長寿介護課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月15日条例第36号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 平戸市介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和8年3月31日 ◎：会長 ○副会長

※敬称略

	区 分		団 体 名	役 職 名	氏 名
1	1号	議会関係	平戸市議会	総務厚生委員長	松本 正治 吉住 龍三
2	2号	関係施設	老人福祉施設代表	平戸荘代表	岩本 正広
3	2号		老人保健施設代表	ひらんど介護士長	大石 幸司
4	2号		老人福祉施設代表	生寿園施設長	宮崎 洋子
5	3号		関係団体	平戸市社会福祉協議会	会長
6	3号	平戸市医師会		介護保険担当理事	波多江 龍彦
7	4号	行政機関	長崎県北保健所	地域保健課長	中島 康子
8	4号		平戸市健康ほけん課	課長	山川 政幸
9	5号	学識経験者	長崎国際大学	人間社会学部 社会福祉学科准教授	野田 健
10	5号	学識経験者	平戸市教育委員	教育委員	氏田 裕也
11	6号	度島圏域	平戸市民生委員協議会連合会	度島地区民生委員	古川 平
12	6号	北部圏域	平戸市社会福祉協議会	本所 係長	辻村 裕之
13	6号	中部圏域	平戸市民生委員協議会連合会	中部地区民生委員	松永 富子
14	6号	南部圏域	平戸市民生委員協議会連合会	南部支部副会長	大石 光彦
15	6号	生月圏域	平戸市民生委員協議会連合会	副会長	○山本 善則
16	6号	生月圏域	有限会社みやび会	いなほ施設代表	塚本 吉弘
17	6号	田平圏域	平戸市老人クラブ連合会	副会長	曾川 孟浩
18	6号	田平圏域	平戸市民生委員協議会連合会 田平支部	副会長	佐藤 千代子
19	6号	大島圏域	平戸市民生委員協議会連合会 大島支部	会長	末吉 直幸

※吉住委員は、令和5年11月7日就任

### 3 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和5年 7月31日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第1回） 1 会長・副会長選任 2 アンケート実施・結果報告について 3 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定について 4 今後のスケジュールについて 5 その他
令和5年 9月29日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第2回） 1 第8期の実績・状況について 2 サービス提供事業者調査等の報告 3 計画骨子案について 4 その他
令和5年 11月17日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第3回） 1 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について 2 給付見込みについて 3 その他
令和5年 12月22日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第4回） 1 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について 2 給付見込みについて 3 その他
令和6年 1月15日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第5回） 1 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の原案について 2 その他
令和6年 1月25日～2 月15日	パブリックコメント（市民意見募集）
令和6年 2月16日	令和5年度 平戸市介護保険事業計画等策定委員会（第6回） 1 パブリックコメントの結果について 2 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について 3 介護保険料について 4 その他

第9期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画

---

発行年月：令和6年3月

発行：長崎県 平戸市

編集：平戸市 福祉部 長寿介護課

住所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

T E L：0950-22-9134